

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#) / [3日目](#)

平成21年3月愛荘町議会定例会

1日目(平成21年3月5日)

開会:午前9時02分 延会:午後6時03分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 同意第 1号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 2号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 4号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 4号 愛荘町まちじゅう読書の宣言について
- 日程第 9 議案第 5号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 愛荘町環境基本条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 9号 愛荘町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

日程第15	議案第11号	愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第12号	愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第13号	愛荘町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第18	議案第14号	滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて
日程第19	議案第15号	平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)
日程第20	議案第16号	平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第17号	平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第18号	平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第23	議案第19号	平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第24	議案第20号	平成21年度愛荘町一般会計予算
日程第25	議案第21号	平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第26	議案第22号	平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第27	議案第23号	平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計予算
日程第29	議案第25号	平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	議案第26号	平成21年度愛荘町下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第27号	平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

日程第1から日程第8まで、日程第10から日程第18まで

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次 (退席 12:07～16:00)
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(森隆一君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年3月定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

世界的金融危機に伴い、厳しい景気の後退を前に、企業収益の悪化により、雇用にも厳しい情勢となっております。このことから、町税収入の大幅な落ち込みが見込まれるという、大変厳しい財政状況となっております。

本定例会では、この難局を乗り越え、安定した生活が継続でき、本町のまちづくりのための推進を、本格的なものとするため、町の将来像であります「心ふれ愛・笑顔 いっぱいの元気なまち」の実現に向けた平成21年度当初予算案をはじめ、人事案件、条例の制定および一部改正、平成20年度補正予算案などを、多くの重要案件が審議の対象となります。

議員各位におかれましては、提出されました議案に対しまして、景気雇用対策や暮らしの安全・安心基盤の強化、町政が抱えております政策課題への対応が図られ、住みよい愛荘町の実現に向けての慎重かつ十分な審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成21年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(森隆一君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(森隆一君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日、ここに平成21年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、念願の湖東三山インターチェンジにつきまして、報告をさせていただきます。去る3月3日、当役場におきまして、第2回スマートインターチェンジ社会実験準備会が開催されました。国の制度要項の改正によりまして、社会実験を廃止し、本格インターチェンジの導入ということになりましたため、これまでの社会実験準備会を解散し、直ちに国の実施要項に基づく地区協議会の設置ということになりました。会長および各委員はそのまま就任をし、この協議会はインターチェンジ供用後も継続するということでございます。協議会では、道路管理者となります滋賀県がスマートインターチェンジ実施計画書を作成し、国土交通省へ連結許可申請書を年度中に提出することが承認されたところでございます。

それでは、今期定例会に提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて1件、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて3件、まちじゅう読書の宣言について1件、条例制定ならびに改正条例議決案件9件、滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて1件、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)、愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の計5件の補正予算でございます。

平成21年度愛荘町一般会計予算ならびに愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、愛荘町老人保健事業特別会計予算、愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、愛荘町下水道事業特別会計予算、愛荘町介護保険事業特別会計予算の計8件、合わせて全部で28案件を提案させていただきました。

まず、同意第1号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方公務員法第9条第2項の規定により選任するにあたり同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号・3号・4号、固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により選任するにあたり同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号まちじゅう読書の宣言につきましては、昨年6月議会定例会において、「読書のまちづくり推進に関する議決」がなされました。今後、読書に親しむまちとして、読書活動を推進してゆく指針として「まちじゅう読書の宣言」を作成いたしたく議決をお願いするものでございます。

次に、条例制定ならびに条例改正議決案件13件につきまして説明させていただきます。

議案第5号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定につきましては、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止を行うためには、議会の議決が必要となるため、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件を指定する条例制定をお願いするものでございます。

次に、議案第6号環境基本条例の制定につきましては、環境と共に生きる21世紀を迎え、「循環」、「共生」、「参加」および「地球規模の環境保全」等、国家目標にも沿い、限られた資源を有効に活用する循環型社会への転換を図り、自然共生社会や低炭素社会の構築に向けた取り組みを実現するため、条例制定をお願いするものでございます。

次に、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、環境基本条例に規定する環境審議会設置に伴う環境審議会委員を、特別職の職員で非常勤のものとして追加するために、改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第4期介護保険事業計画策定により、平成21年度から平成23年度までの介護保険料を改定するため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号農業委員会に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員の委員定数を改正するため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号公共下水道使用料条例の一部を改正する条例につきましては、合併協議会協定項目の協議により、下水道使用料体系の統一に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に議案第11号町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、入居者の負担の公平性と受益等の均衡を図るため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、秦荘幼稚園移転に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、国の方針に基づき、平成21年度の介護従事者の介護報酬を改定し、あわせて介護保険料の急激な上昇に備えるための基金を造成するため、条例制定をお願いするものでございます。

次に、議案第14号滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについては、適用法律の一部改正および郵政民営化により郵便貯金の廃止に伴い、定款の一部変更を行うものです。

次に、議案第15号から議案第19号までの5議案につきましては、平成20年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算でございます。

まず、議案第15号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ4億4,956万7,000円を追加し、総額84億4,019万9,000円とするものでございます。なお、今回の補正は、定額給付金給付事業をはじめとする国の2次補正の追加にかかるものが主たるものでございます。

それでは、歳入補正予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、国庫支出金についてでございますが、定額給付金給付事業補助金として3億12,48万4,000円、事務費に1,700万8,000円の追加、地域活性化・生活対策臨時交付金に7,174万9,000円の追加、子育て応援特別手当交付金として1,440万円、事務費に106万円の追加など、合わせて4億4,266万5,000円の追加でございます。

次に、寄付金でございますが、9月補正以後「がんばる愛荘町まちづくり応援交付金条例」に基づきまして、新たに4件のご寄付をいただき、143万円を追加し、基金を造成いたします。

繰入金については、財政調整基金繰入金3,127万3,000円を減額、下水道会計における繰り上げ償還により減債基金繰入金1億5,130万円の追加など、合わせて1億872万8,000円の追加でございます。

次に、歳入補正予算の主なものについてご説明申し上げます。

町債につきましては、道路整備事業の精査により臨時地方道路整備事業債1億1,270万円の減、防災対策事業債850万円の減で、合わせて1億2,120万円の減でございます。

一方、歳出補正予算の主なものでございますが、総務費につきまして、国の2次補正による定額給付金給付事業により、平成21年2月1日を基準日とし、愛荘町の住民基本台帳に記載されている方および外国人登録原票に登録されている2万543人を給付対象者とし、1人につき一律1万2,000円を、65歳以上の方および18歳以下の8,246人の方については8,000円を加算した額を、給付対象者からの申請に基づいて口座振込を基本に、給付金送付額3億1,248万4,000円と、その事務経費1,700万8,000円を追加するものでございます。

民生費につきましては、老人保健事業特別会計繰出金345万円の減、国民健康保険事業特別会計繰出金3,853万6,000円の増となります。子育て応援特別手当事業は、国の2次補正により、2人以上の子を持つ多子世帯の幼児教育期の子育ての負担、3歳から5歳まででございますけれども、この子どもたち約400人につきまして、1人に付き3万6,000円の給付金を支給するものでございます。この予算1,440万円と事務費106万円が交付されることによる追加でございます。

次に、国の補正による地域活性化・生活対策臨時交付金7,174万9,000円の充当につきましては、道路新設改良事業3,882万5,000円、道路維持補修事業440万円、河川浚渫(しゅんせつ)改良事業700万円、さらに交付金の30%の2,152万4,000円を地域基盤づくり推進基金へ、充当するものでございます。

また、繰越明許費として、定額給付金給付事業3億2,391万5,000円、子育て応援特別手当事業1,519万2,000円は、21年度に支給するものとして繰り越しをさせていただきます。

次に、債務負担行為補正につきましては、先の臨時議会におきまして指定議決いただきました愛荘町体育施設指定管理につきまして、平成21年度から平成25年度までの5か年間の管理料としまして1億2,995万円の追加をお願いするものであります。

地方債補正におきましては、臨時地方道路整備事業1億1,270万円、防災対策事業850万円をそれぞれ減額し、地方債総額8億3,400万円とするものであります。

次に、議案第16号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございますが、歳入歳出とも1億1,638万円の減額をお願いし、総額15億1,445万8,000円とするものであります。

次に、議案第17号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)では、歳入歳出とも4,137万3,000円の減額をお願いし、総額1億4,673万5,000円とするものであります。

次に、議案第18号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)では、歳入歳出それぞれ1,257万2,000円を減額し、総額17億8,667万8,000円とするものであります。

次に、議案第19号平成20年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,240万8,000円を減額し、総額9億7,330万7,000円とするものであります。

次に、議案第20号から第27号まで、平成21年度一般会計および7つの特別会計の新年度予算でございます。

日本の経済情勢は、世界的な景気後退が続く中で、内需・外需とも極めて厳しい状況が続くものと今後も予想されます。国におきましては、景気後退等に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増、あるいは公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれております。

このため、地方財政計画におきましては、安定的な財政運営に必要な地方交付税および一般財源の総額を確保することを基本として、定員の純減による給与関係経費の抑制や、地方単独事業費の抑制を図る一方、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声や地方6団体の要望に配慮し、地方交付税を1兆円増額されたところであります。

滋賀県におきましても、平成20年7月には長期の「財政収支見通し」を策定し、造林公社問題への対応を含め長期

にわたる多額の財政負担が見込まれることから、歳入歳出全般にわたって「滋賀県財政構造改革プログラム」の更なる見直しに取り組まれ、新年度におきましては、市町向け県単独補助金を対象に一括して交付金化され、自治振興交付金に改められることとなり、これら県補助制度の廃止などの影響により、町財政はさらに厳しい状況になるものと推測されます。

愛荘町におきましても、法人町民税の大幅な減収など本町財政は極めて厳しい状況に直面しており、経常経費をはじめ歳出全般において経費の縮減に努めつつ、予算編成にあたっては「愛荘町総合計画」の方針を踏まえ、将来のまちづくりに向けた施策・事業について創意工夫を発揮するとともに、人件費および一般行政経費の更なる削減を図りつつ、選択と集中を基本に予算の重点配分を行ったところでございます。

その結果、平成21年度当初予算案につきましては、一般会計は82億7,500万円、前年度比3.9%の増といたしました。また、7つの特別会計は総額43億6,632万2,000円で前年度比8.7%の減となり、一般会計・特別会計を合わせまして126億4,132万2,000円、前年度比0.8%の減となったところであります。

それでは、予算案の主なものについてご説明申し上げます。

一般会計歳入では、先ほども述べましたとおり、社会経済情勢の悪化の影響を受け、主要法人を含む法人税割の急激な落ち込みにより、町税は合わせて28億613万円7,000円と6億1,540万円の減となり、前年対比18%減と大幅な減収を見込んでおります。

地方譲与税から自動車取得税交付金におきましては、国の地方財政計画および総務省の推計ならびに県の推計等により、その伸び率をもとに積算をいたしました。

地方交付税につきましては、まず基準財政収入額において、平成20年度の法人税割の大幅な減収分が算入されることから、交付税を大幅に増額を見込みまして、普通交付税および特別交付税、合わせて対前年6億8,500万円の増の20億2,100万円を計上いたしましたところでございます。

繰入金につきましては、基金繰入金の増額を図り1億4,918万5,000円を増額し、4つの目的基金と合わせて8億8,663万5,000円を計上いたしました。

地方債につきましては、公債費負担の軽減を図るため1億389万円を減額し8億90万円となり、前年度比約14.8%の減となります。

次に、歳出の性質別であります。まず義務的経費では、人件費につきまして職員の退職に伴う減により前年度比1,249万円、0.9%の減、社会保障経費である扶助費が8,310万円、前年比10.1%の増、借入金の返済である公債費が2億3,059万円、前年比19.8%の増となりました。物件費や維持補修費、補助費などの一般行政経費は5,717万円、2.5%の減とさせていただいたところであります。

普通建設事業費は、愛知中学校増築工事や給食センターの用地費など、教育施設整備を進めるとともに、道路新設改良費など所要の経費を計上し、建設事業費は合わせて13億6,844万3,000円、前年度比12.9%の増といたしましたものであります。

重点事業といたしましては、(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業の準備として、町道の付け替え工事、整備事業負担金と合わせて1億2,464万円を見込んでおります。

また、子育て支援センター整備事業として3,673万円、教育施設整備につきましては、愛知中学校の教室不足に対応するため教室増築事業に4億93万円を計上いたしております。

さらに、常に新しい情報が身近に伝わるよう、携帯電話メール等案内サービス事業として「あいしろうTown-Mail」の開設に1,600万円、給食センター整備に伴います用地費として6,474万円、秦川愛児園施設整備補助に9,341万円や、群馬県東吾妻町・徳島県藍住町と愛荘町の3町合同で、東京の三木武夫記念館において近江上布の展示会を実施する経費として51万円を計上いたしております。

次に、特別会計であります。まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。総額449万1,000円、前年度比67.8%の減となりました。

次に、土地取得造成事業特別会計予算については、給食センター用地および公共用地先行取得事業債の元利償還などで総額1億1,683万5,000円、前年度比106.5%の増であります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額は14億8,300万円、前年度比7.6%の減となりました。

次に、老人保健事業特別会計予算であります。昨年4月から創設されました後期高齢者医療制度へ大きく移行いたしましたため、予算総額は583万円、前年度比96.7%の減となりました。本会計におきましては、平成22年度で終了となる予定でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計であります。昨年4月から従来の老人保健制度に代わり新しい制度として創設されたことに伴う特別会計でございます。予算総額は1億3,400万円、前年度比3.7%の減となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。早期完了を目指して引き続き整備を推進するもので、総額16億2,200万円、前年度比11.7%の減であります。

最後に、介護保険事業特別会計であります。総額10億16万6,000円、前年度比5.1%の増を見込んでいるところでございます。

以上、平成21年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(森隆一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番、瀧すみ江議員、14番、水野清文議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(森隆一君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの20日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(森隆一君) 日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(森隆一君) 日程第3一般質問を行います。順次発言を許します。6番、本田秀樹君。

〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹。一般質問を行います。今回は2点の質問を行いますので、理解のできる答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですが、村西町政を振り返っての所見についてお伺いいたします。

町長就任以来、3年における政治姿勢を拝見しますと、まちづくりの基本姿勢で述べられていますように、「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」という言葉に象徴される姿勢を貫かれ、町長に就任するやすぐに、100人委員会やまちかどトークを立ち上げるなど、町民の皆さんと正面から向かい合い、町民さんの皆さんの声に耳を傾け、リーダーシップを発揮されてきました。

平成20年度には愛荘町総合計画を策定され、総合計画に基づいて、住民の皆さんと一緒に、住んでよかったと実感できるまちづくりに取り組んでおられます。これまでの村西町長の政治姿勢や行政手腕に敬意を表すものであります。

そこでお聞きしますが、愛荘町のまちづくりについてであります。町は2月9日、区長総代会を開催されました。集落自治会の交付金・助成金の見直しをされて、説明・報告されたと聞き及んでおります。

この制度については合併後創設されたものでありますが、特に愛荘町まちづくり交付金は合併後3年を目途に見直しをすることから、今回そのようにされたと思われませんが、本当にそれでいいのでしょうか。市や町があって県が存在するように、愛荘町の存在は、各自治会・集落があってこそ愛荘町が存在するものです。

まして、合併後3年、これから4年・5年、その先々までそうしたことが関係してくることから、集落自治会の力の差が一律的なことでないことは否めないが、住民と行政の協働、町行政施策、自治会行政の推進を図ることを目的にされているのなら、今回の極端な減額ではなく、逆に増額してでも集落自治会に力をつけていくことが必要と考えています。

地域活動交付分世帯数区分は、世帯数割の交付額＋人口に500円を乗じた金額を、人口×500円分を削除した分のみとしたことで、文書等全戸配布実数×400円を増額されたものの、やはり減額につながるものです。前年度に比べ約700万円の減額であります。

同様に、みんなで築く生涯学習のまちづくり事業補助金についても、いくつかのメニュー化されている事業に対し、自治会が実施されたことに対し補助されているものですが、今回改正された内容は、今までの事業をただ単に2つの事業に大きくしただけのもので、内容については何ひとつ変わらない、補助する金額だけを減額しただけのものとなっています。その補助金については、1,000万円あったものが、500万円に縮小されています。一気に50%も減額されていますが、それに至った経緯は何か、納得できる答弁を町長に求めます。

こうした考え方は、町総合計画にあげている心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気な町を推進するには、逆行しているとか考えられないと思っています。町長自身も、いつもこのことを前面に唱え、町政を推進されているにもかかわらず、今回の自治会に対する交付金・補助金の減額は、このことに相反するものとなっている。

町長として、どのように町を活性化し、人がいきいきとして、集落づくり・まちづくりを進めていこうとしているのか。あまりにも、自助・共助・公助という言葉で、その時その時の都合に合わせて、巧みに利用する方便で唱えているのではないかとしか思えない。そんな町政の推進では、町民は迷惑あるとしか言いようがないと思います。

ましてや、総合行政の観点から、読書のまちづくりを推進していき、人として一人ひとりが高まり、町や集落が輝き元気なまちづくりを推進していこうとしているにもかかわらず、このことに関して何ひとつ反映されていないことは、どのようなことなのか、町長の明確な答弁を求める。

次に、新年度予算についてお伺いいたします。平成21年度の当初予算は、財政の厳しい中で、町民の要望に応えられる予算編成をされていると思います。村西町長名で出されている以上、町長の思い入れが入っているものと考えます。

一律的な予算目標でなく、具体的なテーマをあげ、必要とあれば重点事業枠のような特別枠の設定も必要ではないかと考えます。21年度予算編成における基本方針・重点事業についてお伺いいたします。

次に、歳出を抑えるための方策と、歳入増のための目標策。歳出予算の精査から7月に事業費の削減された経過と

状況についてお伺いいたします。また、地場産業の活性化、観光拠点の有効的連携などの推進策も列挙されていると思いますが、具体的にどの程度の歳入増が見込まれると考えておられるのか、お伺いいたします。

予算編成の透明性の課題についてですが、自治体の大小を問わず、先進自治体では予算編成の過程をオープンにし、予算要求・ヒアリング・査定結果と、各段階を追って速やかに広く情報公開し、中には予算要求に対する住民の意見募集にまで踏み込まれている自治体の例もあります。予算編成過程の情報公開について、必要性があるか、また今後どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

最後に、人件費削減の方策についてお伺いいたします。今後どのような手順で、どのような方法で人件費を何%削減されるのか。削減をされるのならば答弁を求めます。以上で、一般質問を終わります。

○議長(森隆一君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「今日までの町政を振り返っての所見について」であります。合併後のまちづくりと効率的な行財政運営を図るため、住民の皆さんと「ともに築く協働のまちづくり」として、住民と行政のパートナーシップの確立を掲げ、愛荘町総合計画を策定し、「心ふれあい・笑顔いっぱい」の元気なまちをめざして、20年度を初年度とする総合計画の実施に取り組みはじめたところであります。

そうした中、各自治会におかれましては、住民の皆さんの最も身近な生活の場であります地域でそれぞれ育んでこられた活動を継承し、心触れ合う地域づくりに努力されてこられたことに対し、厚く敬意を表し感謝申し上げる次第であります。

これらの活動に対して、町施策と連携しながら一層の活性化を図るため、各種の町助成をいたしているところでございます。その一端を紹介させていただきますと、自治会向けの補助金として、自治ハウスの新築改築に係る整備事業、自治会施設の水洗化、バリアフリーなどの整備事業、活動資金貸付事業、新規自治会を設立された時の支援事業、宝くじの助成事業、わが町夢プラン事業、地域の道路・水路などの環境整備事業、消防・防災にかかる自主防災組織の育成交付金、防火水槽、消火栓、器具や倉庫、小型ポンプ、積載車などの補助事業、また自治会活動傷害保険事業など、多彩な支援事業を展開いたしているところであります。

その1つでありますまちづくり交付金におきましては、合併事務調整協議におきまして、旧愛知川町の行政推進費交付金および旧秦荘町の納税奨励交付金などの自治会向け制度を統一して、合併後に制度化されたものであります。

この制度は、合併後3年を目途に見直しをすることとなり、本年度当初の区長・総代会で、次年度以降の各種補助金の見直し方針についてご説明申し上げ、意見を賜ったわけであります。この2月の区長会におきまして、21年度のまちづくり交付金について、具体的な考え方をご説明させていただいたところであります。

このまちづくり交付金は、先に紹介させていただきました各種の補助事業とは少し性格が異なりますが、見直しにあたっては、各種行政事務文書の増加に伴い、文書配布手数料を増額する一方、地域の自主的な使途になります地域活動交付金について、議員ご指摘のとおり積算方法の見直しにより、対前年766万円減の総額2,142万円とさせていただきます。

三位一体の改革による税源移譲、地方交付税や国庫補助金の減額など、厳しい財政環境に加えて、効率的な行財政運営を図るため、各種町補助金の見直しの一環としてお願いしたところであります。

次に、教育委員会所管のみんなで築く生涯学習のまちづくり事業補助金につきましても、合併前、両町において各種団体への補助など、ばらばらに幾種類もの補助制度があり、合併協議により、旧町の例に従い、これを束ねて「み

んなで築く生涯学習のまちづくり補助金」としてまとめられたため、事業項目も多く、補助金額も膨らんでおりました。そのため、メニューの統合化は宿題となっていたものでありますが、合併後3年が経過することから、それぞれの地域住民が主体となって、自主・自発的な集落づくりを進めていただけるよう、お金の使い方の自由度を高め、制度をシンプル化し、5つに区分していた事業を、2つの事業にメニュー化することによって、厳しい経済状況のもと、行財政改革の観点から、補助金の削減と、内容の見直しを図らせていただいたところであります。昨今の国や県の補助金・交付金制度の見直しにおきましても、同様の方向でございます。

合併後、未曾有(みぞう)の世界的な金融危機にさらされ、地方財政は厳しい試練の時を迎えております。この時こそ、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、行政運営の体質を強化し、限られた財源を有効に活用し持続可能な施策を展開するため、引き続き行財政改革の推進に取り組んでまいりたいと考えております。各自治会におかれましても、事情ご賢察のうえご理解いただき、限られた財源の中で、節約できるところは見直し、総意と工夫、受益と負担、自己決定・自己責任の精神で、国・県・町と同様、互いに痛みを分かち合い、効率的な運営をいただくようお願い申し上げる次第でございます。

次に、2点目の新年度予算についてのご質問についてお答えします。地方分権の推進、少子・高齢社会や多様化する住民ニーズへの対応など、新たな課題に的確に対応していくには、行財政基盤の強化が求められています。本年度においても、昨年9月に法人町民税や地方交付税の6億円余りの減収により緊急緊縮財政対策を講じるなど、厳しい財政運営に努めております。さらに、平成21年度は景気後退下で、法人町民税においては大幅な減収が見込まれるなど、財源不足が生じる厳しい状況であります。このため、人件費をはじめ一般行政経費の総額については、前年度および昨年9月議会補正後予算をさらに下回る額とするよう、5%削減を目標としたところであります。また、三位一体の改革による税源移譲、地方交付税や国庫補助金の制度改革など、厳しい財政環境に対応すべく、効率的な行財政運営を図るため、各種補助金の見直しをはじめ、町長交際費の廃止、職員の通勤自動車の駐車料金の導入、町広報や封筒に広告の掲載をするなど、また、ふるさと寄付のPRをさらに進めるなど、細かな点についても配慮いたしましたところであります。

さらに、地方債残高は平成19年度末で95億1,000万円であり、地方債発行の抑制に努めるとともに、後年度の返済を軽減するため、交付税措置のない借金、これを繰り上げ償還するなど、苦しい中にあっても将来に大きなつげを残さないよう考えたところでございます。

平成21年度は、(仮称)湖東三山スマートインターチェンジ整備事業、子育て支援センター整備事業、愛知中学校増改築事業、学校給食センター整備事業など、大型プロジェクト事業を予定しているところから、経常経費をはじめ、歳出全般において経費の縮減に努め、福祉や教育の事業に重点配分を行ったところでございます。

このような財政危機にありましても、ICなどの社会基盤整備、教育、福祉に投資でき、予算総額が対前年で増額できましたのも、これまで積み立ててきた基金と、合併による特例債を有効に活用できたことが大きな要因と考えております。

一方で、500年以上の歴史を持つ近江麻布の生産地としての情報発信を県外の地域と共同で中央で行い、地場産業を育成するためのきらりと光る新たな事業の展開や、姉妹都市那珂川町へ初めて中学生を送る事業、携帯電話での情報発信など、選択と集中による予算編成を目指したところであります。

なお、予算編成過程の情報公開につきましては、編成作業が複雑・広範囲にわたりますが、先進地の例も参考に今後の検討課題とさせていただきます。

さらに、人件費削減につきましては、集中改革プランによる定員適正化計画に基づき削減に努めており、目標の平成22年度末には175名定員の実現に向け、さらに努力いたしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)7番、本出君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再質問に入る前に確認をさせていただきます。町長、私の一般質問を見ていてくれると思いますが、私たちの一般質問は、通告制で先に質問を渡しているわけなのですが、それが本当に町長の考えた答弁なのか、本当は誰が考えた答弁なのか。私にはちょっと理解ができません。そのあたりについても答弁をいただきたいと思います。

それでは、村西町政を振り返っての所見についての再質問を行います。先ほど町長の答弁をお聞きしましたが、先ほども言いましたが、私が質問していることの答弁にはなっておりません。まちづくり交付金は、合併後3年を目途にすることはわかっています。2月9日の区長総代会での次年度以降の考え方を説明されましたが、いろいろな意見が出たと聞いております。区長総代会での意見が出た内容を聞くとともに、そのような意見を聞いてどのように思うのか、答弁を再度求めます。

私が質問しているのは、自治会に対する交付金・補助金が前年度と比べた金額が一気に減額をしていることに対して、そのようなことをされたのかを聞いているのですよ。地方交付税や国庫補助金の減額等で、厳しい財政状況も理解できます。この厳しい中を、行政と自治会がともに手をとりながら乗り越えていくことが、未来の愛荘町につながるのではないかと思います。このままでは自治会の運営や存続が難しくなってきます。本当に町長はそれでいいと考えているのか。

限りある財源を最大に有効に使うことが、リーダーの行政手腕に求められます。市町村の自立性や、これに伴う責任の重さが、これからますます増大し、行政運営が難しくなり、新たな対応が求められることになりましたが、今回の自治会に対する交付金・補助金の減額を、町長として、以前は区長もされていたと思いますので、自治会のことも理解されていると思いますので、再度答弁を求めます。

次に、町長は、今年になってからむらニャンのあんじゃもんじゃのブログをはじめました。私も時々、町長のブログを開いて見ておりますが、その中で、1点気になることがありますのでお聞きします。

2月17日のブログを拝見したところ、指定管理者制度のことがあります。その中で、1月末に公募を締め切ったところ、2つの団体、民間企業から応募があり、それぞれから管理運営についての基本的な姿勢、具体的な取り組み方針、経費見積もりなどプレゼンテーションを受け、町長抜きの調査審査機関におきまして厳正・公正な審査が行われたとあります。町長抜きでの調査審査機関とありますが、町長抜きで大事な指定管理制度を決めているのですか。16日の臨時議会まで、我々議員が幾度となく議論してきたわけなのです。大事な議案を町長抜きとは、責任がないと思います。いくら担当部署が教育委員会だとしても、最後は町長が提案されているのです。責任逃れと取れるような内容と判断できるものですが、町長としての説明を求めます。

次に、ブログの写真についてですが、私は村西俊雄個人で写真を載せているのなら何も言いませんが、愛荘町の町長という文言を記載して写真が載っております。これがブログに載っている町長の写真であります。インターネットでは、日本中、世界中が見ているのですよ。それが、失礼な言い方をしますが、2万人の首長、愛荘町長のするポーズだと思いますか。この「シェー」のポーズですね。私から見たら、失礼ですが、ふざけたポーズにしか見えないのです。愛荘町長だけの恥では済まないと思います。町の恥、住民の恥、行政の恥だと思います。町長は町の代表者です。町長としての自覚はないとしか考えられませんが、町長に答弁を求めて、再質問を終わります。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)まずですね、誰が考えた答弁なのかと、こういうご指摘ですけれども、財政にかかる分等については、確かに財政当局が原案をつくりました。あとはもちろん私の考えで、皆修正をしたり、付け加えた部分が大部分であります。

本田議員から、そういうふうにおっしゃいましたので、私も本田議員さんのご質問の中にですね、漢字を読まれるのに、敬意を表す(けいゐをあらわす)、これはいいかと思うのですけれども、相反する(あいはんする)、「そうはん」じ

ゃなしに、あれは「あいはんする」じゃないですか、一般的に。誰が考えられたご質問なのかなというふうに思った次第でございます。

それから、区長の今の交付金の関係ですけれども、区長の意見を聞いてどのように考えたか。あるいは一気に減額した理由についてどうなのかと、こういうご質問でございます。確かに、私自身にとっても本当は心苦しい判断でございました。一生懸命がんばっていただいている、この交付金を減額することについては、大変心苦しい決断であったわけですが、やはり、その理由は、それができた時の経緯等から見ても、合併というのは往々にして、この合併をうまくみんなのコンセンサスを得ていくために、どうしてもサービスは高いほうに公共料金等は低いほうにというふうに決定されてきた経緯がございます。

そういった中で、合併当時はできるだけサービスが落ちないようにという工夫から高いほうに、生涯学習課所管のもそうでございますけれども、そういったこともあって、一番高いほうの制度に合わせてきたということもございます。3年間、激変緩和という意味から、そういうことがなされてきたんじゃないかなというふうに思うわけですが、ここに至りましては、みんながやはりお互い痛みを分かち合っていたきたいなど。自治会運営についても、決して無駄があるとは言いませんけれども、それなりの工夫をお願いしたい。

先ほど議員からおっしゃられました自治会の区長も、私自身も18年、19年と、合併直後そして町長にならせていただいた直後に、18年度は副区長、そして19年度は正式区長ということでございました。字の予算も、もちろん携わらせていただきました。

その時に、合併の前の18年度予算は、字予算はほとんど組まれていたのですけれども、前任の区長さん等が、町から聞いていたのだと思いますけれども、かなり抑えた予算になっておりました。そういうことで、旧秦荘は納税奨励金交付金がかかなり大きかったということもあって、直接的な補助はなかったそうですが、やはり抑えた、町からの補助金を抑えた歳入予算を組んデータ案ですけれども、蓋を開けたら、やはりたくさんいただけるなど。逆に、最終的に増額した記憶があるのですけれども、歳入をですね。

そんなことで、合併直後も、かなり町としては字向けの、自治会向けの補助金はかなり大きな額が確保されていたという印象があったところでございます。それがあったから減額したわけではございませんけれども、敬老会費用、あるいは運動会費用、各子ども会等、あるいは老人会、いろいろな団体に対する補助金等、長い間据え置かれていると言いますか、そういった中で、まだ工夫をしていただけたところは、まだまだあるのではなかろうかと、考えたところでございます。

先ほどもたくさん補助制度を並べさせていただきましたけれども、やはり非常に多額のお金が必要、こういったものについては、そういう補助制度は、まださらに拡充しなければならないところは拡充していく必要があるかと思っておりますけれども、こういう交付金的なところ、要するに、字の運営の自らやられる部分については、自らの自己決定・自己責任の考え方でやっていただけないやろうかと、こんな気持ちもあったわけでございます。

次に、ブログの問題ですけれども、見ていただいていることに対して、本当に感謝いたします。やはり、そのために町民の皆さんとも、直接町長の思いを、なかなか公式では言えないところとか、私生活の面とか、そういった面も含めて、人間「私」というところを見ていただけたらなというような思いもありまして、はじめたわけでございます。結構大変な作業でございますけれども、時間が許す限り、多少ユーモアを交えて、「見たるか」と思ってもらえるような表現も含めて、思い切ったことをやらせていただいているところでございます。

17日付の指定管理者制度の問題、これもやはりいち早く議会のほうでも大変な議論をいただいているのだと、こういったことを私は町民の皆さんに訴えたかったということでございまして、確かに町長抜きで審査会をやったということも書きました。

これはやはり契約審査会と一緒にございます。入札制度に伴う契約審査会、業者を決めるその審査会等には、やはり

り公平な立場で、町長としての権限を行使できないように、むしろ公平な立場で審査をしていただいていると。この指定管理者制度の業者の指定についても、これもやはり、そこは町長としての権限をそんなところでちらつかせるようなことがあってはならないという思いもありました。公平な立場で審査をしてほしいと、こんな思いで、むしろこれからは住民代表の方が入っていただかないといけないのではないかなというふうなぐらいのことを思っておるところでございます。

それから、ブログの写真、これは実は年賀状にも使わせていただいて、そのまんま使わせていただいたのですけれども。町長として、ちょっと品に欠けるやないか、恥やないかという、お達しもございますけれども、これはちょっと今後、アバターと言いまして、漫画的なものに変えていこうかなというふうにも思っているのですけれども、あんまり堅い、これが町のホームページであれば、これはやはり、そんなことはやはり具合が悪いですけれども、あれは無料ブログでございまして、1銭もお金をかけておりませんけれども、その辺は今後考えさせていただきたいと思います。

○議長(森隆一君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再々質問を行います。

今ほど、町長の答弁をいただきましたが、ブログについては、また今後考えていただきたいと。内容につきましても、いろいろと町民さんがわかるようなブログの内容でしたので、それは結構だと思います。ただ、写真のほうは、やはりブログの中にも、村西町長と、愛荘町長と名はある限りには、そのあたりを自覚を持っていただきたいと思っておりますので、ブログについては、もうそれ以上触れません。

再度ですが、町政を振り返っての所見について、再々質問を行います。平成21年度の法人町民税においては、大幅な減収が見込まれるなど財源不足が予測され、厳しい状態になることは、先般の全協で説明がありましたので、理解をいたします。

町長として、愛荘町をどのようなまちづくりのビジョンを持っているのか。答弁の内容から、少し理解ができませんので、具体的に答弁をいただきたいと思います。

また、町長は、自治会のことを本当にどのように考えているのか。質問の中でも、私は愛荘町の存在は、各自治会・集落があってこそ愛荘町が存続するものと考えていると質問をさせていただいております。町長は、各自治会・集落のことを本当に考えているということが、私には理解できません。

先ほどいろいろな交付金・補助金の話をされましたが、町長、自治会・集落の交付金・補助金が減額でなったことで、今後、自治会・集落として、運営・推進ができると考えておられるのか、再度答弁を求めます。

また、自治会・集落においては、少子・高齢化や力の差が一律でないことなど、自治会・集落の問題も多々あります。自治会・集落も、21年度の自治会予算も、交付金・補助金の減額により組めない自治会が出てくると思います。まちづくり交付金が減額されたことで、自治会の共益費、私どもは共益費と言うのですけれども、共益費の増額も考えられます。今回のまちづくりの交付金の減額によって、地域住民の負担が大きくなると考えられます。

町の目指している本来の自治会の育成と、補助金をカットしてまで、どのように育成し、自立できる自治会にしていこうと考えているのですか。平成22年度・23年度、随時、内容を見直すとはありますが、それでは遅いと思います。それ以上、減額になるようなことはもってのほかと考えますが、今すぐにでも本来の内容に戻すなり、今後の対応策について、理解のできる答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄一君)基本的にまちづくりの方向性というのは、やはり総合計画に定めていただいたものが基本になってくると思います。これをほみ出すわけにはいきません。

まず、精神としては、やはりこれからの時代は住民の皆さんとともに築いていく。そのためには、自治会の活動というのは非常に大事なものと思っております。町行政の直接というのは行政の末端でもございますし、また自らの地域づくりの中で、大変なご努力をいただいている。これがやはり活性化しないと、町全体は力がついていかないということに

ついては、もう全くそのとおりだというふうに思っております。

そのために、自治会に対するどういう支援をしていくのかということでございますけれども、自ら、やはり知恵と汗をかいいただく。そういった部分と、それではやはりできない部分、それを越える部分については、やはり行政が自助・共助・公助の部分として担当をしていかなければならないとそういうふうに思うところでございます。

そういった中で、夢プラン事業というふうな、自治会でもいろいろな各種団体も知恵を絞っていただいたものについては、そういった補助・交付金制度も設けております。今後そういう、国も今、直接、県を通さずにいきなり町へ、あるいは団体へという交付金化制度の流れがございまして、知恵を出したところにお金を支援しようという流れが非常に強くなってきております。定住自立圏構想もその1つではありますけれども、あるいはびわ湖近江路観光圏の整備でも、知恵を出すと、そのことによってそれなりの支援をしていくというのが流れでございまして、私どもも自治会の創意と工夫の部分に対して、支援ができるように今後とも工夫をしていくことが必要かなというふうに思っております。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩いたします。

休憩午前10時09分

再開午前10時25分

◇瀧すみ江君

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。13番、瀧すみ江君。

〔13番瀧すみ江君登壇〕

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、体育施設の使用料の減免について質問します。来年度から、町内体育施設について利用者から使用料をいただくことになるわけですが、これについて、特に高齢者の方々から反対意見をお聞きしています。

2月17日に介護保険策定委員会があり、傍聴に伺いましたが、その場で、行政から「今後介護保険料の値上げを抑えるためには、給付をどう抑えるか。要介護認定をどう抑えるか。それには、介護予防に力を入れなければならない。」との発言がありました。

それに対し委員の方から、「介護予防に努めると言われるのなら、なぜ介護予防のためのグランドゴルフをするのに使用料を取るようになったのですか。年間6,000円もの使用料を取るのは矛盾しているのではないか。」という内容の発言がありました。この方は、宇曽川グランドゴルフ場のことを言われているのですが、私がふれあいスポーツ公園についての同じ意見を個人的にお聞きしています。

各所管の横の連携が取れていないのかと、不信に思います。住民サービスを進めれば、結果的には介護予防につながり、町民の負担増を抑え、行政の持ち出しを軽減することができるという、総合的な考えを持つべきです。今回、私の方からは、町内の60歳以上の方に対して、体育施設の使用料を無料にすることを提案しますが、答弁をお願いします。

次に、アレルギーを持つ子どもさんへの対応策について質問します。12月、愛荘町アレルギー児を持つ親の会「ぶくぶくほっぺの会」より、愛荘町の公立幼稚園、小・中学校におけるアレルギー個別対応給食に関する要望書が出されましたので、先日、愛の郷で活動されている同親の会の方々に、切実なお話をお聞きしたところです。

1点目に、要望書で出された要望について、行政としてどのように受け止め、どのように対応されるのかについて、答弁をお願いします。子どもを産み、アレルギー体質があるとわかれば、お母さん一人で子育てについて悩んでしまうこともあるでしょう。そのような時、理解と援助の手を差し伸べることが必要と考えます。

2点目に、保健センターでは、乳幼児健診の際、アレルギーを持つ子どもさんへの援助・指導をいただいている

のかどうかについて、答弁をお願いします。

私は、愛知川地区は給食センターに、秦荘地区は各幼稚園・小学校・中学校に、食物アレルギー対策について、お話を聞くためにお邪魔しました。現場で把握している食物アレルギーを持つ子どもさんは、愛知川地区で1,480人中20名、そのうち牛乳のみ3名、秦荘地区で713名中2名でした。その対応としては、給食の成分表を出して、保護者に見てもらい判断していただくということでした。また、栄養士さんが保護者の相談を受けているとのことでした。

給食は、食事の提供だけにとどまらず、食の教育などのデータとえっそう人数であっても教育を受ける権利があります。愛知川地区は、これから新たな学校給食センター建設計画があります。除去食および代替食を保障して、すべての子どもたちが平等に教育を受けられるために、3点目に、新たに建設される給食センターに、アレルギー別専用調理室を設置することを要望書に重ねて求めますが、答弁をお願いします。

食物アレルギーは、間違えば重症また死に至るほどの重大な事故になりかねないのに、一般的な理解が進んでいない状況であろうかと考えられます。アレルギーがあるために周りの人々から誤解されたりすることがもしあるとすれば、それはご本人にとっては、人権侵害に値することになると思います。

4点目に、人権尊重のまちづくりの観点から、アレルギー体質を持つ方に対する理解を進める取り組みを行うことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、介護保険の要介護認定について質問します。介護保険で、4月実施予定の要介護認定の新方式に伴い、利用者から聞き取り調査をする際の判断基準が大きく変えられ、重度の寝たきり状態の人などが、複数の調査項目で「自立(介助なし)」と認定されることがわかりました。認定の軽度化に拍車がかかり、利用者の生活に深刻な打撃を与える恐れがあります。

要介護認定は、認定調査員による聞き取り調査と主治医の意見書に基づいて行われます。厚労省は、判断の考え方は変えていないとしています。聞き取り調査の方法や判断基準を示した認定調査員テキストには、大幅な変更が加えられています。

移動・移乗の調査項目では、移動や移乗の機会がない重度の寝たきり状態の人でも、従来なら「全介助」と判断されました。ところが、新テキストでは、介助自体が発生していないとして、「自立」を選択するよう迫っています。

食事摂取の項目でも、食べ物を口にできず高カロリー液の点滴を受けている人の場合、食事の介助が発生していないとして、「全介助」から「自立」へと変更されます。症状の重い利用者を「自立」と判断する、逆立ちした基準です。

厚労省は、昨年、認定方式変更の影響を調査するために約3万件のモデル事業を実施しましたが、新テキストは織り込んでいませんでした。その後に行った86例の検証で、新旧テキストの判定のずれは許容範囲内だったとしますが、内容はこれまで公表していません。重度の寝たきりの人について、移動・移乗の項目を「自立(介助なし)」と判断するなど、要介護認定の際の聞き取り調査の基準を変更する計画は、利用者の生活に重大な影響を与えかねません。

既に、4月実施予定の新しい認定方式では、聞き取り調査の項目が大幅に削減されることが明らかになっています。二次判定を行う認定審査会の裁量権も弱められ、コンピュータによる一次判定を変更しにくくなるとの批判があります。サービス利用者の生活実態を反映しない軽度の判定の多発が危惧されています。今回明らかになった調査基準の変更で、コンピュータ判定が、これまでより軽度に出る危険性は高く、認定の軽度化に拍車がかかる恐れがあります。認定が軽くなると、サービスの利用限度額が減額されます。利用者の生活に対する深刻な打撃となることが心配されます。

国が悪い方向に進んでいる時、地方はその防波堤となって町民を守っていかなければなりません。誰でも必要な介護を受けられるために、町段階でできることを最大限に行っていく必要があります。コンピュータ判定の段階で確認していただいた上で、以前の認定と比較して極端に軽度の認定が出た人の場合は、認定審査会で対象者の状況把握

握に努めて適切な要介護認定に変更するなど、さめ細かい対応をしていただくことを求めますか、答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)私からは、旧愛知郡役所にかかる賃貸契約についてお答えをいたします。平成21年度も引き続き賃貸できるよう、東ひまわり農協を窓口要望しているところでございます。よろしくお願いいたします。

〔健康福祉課長杉本幸雄男君登壇〕

介護保険法が平成12年に施行され、平成15年には動ける認知症の高齢者に対応したものに変更を行い、平成18年には介護予防の観点から、これまでの要介護1を要介護1と要支援2に区分するシステムへと変更されました。そして、今回、介護認定の課題であった調査結果のばらつきと、平成13年データを使用したコンピュータでの一次判定、審査結果のばらつきに対応するために、平成21年4月からの新規・更新・区分変更申請に対して、介護認定の調査項目や審査会の審査方法に変更がなされます。

平成13年データを使用したコンピュータでの一次判定では、平成19年に改めて高齢者の状態像について調査を行い、新たな認定ソフトの改定がなされました。

さて、ご指摘いただきました聞き取り調査での判断基準の変更が、複数の調査項目で、「自立(介助なし)」となることでございましたが、調査員は特記事項に介助の機会がないことの判断根拠の記載を行うなど、介助に基づき評価を行うこととされています。また、食べ物を口にできずに高カロリー液の点滴を受けている人につきましては、食事の介助は行われていないものの、同様に特記事項に記載します。

次に、認定審査会の裁量権についてでございますが、認定審査会は意思決定の場であり、主治医意見書や認定調査員が申請者から得た情報を総合的に判断し、一次判定の修正・確定・変更を行うことのできる唯一の場でございます。そのようなことから、今までも同様に重要な裁量権を持っています。

まう。これよりはいくつか、つまりこの中に里女は数里に過ぎないまう。

更新の申請時に、現在の介護度と一次判定が軽度または重度の判定となることは、今までにもあります。認定調査項目と主治医意見書で行う一次判定は、あくまで統計的に表された介護度でございます。審査会では、一次判定と主治医意見書、調査員の特記事項から申請者の状態像を正確に把握し、統計的に把握することが困難な介護の手間を二次判定で評価することは、従来から行われているきめ細やかな対応であると考えておりまして、今回の改正においても何ら変わることはございません。

なお、4月の施行に向けて、認定調査員および審査委員会、各種研修会に積極的にご参加をいただいております。

○議長(森隆一君)保健センター所長。

〔保健センター所長野々村たつ江君登壇〕

○保健センター所長(野々村たつ江君)アレルギーを持つ子どもさんへの対応策の質問の2点目の、「保健センターでは、乳幼児健診の際、アレルギーを持つ子どもさんへの援助・指導をいただいているのかどうか」について、お答えいたします。

保健センターでは、乳幼児健診の離乳食講習での説明や個別相談があった際には、医療機関への受診勧奨や管理栄養士による栄養相談、保健師による健康相談などで対応しています。また、アレルギーを持つ子どもさんの予防接種については、かかりつけ医のもとでの接種をお勧めしています。

以上のように個々のケースに応じた指導・助言などを随時行っていますので、ご理解をいただき、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)アレルギーを持つ子どもへの対応策で、ご質問にお答えいたします。

アレルギー疾患につきましては、現代人の生活スタイルや生活環境の変化、食事傾向、人間関係など、さまざまな生活・環境要因がアレルギー疾患を発症しやすい体質をつくり出しているといわれています。国民の約3人に1人が何らかのアレルギー疾患を抱えて、悩んでいると言われております。また、この疾患は症状原因・症状の程度は個人差がありまして、特に低学年の子どもさん、園児であるとか児童には顕著に症状が現れるのが特徴です。

現在、給食の方では、高学年は、自力で除去できるものについては除去しております。しかしながら、低学年につきましてはその判断も困難でありまして、担任のフォローで除去をしております。

食物アレルギーの原因となるものは、現在わかっているものでいくつかありまして、食品に表示しなければならない義務的な食品や、表示が推奨されているものもあります。

現在、町内においての学校給食は、愛知川地区の幼稚園・小学校・中学校につきましては、町立の学校給食センターで調理しております。そして、学校・園に配食しております。また、秦荘地区につきましては、秦荘東小学校および秦荘西小学校で調理をし、自校および秦荘幼稚園へ配食しております。秦荘中学校につきましては、現在はミルク給食のみ実施している状況です。

お尋ねのアレルギーを持つ子どもへの対応策につきましては、ぶくぶくほっぺの会の要望内容に沿って答弁していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず第1に、アレルギー個別対応給食の窓口設置についてですが、現在は、食物アレルギーをお持ちの園児・児童等に対して、毎月アレルギーが判断できる献立表および加工品の成分表を保護者と学級担任に配付して、その後の判断と対応については、保護者と学校に委ねているのが状況です。

具体的に申し上げますと、愛知川学校給食センターでは、特に症状が重篤な児童、現在1名在籍しておりますが、毎月1回、栄養士が給食献立について個別の打ち合せを行っておりまして、もし、アレルギーがある給食が出る日につきましては、家からおかずを持参してもらっている状況でありまして、打ち合わせ、あるいは相談につきましては、今後も可能な限り続けていきたいと考えております。

第2に、新たに建設される給食センターにアレルギー個別対応給食のためのシステム整備の件ですけれども、最近建設されている給食センターでは、アレルギー専用の調理室を設ける事例が多く、当町としても設置の方向で検討していきたいと考えております。

第3に、専門の栄養士および調理員の確保ですが、当町では一般食の栄養士および調理員がローリングにより対応する方法などを考えており、新たに専門の栄養士および専門の調理員の確保については、県に対して要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

第4に、食物アレルギーに対する知識・理解を深めることについては、園児・児童・生徒が安全・安心な学校給食や学校生活が送れるように、学校での取り組みが必要であると考えております。学級の中には、常にアレルギー疾患のクラスの友だちがいるという前提に立って、教師が児童にどのように接していくのか、人権尊重を基本にすえて、すべての子どもたちが給食を受けられるよう、その子の立場になって考えることが必要であると考えております。最後に、アレルギー検討会議についてですが、結論から申し上げますと、新たに委員を選定した検討会議を設けることは考えておりません。現在、月1回、愛知川地区および秦荘地区におきまして、それぞれで献立内容や栄養バランスなどにつきまして検討しております。メンバーは、学校の給食主任・栄養士・調理員で構成しておりまして、アレルギーを持つ園児・児童・生徒への対応や献立内容についても検討しておりますので、現段階では、新たに検討会議を設けることは考えておりません。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長 林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)体育施設使用料の減免についてお答えします。

町には町民の皆さまがご利用いただいています多くの体育施設がありますが、それらの施設につきまして、一昨年3月にいただいた行政改革検討委員会の提言や、本年4月から、受益者負担の原則ならびに施設を使用される人とそうでない人の公平性の確保に基づき有料化させていただくことを、昨年の9月議会でお認めいただいたところです。使用料が無料ということは、税金で維持管理にかかる費用を賄っているということになります。このことは、使用していない人も経費の一部を負担していただいていることになり、この人たちから見れば、全く使用しない者が負担をすることに納得できないわけです。

しかし、高齢の方々がグラウンドゴルフやゲートボールなどのスポーツをされることにより身体の健康を保持されることが、ひいては医療費や介護費用の抑制につながることも現実であると考えています。

議員各位ならびに団体等からの要請もあり、町では高齢の方や身体的に障がいをお持ちの方に対します施設使用料の減額措置を現在検討しているところですので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再質問を行います。私が先ほど質問した項目の順番に沿って行いたいと思います。

体育施設の使用料を無料にすること、60歳以上のについてですけれども、減額措置を現在検討ということで、やはり負担の方は伴ってくるという答弁、減額しても負担は伴ってくるというふうな答弁ではなかったかと思いますが、

まだ4月からですので、今は無料であるわけですので、今後の将来にわたる医療費・介護保険料などの住民負担と町負担を抑えるために、やはり高齢者の方については無料ということをお願いしたいと思います。

先ほど減免措置を現在検討していると申されますが、もう3月なので、4月から始まるわけですので、今現在どのような減免を具体的に考えられているのかについて、答弁をお願いします。

次に、食物アレルギーを持つ子どもさんへの対策について再質問させていただきます。先ほどは、新たに建設される給食センターの方に、このようなアレルギー対応の個別調理室を設ける方向に考えていただいているということで、本当によいことだと思うわけです。

それにあたって、やはり先進例などを参考にいただくことは大事ななことかと思います。平成13年4月に新設された松本市の西部学校センターでは、アレルギー室を設け、アレルギー対応食を提供しております。私が松本市をインターネットで調べ、その取り組みが出ておりましたので、一度読み上げたいと思います。

松本市の学校給食ということで、アレルギー除去食について、学校側で対応する意欲はあっても、実際的にどうしても対応できないこともあります。その場合は、弁当を持っていか、部分的に替わりの食品を持参するなどの手段が必要になります。

学校側で対応できない理由として、よく言われることに、給食が外部のセンターで調理されて運ばれてくるから、個々の子どもの要求に応じるのは不可能だというのがあります。しかし、この点について、逆の発想も可能なのです。

長野県松本市では、平成12年4月に、松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱を定め、食物アレルギーのある児童・生徒に対しても、給食を提供できる体制を整えています。アレルギー対応食を希望する保護者は、調査表と医師による診断書を提出して、事業内容の説明を受け、納得した場合は申請書を提出し、各月の実施予定献立表を見て、問題がなければ承諾書を提出するといった手順を経て実施されています。

この事業のために、平成13年4月に新設された松本市西部学校給食センターには、アレルギー対応食を調理するアレルギー室が設けられ、栄養士・調理員各2名がこの任務にあたり、調理された特別給食は、専用容器に入れられて各学校に配送されています。個々の学校では対応できないことが、センターで集約的に調理するから可能になったと言えるでしょう。

給食で対応する場合、単にアレルゲンを除去するのではなく、普通食と外見の似た献立を工夫してもらったり、弁当の場合も給食の容器に入れ替えてから食べるといった方法で、皆と違うものを食べているということを、できるだけ目立たなくすれば、アレルギー児のストレスを多少とも減らすことができるでしょう。

しかしながら、これとは逆の考え方を持つことも必要かもしれません。つまり、特別な食事を用意しなければならないことを隠す必要なんか全くない環境をつくるのが、実はもっと重要ではないかということです。

このようなものです。これは教育委員会の専門ですので、私が言うまでもなくこのような取り組みをご存知かも知れませんけれども、やはりこのようなことを視察などに行っていただき、よりよい学校給食センターを建設していただくことを求めますので、その見解について見解と言うのか、視察・調査をしていただけることを求めますので、それについての答弁をお願いしたいと思います。

そして、もう1つは、アレルギーについてですけれども、私が書物などで調べたところでは、最も恐いのが、アナフィラキシーであるとのこと。はじめはごく軽い症状から始まり、徐々にひどくなり、最悪の場合は呼吸・心肺停止、死に至ることもあるとのこと。

保育園・幼稚園・学校で、このような事態となった場合、現場の教職員が早期発見し対応できる知識を日頃から持ち備えておかねばなりません。日頃から、アレルギーについて知識と認識を身につけていただくために、恒常的に教職員の研修の機会を設けていただくことを求めますけれども、これに対しても答弁をお願いします。

次に、最後ですけれども、旧愛知郡役所庁舎について再質問します。この郡役所については、町で編さんした近江

愛知川の歴史とシンボルの具現化の第1号「愛知川の近代化遺産」のところに、ページに4ページにわたって写真・設計図があり、その貴重な手法について詳しく解説されています。

その一部分を読みたいと思います。大正11年に竣工後、まもなく郡役所は廃止され、建物の役割は転々とするが、竣工当時の姿は変わることなく今に伝えている。全国でも数少ない郡役所の遺構であり、建設当時、「広壮なる庁舎」と形容された壮麗さは群を抜く。ヨーロッパの流行のデザインを取り入れながら、和風要素も加味するなど、当地域における近代デザインの伝播過程を知る上でも貴重な建物であるとされています。町外の芸術家の方々からも、専門的な目で見ても確認されている郡役所の高い芸術性を示すものです。

次に、第6章、同じ章ですけれども、「愛知川の近代化遺産」の掲載文の一部を読み上げさせていただきます。明治末に郡立の女学校ができた。愛知高等学校である。昭和の初めに県に移管され、新しい校舎が完成した。その女学校の校舎は木造2階建てで、中央に切妻屋根を突出させて、車寄りのポーチを備え、その両翼に寄せ棟づくりの棟が続いていた。それも町内の自慢の建物であった。外壁はやはり下見板張り、そう言えば、すぐ近くにある愛知郡役所の建物も下見板張り、女学校の外観もこれとよく似ていた。

大正11年に郡役所が建設されたのを期に、中山道から少し離れたこの一帯は、愛知郡の行政の新たな中心地として発展したところであり、文教行政の中心地としての性格も備わっていた。いつのことであったか詳しくはわからないが、進館と呼ばれる建物も建っていた。旧愛知川町を訪れた人たちを迎える迎賓館のような建物であった。近代になって郡役所の周辺に建ち並んだ壮大な建築の景観は、まさに旧愛知川町の近代化シンボルとして、町民の目にも頼もしく映ったに違いない。

現在、県立愛知高等学校校舎は愛知川小学校に移されて、L字型に改築された。跡地は現在、愛知川公民館となっている。進館は、現在の滋賀銀行の近くに建っていたが、その姿を示す写真などは、ほとんど残っていない。本章の目的は、その地域の人々の重要な遺産であり、近代化を象徴する文化財なのだというを示すことにあり、それらを後世に伝える義務があるという認識を示すことにある。

このような文章が、町が編さんした書物に書かれています。愛知郡の行政の新たな中心地として発展したところであり、文教行政の中心地としての性格も備わっていた、この一帯の歴史を物語るものは、今や、郡役所だけになってしまいました。地域の人々の重要な遺産であり、近代化を象徴する文化財である旧愛知郡役所は、後世に伝える貴重な資産であります。そのことは、教材としての価値を示すものだと考えます。近代化の歴史と、貴重な芸術性高き文化財を正しく後世に伝えるためにも、郡役所の現地保存を呼びかけたいと思います。

2月28日、午前・午後を通して、郡役所の保存を願って活動しているころばえの会と、旧愛知郡役所の保存を望む会の方々が協力して、郡役所の中やその周辺の清掃をしてもらいました。貴重なものを残したいという心と澄んだ目を持って、ボランティア活動や署名運動をしておられます。これこそ、町民主体の活力あるまちづくりの取り組みであり、まちじゅうミュージアム構想の具現化、先進事例でまちづくりのあり方を示されているのだと深く感じ入っています。

以上申し上げ、貴重な近代文化財を後世に残すための取り組みについての答弁を副町長に求めたいと思いますが、よろしく願いまして、再質問を終わります。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)再質問にお答えいたします。

高齢者の方、それから障がいをお持ちの方に対して、減額ということで、現在検討させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、先進地の視察と、それから研修ということでご質問いただきましたので、この近くにおきましては、米原市が今

度新設をされるということで、そちらの方へもまた視察にも寄せていただきたいということを考えております。

それから、除去関係のことですけれども、現在、できるだけ除去をしなくてもよいように、全員が食べられるもの、つまり、除去をしなければならぬアレルギーが除かれたものをできるだけ使って、全員が食べるようにというようなことで、給食を調理させていただいております。

それから、研修ですけれども、当然新しい給食センター等々の建設につきまして、そのアレルギーの対応について考えておりますので、それについて、現在の様子とこれからの見通しをした、アレルギーに対応する知識・理解を得るために、園・学校の方では、栄養士あるいは養護教諭を含めて検討そして研修もし、全職員がそういういろいろなものについての知識を受けていきたいというようなことを現在考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、旧愛知郡役所の跡地の問題で、近代化文化財を残すためにどのようにするのかというような話だったかと思うのですが、あの建物が近代化、近代化と言いますか、登録文化財に匹敵するということには誰も認識しているところでございまして、我々もその方向で、保存の方向で考えているのは考えているわけですが、過去何回も答弁させていただいていますように、現在、JAの土地の上に建っておりまして、JAの土地がある程度の価値があるということで、高額な土地代が必要となってまいります。

したがいまして、あの土地をあのままで保存しようとする、何らかの形で、代替地と言いますか、土地の交換等々が必要になってまいります。そういった中で、我々も何箇所かの土地をターゲットに置いて考えてきたわけなのですが、なかなか消去していきますと、難しいような現状でございます。

したがいまして、今のところは方向性を見い出すということで、とにかく土地の問題をまずは解決をしなければ、あと、残す・残さないはご理解いただけないということになりますので、いかに代替地をどこに探すかということにつきまして、今、鋭意検討しているところでございますので、できれば、議会の皆さん方とも協議させていただきながら、住民のご理解もいただき、いい方向で見い出せるよう考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいというように思います。

◇宇野義美君

○議長(森隆一君)15番、宇野義美君。

〔15番宇野義美君登壇〕

○15番(宇野義美君)今回は、最も基本的な部分での質問をさせていただきます。非常に広範囲にもわたるかと思えます。その点、だぶる部分、重複する部分は削っていただいて結構でございます。

今日の世界的な経済危機の中で、当町、特に外国の方々も多く、また、労働者派遣法により派遣労働者の人数も現在多くなっているところで、所得の減少という部分が出てきておるのではなからうかと。そこにもって、また税金、あるいは社会保険料の負担増によって、他の自治体とも同様に、財政は苦しくなっているというのが現状であろうと思われます。

具体的には、日本経済の実態は、皆さんも報道等で既にご存知のごとく、貿易量は昨年10月から12月の前年度対比7%の減少、この1月に入っては、輸出額は対前年比46%の減少、輸入額は26%の減少となっており、資金の流れから考えましても、対内対外証券投資総額は47%減少、外貨建て投信の純資産残高は38%減となり、また失業率におきましても現在4.1%であるが、すぐに5%を超える勢いであります。このように、ものの流れ、金の流れ、人の流れ、これらすべてが窮地に立っておるというのが、今の経済情勢であります。

このような中で、当町、町民の生活実態、実際にはどのように把握しておられるのか。実態がどのようなであり、それに対する対策をどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。なお、経済構造の中で、町民の可処分所得も当

然減っていることであろうと思いますが、その上に立って21年度予算をどのような方向付けで立てられたのか、基本的な考え方について、お尋ねいたしたいと思います。

なお、前議員が質問されておりますので、重複する部分は答弁は結構でございますが、違う部分からご答弁いただければ結構かと思います。

次に、合併をして3年が経過をし、行政執行部としてまちづくりの検討も具体的に計画する時に入っているものと思われる。町長としてのまちづくりの方向付けはいかなるお考えかをお尋ねいたします。要するに、今、キャッチフレーズでは出ておりますけれども、具体的な方向というものが町民になかなか見えてこないというのが実態ではなかろうかと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、町長は、工業化を主体として考えておられましたが、現在、国内製造業は、世界的消費低迷あるいは減産体制ということで、鳴り物入りで華々しく開発されましたシャープのあの亀山工場ですら生産拠点を海外に移すという、国内の空洞化が世界的潮流には勝てない現象を招きました。

すなわち、日本経済をけん引してまいりました自動車産業あるいは電子産業に大変革をきたし、その他製造業においても先行きが予想できない状況下にあると言わざるを得ません。こうした経済の流れというのは、あるサイクルを持って山と谷を常に迎えるものでありますが、以前にも申しましたように、当愛荘町は、旧町単位で見ると、各々の性格を異にしております。地区ごとに分析し、観測した上で、現在の将来の方向付けと、自立・独立できる自治体としてどのような方針をお持ちなのか、考え方についても求め、登壇での一般質問を終わります。

○議長(森隆一君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)宇野議員のご質問のうち、愛荘町の進むべき方向について、お答えをさせていただきます。将来の愛荘町まちづくりの方向は、住民の皆さんの参画を仰ぎ、手づくりでつくり上げましたみんなの計画、愛荘町総合計画の基本理念である自助・共助・公助のもと、住民と行政が互いにパートナーシップを築き、協働で元気なまちを目指すことであり、肝に銘じているところであります。

間もなく到来します平成21年度は、合併4年目を迎えますが、平成19年12月議会において、愛荘町の進むべき方向を示した基本構想を議決いただきました。平成20年、今年度でありますけれども、20年度を初年度とする10年間の総合計画がスタートしたばかりでございます。21年度は、その2年目ということになります。

しかしながら、予想だにしなかった、この世界的金融危機と不況が嵐のように吹きまくっている昨今、社会経済状況は刻々と変化していく中で、変化に即応した柔軟な対応、微調整はあるとしても、計画の理念や将来の夢を見失ってはならないと思っておるところであります。

そのような中で、湖東三山インターチェンジを設置し、将来の子や孫に夢と希望の描ける基盤を築くことは、今、私たちの重要な使命と思っております。そして、自立できる財源と雇用を確保するため、企業誘致は進めなければならない大事な施策であります。

これまで、誘致のための優遇策の策定や、パンフレットの作成、企業への配付、企業交流会への参加、企業訪問、県や金融機関、一般企業からの情報収集、遊休土地所有者に対する意向の確認など、思いつくことはやってきました。ところが、現在のところ、まったく成果が上がっておりません。企業誘致の難しさや力不足を、いまさらながらつくづく痛感をいたしている次第であります。しかしながら、この間、町内立地の企業とは、互いに情報を交換し合える、よき関係を築けたと思っておるところでございます。

このような情勢の中で、議員ご指摘のこの広大な優良農地を有しているわがまちは、今こそ、地域の特性を活かした産業振興を進めるべきとお考えかと推察いたします。私も、この豊かな農地、そして経験豊富な農業

人と意欲ある農業団体は、このまちのお宝だと思っております。農業の活性化、農業をこのまちの産業として、今一度、学び直さなければならぬと考えているところであります。

先日、国家予算の中で、農水省の主要な予算を見ておりました。新しい視点に立ったユニークなものが、結構並んでいると思います。これらのものを参考にしながら、愛荘町にふさわしい施策を、ぜひ職員ともども今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(森隆一君)総務課長。

〔総務課長福田俊男君登壇〕

○総務課長(福田俊男君)1点目の「愛荘町における住民の生活実態について」のご質問のうち、住民の所得の推移から21年度予算の考え方についてお答えします。

100年に一度とも言われる未曾有(みぞう)の世界的な経済不況の中で、国内総生産の実質成長率は0%、名目成長率は0.1%程度と見込まれており、雇用情勢の悪化と生活への不安に対応するため、国において、安心実現のための緊急総合対策や生活防衛のための緊急対策が講じられているところでございます。

景気後退下での所得状況は、平成22年度に反映されるものと推測いたしております。なお、所得税は現年分を精算するものであり、町民税は20年分の所得に対して21年度に課税することから、収納徴収業務において影響が出ることが懸念されております。

次に、平成21年度予算編成においては、金融・経済危機による税収不足が予測される中、個人町民税の均等割は、対前年比100万円および所得割は1,120万円の増額を見込んだものの、町税収入は28億613万円の対前年比6億1,540万円の減となりました。

特に法人税割につきましては、経済情勢の悪化により6億4,680万円、86.2%減の大幅な減収が見込まれるなど、財源不足が生じており、財政調整基金などの取り崩しと、基準財政収入額における地方交付税や、地方道路特定財源の一般財源化による財源確保が見込まれるものの、財政事情は非常に厳しい状況にあります。

このため、人件費をはじめ一般行政経費の総額につきましては、それぞれ特定要因があるが、前年度および昨年9月議会での緊急緊縮財政対策補正後予算を下回る額とするよう、5%削減を目標としたところでございます。

また、来年度は総合計画に基づく大型プロジェクト事業を控えており、経常経費をはじめ歳出全般において経費の縮減を図るなど、施策事業について、選択と集中による重点配分に努めたところでございます。

一方、地方債残高につきましては、今後、償還のピークを迎えることから、地方債発行を抑制し、民間資金の繰り上げ償還を図ることといたしました。

さらに、厳しい財政環境に対応すべく、効率的な行財政運営を図るため、町長交際費の廃止、それから各種町補助金等の見直し、事業の優先度や実施進度の調整のほか、事務事業および政策経費の必要性・緊急性、事業効果や後年度財政負担等総合的な見地から見直しを行いまして、経費の節減合理化に努めたところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)宇野議員のご質問のうち、町内事業者の雇用の実態について、答弁させていただきます。

今回の深刻な状況でございますけれども、ご質問の中にありましたとおり、その影響は当町にも着実に忍び寄っております。町内事業所の従業員10名以上の昨年7月時点の雇用実態でございますけれども、従業員総数が5,725名で

ございまして、そのうち、正社員と分類されます者が4,016名、非正規雇用社員に分類されておりますのが1,709名でございました。

また、非正規社員の雇用形態でございますけれども、派遣雇用もしくは時間的パート社員でございまして、町内事業所の実態といたしまして、3割の方々が非正規雇用で、その大部分が派遣雇用であると認識しております。特に当町の特徴といたしまして、派遣雇用のうち外国人さんが多いというのが、当町の特徴でございます。

また、今回の不況によります、その後の最新データと言いますと、現在、各企業の訪問調査によりまして正確な数値把握に努めておる段階でございまして、特に自動車関連、それから半導体関連企業におきまして、非正規雇用社員は全員解雇の上、正規社員におきましても、労働時間短縮あるいは週休3日制・4日制というなど、極端な雇用調整が進んでいるのが特徴となっております。

今後、他の産業はもとより地域経済へのダメージは相当大きくなるものと危惧しております。当町といたしましても、生活支援対策、それから新たな雇用創出に向けまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)15番、宇野君。

○15番(宇野義美君)関連につきまして、再質問をさせていただきます。

今もご答弁がございましたように、この経済情勢の回復というのは、非常に時間がかかると、要するものと一般的には言われておりまして、3年から5年、都合悪ければ10年もかかるであろうというような評論家の話もありますが、国においても経済対策はいろいろと発表されておりますが、スピード感に乏しく、地方自治体としていろいろと苦心をされ、独自の対策を打ってきているところがあります。当町として、総合的対策を打とうとする考えがあるのか、お尋ねをいたします。

その中で、今おっしゃいました雇用対策とか、そうしたものの考え方を一部お聞かせいただきましたが、そのほかにあれば、お尋ねをいたします。

また、生活困窮者の現状を、それから生活保護家庭の推移、こうしたものがどんな状況であるか。これに対する対策は、どのように考えておられるのか。また、こうした世相から、税の滞納状況というものもどのような状況になっておるのか、最近の数字、まだまとまっていない部分もあるかと思いますが、一番新しい数字でご答弁をいただきたいと思います。

滞納に対して、根本的解決というのは、どういうふうにお考えになっているのか。解決策は、今いろいろと難しい部分があるだろうと思いますが、その辺もお考えをお聞かせ願いたい。

また、地方自治体としての観点から見ますと、雇用対策・金融対策あるいは地元での消費対策、中小企業救済対策あるいは農業対策など、各々各担当課で、もしお考えがあればご答弁を求めます。

次に、愛荘町の進むべき方向について再質問いたします。今、総務省から提案されております定住自立圏構想について、中心市と周辺町との関係、財政措置など、まだ明確になっていない部分が多くございます。課題として、明確になっていない部分が各項目ごとに多くございまして、検討委員会におきましても、今後の課題として非常に多く、各分野をあげております。この時点で、彦根市を中心として周辺4町で今進めようとしておられますが、具体的な愛荘町としてのどの項目を補完しようとしているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、旧秦荘地区は、先ほども申されましたように、農業振興地であります。特に甲良町においても、国道307号線沿いに直売所の建設をされ、町外からの金の流れを多く出そうと、こういうようなことも考えてやっておられます。愛荘町は南北のちょうど谷間になりつつございます。自立できるまちづくりについて、これも1つの対象事業ではなかろうかと、こんなふうに考えますが、計画をお持ちなのか、またないのか。今後どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長(森隆一君)総務士監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)宇野議員の質問のうち、雇用関係につきましての新たな事業の展開でございますけれども、この質問につきましては、吉岡議員それから辰己議員からも質問をいただいておりますけれども、少し触れさせていただきたいと思います。

国の方は第二次補正予算というようなことで、ふるさと雇用再生特別推進事業、それから緊急雇用創出特別推進事業というようなことで、3年あるいは単年度というような事業の取り組みの予算を組んでございます。ふるさとの方は2,500億円、緊急雇用の方は1,500億円というようなことで、町の方に現在、配分額をいただいたところでございます。そういうことで、当面的には、現状、内容を今精査しているというような状況でございます。こちらの方といたしましては、できるだけ早い時期に事業の展開をしていきたいというようなことから、できましたら、今期議会の会期中に全員協議会でもって一定の案を相談させていただきたいなというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)先ほどの雇用関係の中の生活保護関係につきまして、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、特にこの経済不況によりまして、昨年度暮れから生活保護に対する相談件数が増えてきておるとというのが状況でございます。なお、生活保護につきましては、湖東地域振興局がその取り扱いを行っておりますので、湖東地域振興局と共々に相談に乗らせてもらっておるという実態でございます。

それで、この相談件数といたしましては、7件の相談件数がございました。そういった中で、また後ほど吉岡議員さんにも詳しくご答弁させていただけると思いますが、その中で外国籍の方のケースが多くありまして、7件のうち5件が外国籍の方である。そのうち4件が生活保護につなげたケースがあるということで、残り1件につきましては就労の方につなげていったというところでございます。以上でございます。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)税の滞納の状況につきまして、現在までの状況および21年度の対策について、答弁をさせていただきます。

20年度の当初予算におきます滞納繰越額につきましては、予算額3,840万円、これにつきましては町民税・法人税・固定資産税および軽自動車税の4税をあげさせていただきました。今、1月末の収納状況でございますが、約4,260万円を収納しているところでございます。今後、あと今月ひと月足らずでございますけれども、収納の向上に努めてまいりたいと考えております。

先ほど総務課長が答弁いたしましたとおり、21年度の状況につきましては、この状況がさらに厳しくなるものと認識をいたしております。そういった状況で、当町といたしましては、平成21年度に県の共同徴収事業を実施いたしまして、当町と安土町がペアになって県の職員を2名、21年の4月から9月まで愛荘町に県の職員2名、安土町から1名、愛荘町から1名の計4名の体制で徴収事務にあたっていただきます。21年10月から翌年の3月まで、そのメンバーがそのまま安土町の方に派遣されるというふうな形で、徴収率の向上および技術の向上に努めるものでございます。

なお、21年度予算の国民健康保険事業特別会計でございますけれども、その中に21年の12月から翌年3月まで、徴収補助員として2名、補助金を全額10分の10いただいて設置する予定で、徴収事務の向上に、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)宇野議員から再質問で、定住自立圏構想の考えている項目についてお尋ねがあり

ましたけれども、後ほど、お二人の方々から同じような質問がございます。その時に詳しく述べさせていただくということで、ご勘弁いただきますようお願いいたします。

◇西澤久仁雄君

○議長(森隆一君)4番、西澤久仁雄君。

〔4番西澤久仁雄君登壇〕

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず最初に、下水道関係についてお伺いいたします。愛荘町の下水道の普及率は何件で何%か、また水洗化率は何件で何%か。県下では何番目かお伺いいたします。

次に、下水道法についてお伺いいたします。水洗便所への改造義務等、第11条3項について、「公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない」とありますが、どのように周知されましたか、お伺いいたします。

また、水洗便所の普及および促進要項の3項に、「PRの徹底では、水洗化義務付けの趣旨、水洗化による便益、各市町村の水洗化に関する助成制度、改造に伴う紛争仲介等の窓口等について説明会の開催、パンフレットの配布、戸別訪問等により、十分なPRを行うことにより、水洗化に関する住民の意識を高めるとともに、住民が円滑に水洗化に取り組んでいけるようにすることが必要である」、また8項には、「既存屎尿浄化槽便所に対する対策には、公共下水道への汚水管の直結について、積極的な指導を行うものとする」とありますが、今まで、どのようなPR・指導してきたか、お伺いいたします。

次に、浄化槽法についてお伺いいたします。第2章、浄化槽の設置、その第5条では、都道府県知事に設置の届け出をしなければならない。第5条2項に受理した場合において云々等々書かれております。また、第3章、浄化槽の保守点検および浄化槽の清掃、第8条には保守点検、第9条には清掃、第10条には浄化槽管理者の義務、11条、12条の2項等々あります。設置してから管理業者に委託しないで、自分が資格もなし、水質検査もしない、清掃しているが、これは違法ではないか、お伺いいたします。

次に、給食センターにアレルギー専用調理室の設置を。先ほど前議員が申されましたのと重複しますが、通告制でしておりましたので、質問いたします。

検討委員会で答申を受け、公立幼稚園・小・中学校全員に給食センター方式に、平成23年4月完成を目指すと言われていますが、年々アレルギーの児童・生徒が増えていると聞いております中で、アレルギー専用調理室の設置を考えているか、お伺いいたします。

去る12月17日受付で、愛荘町の公立幼稚園・小・中学校におけるアレルギー個別対応給食に関する要望書が、ぶくぶくほっぺの会、愛荘町アレルギー児を持つ親の会代表村川美樹さんから愛荘町議会議長に提出され、その内容は、教育担当者、議員さんにご存知だと思います。

先ほどは、学校教育課長が5項目を申されました。重複になりますが、読ませていただきます。1、アレルギー個別対応給食について、窓口を引き続けて設けてください。第2に、建設される給食センターにアレルギー個別対応給食のためのシステムの整備をお願いしたい。第3に、アレルギー個別対応給食実施のための専用の栄養士と調理員を確保してほしい。第4に、全職員の食物アレルギーに対する知識と理解を深めてほしい。第5に、学校給食における食物アレルギー検討委員会と委員の選定をお願いしたいと、以上、5つの要望がなされていたと思います。

また、学校給食ニュースでは、「アレルギー対応を通して、学校の危機管理を考える」と題して、次のように説明をされております。学校給食でのアレルギー対応は、各地でさまざまな対応が取られています。学校給食としては除去食・代替食・弁当で対応するなど、方法は地方自治体や学校の考え・施設設備により異なりますが、一般的にアレルギー

アレルギー対応は症状に対する対応として行われていますが、アレルギーの児童・生徒が増える中、アナフィラキシーの対応する学校の危機管理が必要でないかと訴える声があがりはじめています。

そこで、アナフィラキシーとはアレルギー反応の1つで、生命にかかわることもある急性の症状です。症状はさまざまですが、時間により急速に変化します。じんましんの症状、まぶたや口の腫れ、呼吸が苦しくなり、気道が詰まったり、またそれによる心停止で死亡することがあります。

学校給食でよく知られているのは、北海道で起きたそばアレルギーでの死亡例です。この時は、ぜんそく症状を持ち、そばアレルギーのある小学校6年生の児童が、誤って学校給食で出たそばを食べてしまい、最初は口の周りが赤くなりました。担任が母親に連絡し状況を説明したところ、「帰してほしい」とのことで、養護教員に見せることなく、付き添いもなく帰宅させましたが、その途中で倒れて吐き、吐いたものが気管に詰まって死亡しています。

アナフィラキシーを起こしやすい食物と、起こしにくい食物とがありますが、また、運動で症状が誘発されて起こる場合もあります。そば・ピーナツ・キウイ・魚介類のほか、人によっては牛乳・卵・小麦等で起こすこともあります。

それで、次の質問をいたします。食物アレルギーの児童・生徒は、今何人確認しておられますか。また、その対応はどのようにしているか。除去食・代替食・弁当それぞれ何人おられますか。また、保育園児・幼児などはどのように調査をしていったか、また、愛荘町では何人いるかお伺いいたします。

愛荘町給食センターを整備の整ったよい施設にしていきたいと思います。そのために、19年11月1日から2日に、豊後高田市の給食センターに議員研修として勉強をしてきたと認識しております。その時には、町長、教育長も同席していただいたと記憶しておりますが、よき返事をお願いいたします。

次に、災害時に備えて食料備蓄があるかどうかをお尋ねいたします。

去る1月14日、京都新聞に、京滋自治体の52市町村に、災害時に備えて食料備蓄があるか、書面で実施した。回答率100%と記載されていました。愛荘町は、何人・何日分を用意されていますか。また、食物アレルギーの住民も食べられるアルファ化米を備蓄しておられるかお伺いいたします。以上で、一般質問を終わります。

○議長(森隆一君)総務課長。

〔総務課長福田俊男君登壇〕

○総務課長(福田俊男君)西澤議員のご質問のうち、3点目の「災害時に備えた食料備蓄があるか」についてお答えいたします。

1点目の「災害時に備えて食料備蓄をしているか」についてですが、愛荘町地域防災計画において食糧・生活物資等の備蓄に努めることとしており、現在、愛知川消防センター備蓄倉庫に5年保存用の水500m³を480本、2年保存用の水2リットルを500本、アルファ米1,000食を確保いたしております。

しかし、災害時に必要なものをすべて町で備蓄・確保することは困難でございまして、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は町内外事業所等から調達を図ることといたしております。このため、平成17年1月に生活協同組合コープしが、平成19年7月にはコカ・コーラウエスト(株)、本年1月には彦愛犬商工会と、災害時における生活物資と飲料の提供や、確保調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定を締結するなど、災害救助に必要な物資の調達など、供給確保に努めているところです。

また、平素から災害時に備え、保存期間による更新や備蓄品の充実に努めるほか、各家庭や自治会、自主防災組織が一体となって、2日程度に相当する食糧を確保する体制整備に努めたいと考えております。

2点目の「食物アレルギーの住民も食べられる食料備蓄があるか」についてですが、アレルギー物質を含む食品に起因する健康危害を未然防止するため、厚生労働省においてアレルギーを引き起こすことが明らかにされた原材料25品目を「特定原材料等」として指定されております。

すべての食品はアレルギーを引き起こす可能性があります。町で備蓄しておりますアルファ米については、特定原材料等の25品目を使用されていないものを備蓄いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)西澤議員のお尋ねの1点目の自宅浄化槽の管理の委託のことについて、ご答弁申し上げます。

浄化槽法については、滋賀県では浄化槽の届け出、保守点検、清掃に関しては、市町に権限移譲されております。このことから、町では法定検査を毎年1回受けていただくように、一昨年・昨年とも町広報紙で一般広報しております。浄化槽を新規に設置する場合は、設置届け出書を町に提出することが、愛荘町浄化槽取扱要綱事務処理細則第3条により定められております。

さて、議員お尋ねのご質問でございますけれども、愛荘町浄化槽取扱要綱事務処理細則の維持管理に関する指針の中で、遵守事項として次の点が表示されております。

まず、1点目でございますが、設置した浄化槽を自らの責任において保守点検および清掃をしなければなりません。2番目には、浄化槽を自ら保守点検および清掃しない場合は、浄化槽保守点検業者および清掃業者と委託契約を結び、保守点検・清掃を行うこととなっております。そして、3点目でございますが、浄化槽管理者が自ら保守点検できる場合は、浄化槽管理士の資格または同等の知識を有し、滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第11条に規定する管理用器具を備え、かつ、町長が認めたものに限る。とされております。

以上のことから、清掃に関しては、管理者自らが清掃することは違法ではございません。しかし、浄化槽法第9条による清掃の技術上の基準に従って行われなければならない場合は、町から助言をすることになります。

なお、保守点検においては、今申し上げました資格もしくは同等の知識や器具が必要となりますので、保守点検の未受験者に対しては町が助言等を行うことができるようになっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)社会福祉課長。

○社会福祉課長(西川都々子君)西澤議員のご質問のうち、第2点目の「給食センターにアレルギー専用室設置について」のご質問のうち、保育園児・幼児に対する食物アレルギーの調査の実施有無と対応について、答弁をさせていただきます。

保育所を担当しています社会福祉課といたしましては、入所児童に対する定期的なアレルギー調査は実施いたしておりませんが、当然、各保育園は調査ならびに日々対応をいただいております。

現在、町内の保育所に入所している園児について把握しておりますのは、給食時に食物アレルギーの対応が必要な園児数は13人です。主に、卵やピーナツ、ひかり物の魚などの魚介類等で、原因の食材を取り除いた給食で対応されている児童が10人、また代替食の対応が2人で、特にたくさんの食物アレルギーを持つ園児1人については、給食もおやつも保護者さんが持参されているのが現状でございます。

保育所における給食調理は、それぞれ自園調理でございますので、その中でアレルギーの園児さんに対しては、分量の面なども含めて調理面で工夫をいただいております。今後も、個々のケースに十分配慮した給食の提供に心がけて対応していきたいと考えております。

また、保健センターでは、健康相談や乳幼児健診の際にアレルギーについての相談等もありますので、この場合は専門の医師の指導を受けたり、月2回実施している栄養相談において、食事面等について、管理栄養士が個別に相談を受けて対応しております。

今後におきましても、給食をはじめとするアレルギー対応につきましましては、庁内関係部署が連携をしながら、対応に

芳野はまゝつたんにちんしのつまより、こけ餅よりよくつしのがめりになつた。

○議長(森隆一君)下水道課長。

○下水道課長(田原 幸郷君)下水道関係について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の下水道の普及率・水洗化率についてお答えをいたします。平成21年1月末現在で、普及率は、6,852戸のうち6,529戸が整備できており、95.3%で、水洗化率は、6,529戸のうち4,803戸が接続されており、73.6%であります。また、県下24の公共下水道のうち普及率は上位から5番目で、水洗化率は11番目であります。

次に、水洗便所への改造義務の周知についてですが、工事着手時に地元説明会を開催させていただきまして、パンフレットにより、受益者分担金・使用料・工事説明・排水設備の改造方法にあわせて説明をさせていただいております。

その中で、下水道法により、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造すること。浄化槽を使用しておられる場合は、遅滞なく浄化槽を廃止して公共下水道に接続すること。生活排水を側溝等に流している場合は、すみやかに排水設備を設置し、公共下水に接続することが、義務づけられていることを説明しております。

また、3年以上経過した公共下水道未接続の皆さんへのアンケートにより、水洗化が遅れている理由等を把握しております。結果としましては、経済的に工事が困難な状況である。リフォーム予定があるので合わせて工事をしたい。高齢者なのであまり必要性を感じない。等が最も多い理由であります。

また、毎年5月頃、『広報あいしょう』で各自治会ごとに水洗化率を示し、「公共下水道未接続家屋の皆さんへ」ということで、排水設備工事のお願いをしています。

次に、既存屎尿浄化槽便所に対する指導・PRについてですが、建築物の所有者は遅滞なく公共下水道に接続しなければならないことから、水洗便所への改造義務の周知と同様に、工事着手時に地元説明会において説明、また広報でお願いしております。

また、下水道事業の健全な財政運営のために、水洗化率の向上については、県下の事例を参考に効果的な方法を検討し、推進啓発に努力していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君) それでは、「新給食センターにアレルギー専用調理室の設置を」という西澤議員のご質問にお答えいたします。先ほどもお答えさせていただきました部分と重複する部分は、ご勘弁いただきたいと思います。

新給食センターにアレルギー専用調理室を設置することについては、先ほどもお答えさせていただきましたように、検討しております。最近建設されている給食センターでは、アレルギー専用の調理室を設ける事例が多くなっております。当町としても設置の方向で検討していくことにしております。

次にお尋ねの食物アレルギーの対象園児数ですが、愛知川学区で20名把握しております。その内訳は、愛知川幼稚園4名・愛知川小学校5名・愛知川東小学校9名・愛知中学校2名です。また、秦荘地区におきましては、秦荘東小学校・秦荘西小学校それぞれ1名の2名で、合計22名を現在把握しております。

アレルギーの内容別といたしましては、卵・牛乳・魚・甲殻類・軟体類・貝・ソバ・ピーナッツ・ゴマ・タケノコなど、その他にもそのアレルギーを持つ子どもがおります。

先ほど申しあげました22名の中で、特に重い症状をお持ちの子どもさんについては、先ほども申しあげましたように、保護者と直接お話をさせていただいたり、献立の内容を変更させていただいております。ただ、その日の体調の具合によっても本人さんの具合が変わりますので、そういう場合には、保護者が代替のおかずを持たせてくださる場合もございます。

あとのお子さんについては、事前に保護者と相談をさせていただいたり、毎月アレルギーが判別できる献立表および加工品の成分表を保護者と学級担任に渡し、その後、その部分について、「これを取り除く」、「これは食べら

れる」ということで、栄養士の方に届いて、そちらのほうで対応をさせていただいております。

先ほども言いましたが、高学年になりますと、除去できるものについては自分で取れる場合もございますが、やはり教師として、その部分を確認しながら除去していくという形で、現在も行っております。

こういうことを踏まえて、給食センターにはいろいろなことで対応をまたしていきたいと思っております。ただ、現在の段階におきましての対応ですけれども、スペースの問題であるとか専用の什器、栄養士・調理員等の確保の問題等がございます、除去食・代替食などの給食は、すべてできているとは言えません。

今後、アレルギー専用の調理室等々が必要であろうということで、検討を重ねていきたいというようなことを思っております。どうぞご理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長(森隆一君)再質問に入る前にお願いしておきたいのですが、再質問・再々質問は、一般質問に対しての疑問と、あるいは一部関連等の質問だけにしていただきたいと思いますので、よろしく協力のほどお願いいたします。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)再質問を行います。

まず下水道の方から、浄化槽についての課長さんからのご説明がありました。私が質問しているのは、一般の資格なしで自分が勝手にしているという点をお聞きしたわけでございます。

そして、これをなぜ質問したかと言いますと、遡ること1世紀前、平成9年、私が区長をさせていただいた時に、当時は住民課でありました。「こういう方がおられるがどうか。」というのをまず質問させていただいたところ、というのは、この浄化槽から自分が水中ポンプで川へ流しているという状況なんです。それを平成9年に私が申し上げました。そうしたら、「今度、その事態が起きた時に連絡してください。現地確認に行きます」ということでしたので、平成10年10月、連絡をさせていただいて、その時、民課の、誰とは言いませんけれども、1人役場からお見えになり、湖東振興局からカメラを持って現地を撮影して帰られました。

そういう事態があって、昨年6月頃、またそこのお方が汚水枳へ、ジャッジャッジャッ音がするからということで隣の奥さんが言われましたので、そのことを申し上げました。それでまた、この1月に、「どうしてくれるのや。」というような話をちょっとしましたが、「今度、管掃除の時に。」とかというような話をお聞きしましたので、そのことを区民の住民さんにお話をさせていただいた。そうしたところ、「役場とはどういうところや。」と。

やはり、こちらからそういうふうに申し上げたら、一番初めの10年10月の時点で現地を確認したら、どういうふうな指導をしていくのか、そういうことをしていただきたかった。また、昨年、汚水枳へ流しているのと違うかというようなことで、また近くのマンホール等を開けて調査をしていただき、もしそれが跡残ったたら、それなりの対応を、なぜ役場がしてくれなんだと、こういうことなんです。

これが、県の相談、また役場の担当でしていただかなあかんけど、こういう事態が現在も起きています。これが果たしているのかどうかということで質問を取り上げたのです。これは早急な対応を求めます。答弁を求めます。

次に、さっきのアレルギーの件なんですけれども、これはお母さん方に電話させていただいて、いろいろと資料をいただきました。貴重な資料をいただきました。教育関係者は十分ご存知だと思っております。

そこで、まず第1点は、秦川幼稚園にピーナツアレルギーお子さんがおられる。園児がおられる。このことを、私は2月19日に担当者に電話をさせていただいたら、把握していないと。これはやはり、町担当としては把握してなあかんのと違いますやろか。お母さんに聞きました。ピーナツアレルギーなので、体験学習、イモ・ピーナツとされておられる。これはいいことなのです。否定はしませんけれども、そういうお子さんがおられましたら、どういう対応をし措置をするのかというのは、秦川幼稚園では一生懸命考えておられるのです。けれども、教育委員の本家本元が何も知らんというようなことではいけがななものかなと思って、お尋ねしたいです。

それから、もう1点、下水道使用料に滞納があると言って、19年度書かれておられました。これに関連しますので

よっと、質問じゃないのですけれども、読ませていただきますと、まず最初に、私かまた監査委員をしていると思って匿名の封書がきました。町職員が税金滞納しているのではないかと。それを担当の方に言いまして、町職員は固定資産税とかそういうものではなくして、上・下水道も滞納しているのではないかとというようなことがまた入ってきましたので、こういうことはやはりしっかりと指導していただきたい。これは下水道使用料についての関連でお尋ねしたので、答弁は要りませんけれども、一応こういうことはしっかりと、町としては職員さんにはあの規律正しい、姿勢を正した何をしていただきたいと思いますので、以上、再質問を終わります。

もとい、1つ忘れました。アナフィラキシーについての新聞、これは学校教育者の方に関連しての統計が載っております。これは保健体育教諭に質問されて、アナフィラキシーに対してのことをご存知か、ご存知でないかという統計です。それで見てみますと、「全く知らない」というのが66.6%と書いています。「よく知っている」「ある程度知っている」で、これは10%余り11%、「病名を聞いたことがある」というのは22.6%、こういうように書いています。

ということは、教育者として、先ほど死亡例を読まさせていただきましたけれども、知識があればそれなりの対応がしていただけます。こういうことも勉強というか、学校の先生方に知っていただく機会を設けて教育をしていただきたいと思います。と思いますが、いかがですか。以上です。

○議長(森隆一君)下水道課長。

○下水道課長(田原秀郷君)下水道関係について、お答えをさせていただきます。

排水設備の確認申請など一連の手続きをしないで、今の家庭の汚水等、浄化槽の汚泥を公共下水道の桧に流すことは違法ということでありますので、早急に聞き取り調査を行い、事実を確認した上で、速やかに公共下水道に接続していただくように指導をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)それでは、ただいまの件についてお答えさせていただきます。

現在、教育委員会では、21年度に秦荘幼稚園に入ってくる子どもさん、現在、秦川愛児園さんにおられるということで、今度こちらの幼稚園に入られるということで、直接、幼稚園にお話をされて、そのあと教育委員会に連絡が入ってきました。来年度の年長さんということで、こちらは認識させていただいております。この部分については、また栄養士等々で養護教諭をまぜて検討をさせていただく予定をしております。

それから、今のアナフィラキシーのことですけれども、なかなか知識的に、言葉は知っていても中身的にわからないという部分がある部分があるのかなということを感じております。それで、先ほど申し上げましたように、そういう研修についてはどんどん進めていきたいというようなことを思っております。

来年度21年度の4月から、全県下一斉に、アレルギー対応をしていくための健康状況調査表が統一された様式でされます。それで、現在、小学校・中学校におきまして、アレルギー対応がある、対応しなければならないお子さんについての書類等を提出していただくように、また主治医の先生からの証明をいただくようにということで、今進めております。また、幼稚園につきましても、それに準じた形で、アレルギーの子どもさんに対応できるようにということで、保健調査表の見直しも現在しております。

そういうことで、我々も、先ほどから申し上げておりますように、いろいろな研修、いろいろな情報等としてとらまえて、きちんともっていきたい、対応ができるようにしていきたいと言うことを思っておりますので、どうぞご理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩をいたします。13時より再開いたします

休憩午後12時07分

再開午後1時01分

◇吉岡ミ子君

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。10番、吉岡及ミ子君。

〔10番吉岡及ミ子君登壇〕

○10番(吉岡及ミ子君)10番、吉岡及ミ子でございます。2つ質問させていただきます。

まず第1に、学校給食における食物アレルギー児童への個別対応給食の実現についてでございます。毎年1月24日から30日までを全国給食週間と位置づけ、学校給食の意義や役割について理解と関心を高め、学校給食のより一層の充実と発展が図られており、安全で栄養的にも満たされた日本の学校給食は、今や世界が注目される制度にまで成長を遂げてまいりました。

しかしながら、いまだに依然として充足されていないのが、食物アレルギー児童への給食対応だと思います。文部科学省の過去の調査によりますと、全国の小学生約698万7,000人のうち、食物アレルギー児童は約19万4,400人で、全体の約2.8%であります。また、中学生では、約334万8,000人のうち同アレルギー児童は約8万8,000人で、全体の2.6%を占める結果となっております。

そこで、これら学校給食時における食物アレルギー児童の当町における現状を分析して見ると、アレルゲンの含まれたもの、つまりアレルギー症状を起こす食べ物は、自分で除去して食べている。そして、除去できない場合は、家庭よりの弁当で対応しているとのことで、これが当町における食物アレルギー児童の現状であり、このように、すべての児童が学校給食の恩恵に浴しているとは言えないのだと思います。

そして、せっかく栄養面にも配慮された給食であるにもかかわらず、アレルギー児童は給食を皆とともにすることができていないのが現状であり、こうした食物アレルギー児童の給食環境を改善しようという動きが、今、全国的にも広がりを見せております。

そこでクローズアップされているのが、食物アレルギー児童への個別対応給食の実現であります。当町におきましても、昨年12月に愛荘町アレルギー児童を持つ親の会より、個別対応給食に関する要望書が愛荘町議会宛てに提出されていることは、皆さまもご承知のとおりであります。その要望書の内容によりますと、先ほど西澤議員さんがおっしゃり重複いたしますところがございますが、私なりに述べさせていただきます。

5つ出されておまして、1つ目には、アレルギー個別対応給食についての窓口を引き続き設けていただきたい。2つ目には、新たに建設される給食センターに、アレルギー個別対応給食のためのシステムを整備していただきたい。3つ目には、アレルギー個別対応給食実施のためのアレルギー食専門の栄養士と調理員を確保していただきたい。4つ目に、全職員の食物アレルギーに対する知識また理解を深めていただきたい。最後の5つ目に、学校給食における食物アレルギー検討会議を立ち上げ、委員を選定していただきたい。5つ出されております。

以上のような要望書が出されておりますが、アレルギー児童を持つ親の切実な願いでもあり、私も子を持つ親であり、その気持ちは痛いほどわかります。この要望に対し行政は今後どう対応されるか、お尋ねいたします。

もう1つ、失業者支援のための雇用創出についてお伺いいたします。

米国発の金融危機後、全世界の景気は急速に悪化し、各企業が苦しむ中、それに伴う空前の雇用崩壊が起きております。昨年12月現在における国の完全失業者は約270万人で、前年度比で実に39万人増となっております。

そして、これら雇用解除の矢面に立たされたのが派遣労働者であり期間労働者でもあります。突如として、生活のよりどころを奪われ路頭に迷う人々の記事や映像を日々目の当たりにし、心の痛む思いをしているのは私一人ではないと思います。仕事や住まいを失い、ネットカフェで一時しのぎをする人、また、ホームレスを余儀なくされる人、ごみ集積所のビニール袋をあさり食べものを探す人など、いたましい姿もありました。

また、昨年末にはNPOが実施されました日比谷公園での派遣村の開設では、多くの失業者が救われ、全国民の胸を打つ実に温かい催しでありました。このことが国への大きなメッセージとなり、雇用対策に本腰を入れた取り組み

が行われるようになったことは事実であります。全国の各自治体におきましても、雇用支援の取り組みが積極的に展開されるようになりました。近隣の市でもさまざまな雇用支援対策がなされていると聞いております。

また、本県におきましても、非正規労働者等の一時雇用や雇用創出を目的とした2つの対策基金の創設がこのほど発表され、そのひとつは緊急雇用創出事業臨時特例基金で、臨時職員の短期雇用の求職者の生活・就業相談の窓口となる支援センターの設置であります。もうひとつは、ふるさと雇用再生特別基金で、地域に安定した雇用を生み出す事業に使われるもので、両基金で約82億6,000万円が充てられることになっております。

このように県や自治体が、職を失われ苦しまれておられる方々への支援を行っているわけですが、本町におきましても緊急にできる限りの雇用支援を行うべきだと私は思いますが、生活保護面も含め、行政当局の姿勢をお伺いいたします。以上でございます。

○議長(森隆一君)社会福祉課長。

〔社会福祉課長西川都々子君登壇〕

○社会福祉課長(西川都々子君)吉岡議員の2点目の質問であります「失業者支援のための雇用創出について」のご質問のうち、生活保護面について、お答えをいたします。

愛荘町内におきましても、急激に悪化した経済状況の下で、昨年末ぐらいから解雇等によりまして職を失い、また併せて社員寮を追い出されるなど住居もなくなった方が増加し、これが原因と考えられる生活保護の相談も多くあります。先ほども申し上げたところもあるのですが、この相談件数といたしましては7件あり、うち外国の方のケースが多く5件ありました。通訳の方にご協力いただきながら、就労相談につなげたりハローワークに同行するなどの就労支援に努め、就労につながった方が1人で、仕事や住居が一定安定するまでの時限的な生活支援として生活保護につなげるケースが4件ありました。

本町の生活保護申請ならびに認定等につきましては、湖東地域振興局がその取り扱いをしており、申請者の状況などの調査については、湖東地域振興局と日々緊密な連携をとりながら進めているところでございます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)失業者支援のための雇用創出について、お答えいたします。

今回の急激な景気の減速によります本県の経済・雇用情勢は、大変厳しい状況にございまして、滋賀県におきましては、昨年12月24日に、知事を本部長といたしまして滋賀県緊急生活・経済・雇用対策本部が設置されたところでございます。

こうした中で、国におきましては、地域の実情や創意工夫によります地域の求職者の雇用機会の創出を目的といたしまして、ふるさと雇用再生特別推進事業と、中高年労働者等の一時的な雇用・就労機会の創出のための緊急雇用創出特別推進事業が創設されたところでございます。

それを受けまして、滋賀県では、ふるさと雇用再生特別基金を50億3,000万円、それと緊急雇用創出事業臨時特別基金を32億1,000万円、それぞれ基金造成されたところでございまして、県内各市町に均等割、それから人口割、それから有効求職者数割の3つの指標に基づきまして、先月2月25日に県から各市町に配分があったところでございます。

愛荘町に交付される配分額の内訳といたしまして、ふるさと雇用再生特別推進事業に1,260万円、緊急雇用創出特別推進事業に1,600万円の予定でございます。

現在、失業者支援のための新たな雇用創出として何ができるのか、役場内各課挙げて絞り込みを行っている最中で

ございまして、最終執行額を決定いたすべく、鋭意実施に向け取り組んでおりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)吉岡議員の「学校給食における食物アレルギー児への個別対応策食の実現について」ということで、ご質問にお答えさせていただきます。先ほどからずっと述べさせていただいている部分もあわせてお聞きいただきたいと思います。すみません。

学校給食における食物アレルギー児への個別対応策食につきましては、先ほどずっとお答えさせていただきましたとおりでございますし、定期的に関催している各園・学校の給食主任・調理師・栄養士等での献立検討会におきまして、月ごとの献立内容について協議をしております。その中におきましては、栄養面等々も考えながら、アレルギーを持つ子どもたちへの対応についても必要に応じて献立内容を変更するなどして、可能な範囲で対応・調整をしているところでございます。

今後についても、食物アレルギーを持つ児童等が、安心・安全な園・学校生活が送れるよう、学校や学級には常にアレルギー疾患の子どもがいるという前提に立った、それぞれの園・学校での取り組みが必要であると考えております。

また、新給食センターの建設にあたりましては、今後、詳細に検討を進める予定であります。食物アレルギーの対応につきましては、アレルギー専用の調理室などを設けるなど、施設整備についても設置の方向で考えてまいりたいというように考えております。

なお、現在、食物アレルギーの対象児童等は、先ほども述べさせていただきましたが、愛知川学区で20名、それから秦荘学区では2名、22名おります。その子どもたちが、また今後入ってくる子どもたちが、安心して楽しく過ごせる学校・園生活にできるよう、努力していきたいというように考えております。どうぞご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)10番、吉岡君。

○10番(吉岡あみ子君)再質問をさせていただきます。

私を含め3人の方が質問されまして、いろいろいろいろな角度からの答弁を聞かせていただきました。聞かせてもらいましたけれども、今後、食物アレルギー児童というのは年々増えていくことは確かでありまして、今、私を含め瀧議員さん、また西澤議員さんが質問されたということは、大変、教育委員とされましても、重要で、またかつしっかりと認識して、これから前へ進んでいきたいと、私なりにそのように考えております。

ということは、それだけ住民の方ならびに議員もそうでございますけれども、一生懸命、どうにかして子どもを、これからを担っていく次世代の子どもに対してしっかりとやっていただきたいと、そういうふうにお願しておきたいと思えます。

そういう中で、今現在、財政難の中、大変厳しいということは皆承知でありまして、町としましても大変だということは重々感じております。そしてまた、「心ふれ愛、笑顔いっぱい元気なまち」という、そういうキャッチフレーズで、町をがんばってやっていこうと皆が一生懸命考えております中で、今の要望なり、また、アレルギーを持つ子どもさんが笑顔で生活できる、そういう意味でもがんばっていただきたいと思っております。

そして最後でございますけれども、先ほどの答弁の中で、検討会議の件で、メンバーは学校の給食主任ならびに栄養士、そして調理員で構成されているという答弁をいただきましたけれども、その中にアレルギー児を持つ住民ですか、親御さんですか、そういう方は入れてもらえないのかということをお尋ねいたしたいと思っておりますので、答弁よろしく

そして、2点目の件でございますけれども、愛荘町の仮配分でございますか、ふるさと雇用再生特別推進事業で1,260万円、そしてまた緊急雇用創出特別推進事業に1,600万円の予定と答弁がございましたけれども、できれば、具体的な内容なりが、決まっておる部分だけでもこの場でお聞かせ願えればありがたいと思います。よろしく頼みます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)愛荘町への配分決定のございました1,260万円と1,600万円の具体的な内容ということでございますけれども、1週間前に配分決定がございまして、その具体的内容の絞り込みについて現在、庁舎各課挙げて取り組んでいる、絞り込みを調整中でございまして、具体的内容の確定までにはもう少しばらばらと時間がかかるということでございますので、この会期中に間に合いますれば、またお知らせいたしたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思いますのと、それと、基本方針といたしましては、今回の雇用創出のための交付金でございますけれども、臨時的とばいうものの、両方合わせて2,860万円の交付金となりまして、金額的にも大きく、しかも10割補助でございますし、新たな雇用創出に何ができるのかということはもちろんでございますけれども、将来的にも投資効果のある、投資効果の大きい事業を現在抽出を各課からいたしておりますので、今回のピンチをチャンスととらまえて前向きに取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)それでは、今の質問のアレルギーのことについてですが、教育の中の重要課題のひとつと考えております。先ほどもお答えさせていただきましたように、学校関係等々それぞれが研修を深めて、その分については重要なものとして考えていきたいというようなことを考えております。

それから、検討委員会の方ですが、今は愛知川と秦荘とそれぞれ別々にやっております。そこで、それぞれ対応について、中で保護者から、また担当から聞いて、その話を打ち合わせさせていただいておりますので、現在はちょっと、いつ、どういう形で入っていただくかということ、まだ考えておりませんが、行く行くは、これについては検討させていただいて、よりよき検討委員会になるようにということを今考えております。以上でございます。

◇上林貞君

○議長(森隆一君)2番、上林貞君。

〔2番上林貞君登壇〕

○2番(上林貞君)2番、上林です。一般質問をお願いいたします。

町内の道路整備についてお聞きしたいと思います。昨年12月の全員協議会で報告されました(仮称)湖東三山インターが、地元の皆さまのご了解も得られ、いよいよ来年度21年度には着工の見通しとなり、最長25年度には下り線も開通する予定とのことで、愛荘町にとって大きな発展を期待することとなってきました。皆さまとともに喜びたい一心であります。

さて、開通後を思う時、愛荘町には既に5年後・10年後の将来を見据えた総合計画があり、教育・福祉・観光・産業・農業などの開発に、限らない将来の発展が期待できるものであります。これらの発展には、(仮称)湖東三山インターを中心とする道路整備事業が必須条件であり、なによりともあれ、国道8号との直結を願う都市軸の整備が急務と考えます。

インターの開通と同時に、車の利用は、予想されるだけでも1,300台とも1,700台とも言われています。広域的にも町内一円交通量が増えるのは当然のことであり、交通の流れを最大限スムーズにすることや、交通の安全の施設を充実し、日常生活を守ることも行政の責任であります。それらを迎える町内において、国道307号から下りる路線に

は、北から県道松尾寺豊郷線、次に上蚊野から下がる町道名神国8線、上蚊野地先から島川地先の宇曾川右岸道路の3路線かと察します。

そこで、まず、このうちどの路線がアクセス道路として整備されるのか、あるいは新たにアクセス道路として予定されるのか、お聞きいたします。

次に、その3路線について国道307号と交差点を設けられていますが、現在、右折溜まりがあるのは宇曾川右岸道路との交差点の国道側だけで、あとはありません。最小限、右折溜まりの設置の必要性は言うまでもなく、スムーズな交通の流れのポイントであります。インターの開発の中において、国道307号においては、付近一帯どのあたりまで見直される予定なのか、お聞きいたします。

また、冒頭に示しました3路線と県道216号(彦根雨降野今在家八日市線)および県道13号(彦根八日市甲西線)の各交差点にあっても、同じく最低限、右折溜まりのある交差点改良が早急に求められますが、このことにつきましても、町当局のお考えをお願いいたします。

さて、次に、3年前の合併時においても課題にあがっています県道湖東彦根線、俗に言われる愛知川右岸道路整備事業について、また県道彦根神郷線について、現在どのような進捗状況になっているのか、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君) 建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君) 上林議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

国道8号と、国道307号を結ぶアクセス道路につきましては、東西に走る町の新都市軸といたしまして、(仮称)中部アクセス幹線道路ということで、町の総合計画にうたわれておりまして、また、滋賀県道路整備アクションプログラム2008にも、市町村道の新規事業という形で、平成24年度までの前期に着手すると位置づけされていることから、現在、県では、長野と上蚊野間を結ぶ法線を検討中でございます。したがって、現在のところは、ご質問の3路線以外も基軸に考えられますが、今のところ定かではございません。いずれにいたしましても必要不可欠でございますので、今後、県と協議しながら建設していくことになると思えます。

この路線につきましては、延長も長く、また宇曾川・新愛知川・新幹線・近江鉄道と、多くの難所をクリアしなければならない大プロジェクトとなりますので、着手までにかなりの時間を要するところでございます。

次に、右折レーン(溜まり)についてでございますが、国道307号松尾寺交差点につきましては、県において歩道整備と合わせて交差点改良もされますので、この時に右折レーンの設置はなされます。

また、国道307号と町道名神国8線との交差点につきましては、現在進めております名神国8線の道路改良に合わせまして交差点改良を行いますので、現在、県の道路計画課と設計段階での協議中でございます。

県道の右折レーンにつきましては、必要と思われるところから整備を進めてもらっております。現在は、県道彦根八日市甲西線の沖地先の沖交差点におきまして4方向の設置をさせていただいており、9月には完工の予定となっております。今後におきましても、必要と認められる交差点につきましては、設置をしていく考えであります。

次に、国道307号の歩道整備につきましては、スマートインターの工事に合わせて、県道松尾寺豊郷線の松尾寺地先の交差点から銭取川までの区間を同時に施工いたしまして、その後残りの斧磨までの区間、あるいは宇曾川までの区間の工事を、順次施工されていく予定となっております。

最後に、県道神郷彦根線と県道湖東彦根線の進捗状況についてでございますが、両路線とも中部アクセス道路と同様、県のアクションプログラムにあらわれておりまして、神郷彦根線につきましては24年度までの前期に着工、また湖東彦根線につきましても、着手年度は決まっておりますが、Bランクというランクで位置付けされております。しかしながら、この両計画につきましても、県の財政状況の悪化などから全体的に先送りされたと聞き及んでおります。

のなかで、この計画にふさわしい、その計画の進捗状況についてでございますが、神郷彦根線につきましては愛知川橋梁の設計業務、また、湖東彦根線

につきましては用地の官民・民々境界等の事務が進められているところでございます。いずれにいたしましても、地域住民の皆さんのご協力が必要でございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)2番、上林君。

○2番(上林貞君)再質問をお願いします。

今ほど、アクセス道路でご答弁いただきました。県が含む大きなプロジェクトのアクセス道路というふうに考えられました。その道路が、計画にあがったけれども、時間はかかるという答えだったと思うのですけれども。こちらの湖東三山インターの開設が、最長25年とお聞きしております。その期間内に大きな新しいアクセス道路として計画されるのであるならば、とても間に合うような気配ではないように感じました。

即今、既設のルートであります、旧の秦荘町時代から、名前も名神国8線と大きな期待を寄せられております上蚊野から下八木線の、その道路の改良工事につきましては、ぜひとももう一度再検討いただきまして、早急な事業を進めていただかなければならないのかなというふうに感じるところでございます。この点につきましての計画はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)ただいまご説明を申し上げました中部アクセス幹線道路につきましては、今、議員ご指摘のとおり、まだまだかなり時間を要するということでございますので、名神国8線について、整備の計画を先にしたほうがいいのかというご質問でございますけれども、名神国8線につきましては、先ほども申し上げましたように、歩道の整備を、道路の若干の改良工事と合わせましてずっと行っておりまして、歩道の整備につきましては、307号線の上蚊野地先の交差点まで改良計画としてはありますけれども、その後、彦根八日市甲西線より西側につきましては、またどうしても、県道の日加田湖東線までぐらひは愛荘町でございますけれども、それより西につきましては豊郷町の領域というようなこともございますので、今のところ歩道整備以外は考えておりませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長(森隆一君)2番、上林君。

○2番(上林貞君)歩道整備だけを考えるというお答えでしたのですけれども、その道路に関する右折溜まりの工事はどのようにお考えでしょうか。まず第1にそれが進められたいというふうに思うのですけれども、お願いします。名神国8線と、それに関わる雨降野今在家線とか、また彦根八日市甲西線、13号線と216号線ですけれども、そのあたりの交差点に進められる右折溜まりの工事も早急にお願いしたいと思うのですけれども。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)今のお話にありました2本の県道との交差点の右折溜まりにつきましては、県に要望はしていくつもりではございますけれども、先ほども申し上げましたように、県におきましても、なかなか道路関係についての予算がつかないというような中で、やはり順番、優先順位というものをつけていると思いますので、その辺のこともあるとは思いますが、できるだけ要望はしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをします。

◇辰己保君

○議長(森隆一君)1番、辰己保君。

〔1番辰己保君登壇〕

○1番(辰己保君)1番、辰己。一般質問を行います。

まず初めに、定住自立圏構想について質問を行います。去る2月3日、定住自立圏構想研究会が彦根文化プラザで開かれ、昨年8月に議員にその構想が議員全員協議会で明らかにされました。文化プラザの講演を含めて、十分な理解をするまでに至りません。そうした中で、構想について、短期間ではありましたが、研究を行いました。

その説明によれば、定住自立圏構想の目指す方向は、1つ、中心市と周辺市町村が相互に連携して役割分担を行うこと、2つ目は、中心市の機能と周辺市町村の機能が有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保すること、3つ目は、自立のための経済基盤や地域の誇りを培うこととしています。そして、構想の基本的な考え方と施策の進め方では、中心市は都市機能を集約的に整備し、周辺市町村は環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点からの役割を持つとしています。

以上は、概略ですが、これで本当に総務省がかかざる定住自立のまち、圏域全体が生き生きと活性化に向かうのでしょうか。私たちはしっかりと考えていく必要があると思います。

この構想は、中心市と、周辺市町との格差を固定化させ、是と容認した上で、中心市、すなわち彦根市ですが、圏域全体のマネジメントを権限・財源・人材すべてを持つというものです。要するに、財源・人材などすべての権限を彦根市に集中させ、彦根市に都市機能を整備充実させようとしている狙いがあるわけです。

これは、愛荘町の行政機能の充実や京阪神への通勤圏としてのまちづくりビジョンは切り捨てていくことにつながっていく危険をはらんでいるわけです。このことをしっかりと私たちは認識をしておかなければなりません。

例えば権限では、圏域全体の教職員にかかる権限を都道府県から中心市、すなわち彦根市に特例的に移譲し、任免権の一元化等による人材確保の容易化と教育の均一化の口実のもとに、中心市に人事権と教育内容の支配を集中させることを図ろうとするものです。

この構想の中心的な問題点を指摘してきましたが、これは定住自立圏構想が出されてきた政治的背景と無関係ではありません。日本経団連が道州制導入のビジョンを発表し、自民党もそれに歩調を合わせる動きを見せ、政府も道州制導入の年限目標まで定める動きに出ています。その時期がちょうど符合するのです。

また、地方交付税を大幅に削減するなど、定住自立の能力を奪う数々の地方いじめを強行してきた張本人が、その反省もしないまま定住自立の地方づくりを説くことに、批判的視点を向けることを怠ってはならないと、強く提起するものです。

この構想では、2つの庁舎を核にまちづくり・機能整備を進める愛荘町の思惑・要望は、2市町間での協定締結に反映されないということです。このような定住自立圏構想をどのようにとらえているのか、答弁を求めておきます。

2月3日の定住自立圏構想研究会での彦根市副市長の発言から質問を行います。副市長は、彦根市が定住自立圏構想を取り入れるべく総務省に出向き、なおかつ中心市として手を挙げていたことが明らかになりました。「先行実施団体とは、取り組み内容について相応の検討が行われた団体」とあります。愛荘町は、定住自立圏構想に、いつ賛同し、先行実施団体に参画することを議会に同意を得たのか、答弁を求めておきます。

「先行実施団体は、取り組み内容を検討している団体」とあるように、愛荘町が取り組もうとしている事務事業は何か。彦根市は、圏域全体の取り組み内容を検討していると推察しますが、その内容の公表を求めます。

去る2月16日の議員全員協議会において、新一部事務組合「彦愛犬広域行政組合」として設置を、また構成について報告がなされました。私は、その場で「定住自立圏構想と関係があるのか」と質しました。

当然、定住自立圏構想と新一部事務組合の行政事務組合との設置とは違うわけですが、ただ、自立圏構想の枠内にあるのだということとはできます。旧愛知郡4町は、一部事務組合を愛知郡という枠内で構成・運営をしてきたからこそ、愛知郡4町が1つになればよいとの住民意識が大きかったと、これは私だけではなく、ここにご参席している皆さんも、そのように思っておられると思います。このたびの彦愛犬広域行政組合は、定住自立圏構想が求める彦根市を中心市・核と位置づけることを容認するものにまかならないと、厳しく糾弾します。

定住自立圏構想は、市町村合併が進展しなくても、実質的な市町村間の一体化を協定という手続きによって実現

し、生活機能と経済機能を総合的に備えた基礎自治体を誕生させようとする狙いがあるのです。

今、愛荘町は、2町合併を行い、新たなまちづくり・機能整備を進めていく重要な時期にあるわけです。現愛犬広域行政組合の設置は、彦根市が中心市、また職員を派遣する、そして、このように中心市と位置づけマネジメントを発揮する、定住自立圏構想のまさに先行事例となるわけです。構想圏域を既成事実化させることになります新広域行政組合への参画は、愛荘町の存在意義そのものがその裏で問われているのだということを、私たちは見ておく必要があるし、今一度、どのようなあり方がいいのかは考察をしていくべきだと、このように進言をいたします。これについても、所見を求めておきます。

次に、町独自の一般廃棄物処理の方策について質問を行います。先の12月議会でも質問を行いました。燃やすごみをどのように減量していくのか。福岡県大木町の取り組みを前回の議会では取り上げました。町長は、エネルギー消費の大型広域処理よりも、自然還元型小規模地域処理を理想的な処理方法だと言い、2万人のまちであっても、大量のごみがあり、バイオ処理で発生した有機肥料の活用や処理先にも不安を感じるものと、答弁。彦根市で取り組んでおられる生ごみのコミュニティ処理を持ち出して、2万人のまちで小規模処理方法は現実でないと言われました。

去る2月6日、私たち4人の町会議員は、米原市の「コンポストーション息吹」に視察してきました。コンポストーション息吹は、福岡県大木町の「循環くるん」とは処理方法は違いますが、生ごみおよび畜糞・浄化槽汚泥の再利用では同じです。収集地域は米原市ではありますが、旧伊吹町住民7,000人に限定している施設となっているわけです。町長は、2万人のまちではそうした処理は非常に不安がある、現実的でないとおっしゃいました。しかし、このコンポストーション息吹は、7,000人を対象にしている施設です。コンポストーション息吹の事業全体で6億3,000万円、建設施工費は5億5,000万円、補助対象は65%で、起債が35%のうち50%が交付税算入で設置したということです。伊吹地域に限定しているために、稼働率は50%だそうです。堆肥は予約販売を行い、飼料が不足している状況とのことでした。

愛荘町が進めているごみ処理の大型化は、町長の答弁、どんな大きな施設ができたとしても、ごみを減らしていく、この取り組みは必要だとの考えに逆行するだけでなく、地球温暖化にも役立たないということではないでしょうか。コンポストーション息吹は、工事費用から見ても、我が町だけでできる施設です。同時に、ごみの減量化と再利用という、一石二鳥の効果をもたらすのです。ごみ処理の広域化を目指すのではなく、循環型環境社会のまちづくりを、議会も行執行部も研究していこうではありませんか。そのことが、地球温暖化防止の協働のまちづくりの構築につながると、私は確信を持っている、声を大きくして訴えたいと思います。

12月議会に引き続き、燃えるごみの処理方法を今一度検討し直すことを求めますが、答弁を求めておきます。

次に、(仮称)湖東三山インターチェンジについて質問を行います。愛荘町総合計画をはじめ、我が町を紹介する書物・冊子は、金剛輪寺を必ず紹介し、愛荘町のシンボルとして発信しています。金剛輪寺は、なぜ山ろく・山腹に建立されたのか。時代の変化に伴い、由緒ある旧所名跡の周辺環境が人為的に壊されていることがよいのか、今一度考える必要があるのではないのでしょうか。

金剛輪寺へは多くの観光客を含む参拝者があります。愛荘町は郷土資料館を傍立して、同寺と一体化した取り組みを行っています。これらに来訪される方は、国宝に指定された寺院の由来、そして、古の宗教文化と人間関係の歴史探訪です。歴史探訪を容易にできたのは、車社会であることは否めない事実です。車社会に着眼して、観光客と運送業の利便性でインターチェンジを設置することは疑問を抱くところです。

金剛輪寺の側近を高速道路が通っているだけでも、寺院の趣と、それを保護・補完する山の環境を壊しているのではないのでしょうか。インターチェンジの設置は、高速道路の出入口だけでなく、国道への侵入工差点、そして金剛輪寺までの間、車のゴーアンドストップを繰り返す状況が作り出されるわけです。寺院の周辺環境にとってそれがよ

いのか、みんなで考えていくべきではないでしょうか。

便利さの価値より不便さの価値を求め、寺院の高貴さ・重厚さを守る地域を保全・保護できるのは、残念ながら、私たち愛荘町民です。町長の所見を伺っておきます。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金とふるさと雇用再生特別交付金を活用した施策実施を求めることについて、質問をいたします。昨年のアメリカ発の金融危機は、日本経済・地域経済を直撃しています。その影響は、愛荘町にも表れています。このことについては、午前中の一般質問の答弁でも明らかになっています。大手製造業の下請け業は、受注が1日にして全業停止もしくは大幅停止に追い込まれ、甚大な影響が出ています。愛荘町の中小業者は、この景気悪化を何とか乗り切ろうと必死ですが、残念ながら、廃業や倒産に追い込まれているのが実状です。昨年末、このままでは返済できなくなり自己破産しかないという相談を受けました。そこで、緊急融資制度を紹介し、融資の借り換えを行っていただきました。しかし、現実の融資は、中小企業信用保険法による融資でも、据置期間の要望を貸付窓口で受け付けられない対応をしているのも、またこれも現実です。また、融資を受けたとしても、信用保証料を徴収されて、満額の融資は受けられません。利子補給は本当によかったと、商工会関係者は言われています。金融危機に端を発した経済不況は愛荘町民の経営と暮らしを襲い、地域経済の負の連鎖を引き起こしてきています。このような中、政府が打ち出した地域活性化・生活対策臨時交付金、その3割は基金に回すということになっています。その基金を活用して、住宅リフォーム助成制度や小口緊急融資制度の保証料負担と利子補給を実施されるよう求め、これについて答弁を求めます。

また、先ほどから質問が出ていますふるさと雇用再生特別交付金等の雇用創出・雇用確保のための交付金、これの活用についても、その取り組みをどのようになされるのか、これについても答弁をいただいています。

私はそうした答弁の中で、シルバー人材センターに一定の支援をして、可能かどうかは別として、そうした年齢枠を超えられないのか。外国の方が雇用できないのか。こうしたことも含めて、この雇用再生交付金についての活用の提案を行い、一般質問とさせていただきます。

○議長(森隆一君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)辰己議員のご質問のうち、特に湖東三山インターチェンジと寺院の環境保全について、町長の所見を述べると、こんなご指摘でございましたので、私の思いを述べさせていただきます。

まず、名神高速道路が開通したのは1965年(昭和40年)で、今から44年前になります。私は、県庁時代に環境アセスメント要綱の作成を命じられたのが昭和55年でしたから、自動車専用道路建設のアセスメントはまだ存在しなかった時代であります。

この高速道路が、有名寺院の軒先を分断しているところが近くにもございます。その1つは西明寺であります。山門をくぐって参道を行きますと、その真下を高速道路が走っている。参道は橋の上を渡らなければ本堂に行けないというような状況になっています。

2つ目の例は米原市番場の蓮華寺、この寺は670年前の1335年、鎌倉時代から室町時代への変わり目の時ですが、鎌倉幕府の六波羅探題北条仲時が足利尊氏に京都を追われて中山道を鎌倉へ逃れる途中、この番場で追手に囲まれ、この蓮華寺の前庭で、仲時主従430人が自刃したところであります。幼き子どもを含めた全員の氏名・年齢が書かれた過去帳が現在も重要文化財として残されている、鎌倉幕府終焉の地として有名なお寺です。

この寺の勅旨門の真ん前に、巨大な道路が視界をさえぎっております。アセスメントが義務付けされている現在だったら、果たしてあのようなルートや工法ができたのだろうか、この2つの寺を訪れるたびに思います。

金剛輪寺の場合は、幸いこのようなことはなく、門前からは高速道路もインターチェンジも見えないところにあり、寺院周囲の環境を悪化させるものとは考えられません。また、寺の敷地内には、かつての参道の跡が、今も残っており、金剛輪寺の歴史を伝える貴重な文化財として、大切に管理されています。

光の振興に大きく寄与するものとして、寺院当局もインターチェンジの建設を早くから待ち望んでおられます。インターチェンジへのアクセス道路におきましても、いろいろなルート案がありましたが、幸い上下線とも国道307号の同じ進入口から決定をされました。そのため、駐車場設置の可能性も高く、門前の交通混雑が悪化することも避けられたものと思っていますところでございます。以上です。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)私からは、定住自立圏構想についてお答えをしたいと思います。

少子高齢化の進展に伴い、地方圏の人口は2005年と比較して、2035年には1,178万人(18.5%)もの大幅な減少が見込まれ、地域社会の存続すら危ぶまれるということから、定住自立圏構想は、こうした状況を食い止め、地方圏で安心して暮らせる地域を再生しようとして考えられたものです。

こうした地方の流れにあって、もはや個々の市町村がフルセットの生活機能を整備し維持していくことは限界となりつつあり、さまざまな行政サービスのうち協議のうえ必要と認められるものは、協定に基づき市町の垣根を越えて取り組み、その取り組みに対し国が必要な支援を行うもので、市町それぞれの役割を果たすことで圏域住民全体の生活を支えていこうとするものでございます。

そういった意味から、定住自立圏構想は、時代の流れに沿った新しい考え方であると認識しております。また、2市町間での定住自立圏形成協定であります。ご承知のとおり、この協定締結にあたっては、地方自治法第96条第2項による議会の議決が必要であり、今議会においてもその条例を提案させていただいているところであります。そのことから、協定は町の総合計画の推進に沿ったものであるべきと認識しております。

次に、構想への取り組みであります。昨年8月20日、彦根愛犬1市4町の首長意見交換会において提案があり、全員合意のうえ推進していくこととし、9月4日の町議会全員協議会で説明をさせていただいたところです。

また、圏域における取り組みでございますけれども、公共交通ネットワークの構築や医療連携、地産地消の推進、市町間人事交流など、さまざまな検討課題がありますが、平成21年度から取り組むべき事業等については、都度、議会にもお示しをしていきたいと考えております。

最後に、彦愛犬広域行政組合への参画であります。こうした一部事務組合は地方自治法に基づき設立されるもので、市町村同様、固有の議会・執行機関および財産を持ち、条例・規則の制定権も有するものであります。旧来より一部事務組合は、一市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立運営され、現在でもゴミ・し尿処理、消防、火葬等いわゆるライフライン的な事業に取り組んでまいってきたところでございます。

一方、定住自立圏構想の推進は、いわゆる法に基づく考え方ではなく、地域での定住促進の観点から、連携による圏域での生活・経済基盤の強化を図るもので、協定項目も、前述のような生活に最低限必要なライフラインの項目は想定されていないわけでございます。したがって、一部事務組合とは、この定住自立圏構想と切り離して、ご論議いただきますようお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

〔環境対策課長西川作男君登壇〕

○環境対策課長(西川作男君)辰己議員の質問にお答えしたいと思います。

一般廃棄物処理の方法についてでございますが、まず、議員お考えの中で、循環型社会の構築という点では同じ考え方であろうと存じる次第でございますが、愛荘町におきましては、国の指導であります広域処理を進めており、助

成制度を拡充しているところでございます。

県でも平成11年3月に、ごみ処理の広域化の推進を図るため、滋賀県一般廃棄物処理広域化計画が策定され、これにより環境行政を進めているところでございます。

このため、彦根市と犬上郡3町、それに愛荘町によりまして、広域ごみ処理施設を建設しようと考え、平成13年6月に、現在の湖東地域一般廃棄物広域化事業促進協議会を設立し、そこから新しい組合の名前を、先ほどもありました彦愛犬広域行政組合に、本協議会の原案として決定されたところでございます。

さて、議員ご指摘の循環型社会形成を基本としたごみ処理の考え方として、エネルギー消費の大型・広域処理をもとに、自然還元型小規模・地域処理を進めた施設の導入についてのことと考えられます。

確かに理想的な処理方法かと思いますが、現実論的に考えますと、2万人の町であっても大量のごみがあり、生ごみをコンポストーション息吹のような施設で処理をしても、次のことを考えなければなりません。

まず、町政のごみ処理事業のこれまでの考えの大きな方針転換について、住民の理解と協力を求めなければなりません。次に、生ごみ以外のその他の燃えるごみの処理先を、新たに考えなければなりません。それから、費用対効果の面で、1町だけで取り組むよりも周辺市町と共同で処理した方が、投資は少なく済みます。各市町が単独で処理場を建設すれば、湖東地域全体を見れば、非常に無駄が多いと思います。

その他、生ごみの収集方策について、においの問題も含めて、住民の皆さまのご理解と、排出についての研究をしなければなりません。また、今日のような状況下では、処理効率を含めた経済的・現実的な面から、一般的に広域的・総合的な処理体制整備が主流となっているのが現実でございます。

以上のことから、資源循環型処理を頭の中に置きつつ、現在のところ、1市4町の進める湖東地域一般廃棄物広域化処理事業促進協議会において、地域の皆さまからいろいろなご意見をお聞きし、また、先進地事例に学びながら慎重に進めたいと思っております。

○議長(森隆一君)総務課長。

〔総務課長福田俊男君登壇〕

○総務課長(福田俊男君)地域活性化・生活対策臨時交付金の概要についてお答えしたいと思います。

昨年10月30日に新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議におきまして、「地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため地域活性化・生活対策臨時交付金を交付する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において創設された交付金制度でございます。

国の2次補正分6,000億円のうち市町村分は3,500億円で、財政力指数1.05未満の団体に、地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本としまして、財政力指数等の外形基準に基づき、交付限度額が示されたところでございます。

本町へは7,174万9,000円の配分を受けまして、うち5,022万5,000円は平成20年度の普通建設事業費に充当を行い、2,152万4,000円につきましては、平成21年度の財源不足への対応として地域基盤づくり推進基金へ積み立てを行い、平成21年度の事業費に充当することとしておりますが、議員ご提案の施策やふるさと雇用再生特別基金の活用につきましては、それぞれ担当課から説明をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)辰己議員のご質問のうち、臨時交付金の活用につきまして、小口簡易融資制度およ

ひ緊急融資制度に対する信用保証料の一部負担と利子補給への活用はできないかというご質問でございますけれども、現在、それらの融資制度は大変有利な措置の運用になっておりまして、有効に運用・活用いただいているものと認識しております。今回の単発的な臨時交付金の活用につきましては、後年度に影響を及ぼさない範囲内において有効活用できるのか検討してまいりたいと考えております。

また、ふるさと雇用再生特別交付金を活用した取り組みにつきましては、先の吉岡議員の答弁でも申し上げましたとおり、現在、有効活用について絞り込み、最終調整をいたしております。近々、県との調整・協議予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長(森隆一君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)最後になりましたが、住宅リフォーム助成制度についてお答えをさせていただきたいと思います。

住宅のリフォーム助成制度につきましては、平成19年度に愛荘町木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業補助金制度を設けています。これは、滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業による耐震診断を行っていただきまして、その結果、総合評点0.7未満と評価された住宅の耐震あるいはバリアフリー改修事業に対します一定の補助金を出すものでございます。

愛荘町木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業補助金制度につきましては、対象の経費100万円を超える工事につきましてが対象で、最高補助金額50万円ということになっております。しかし、現在までの利用実績はございません。平成21年度には、この制度を利用したいというような中で2件の、今現在、相談を受けております。

また、別に福祉の方のサイドでも、障害者に対しての住宅改造費の助成制度がございます。以上よろしく願いをいたします。

○議長(森隆一君)1番、辰己保君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。再質問を行います。

まず、定住自立圏構想について、答弁は、簡単に言えば、時代の流れとして見た時に、定住自立圏構想はやむを得ないということが、結論的な答弁であろうというふうに思います。

では、室長に聞きます。合併は何のためにあったのだよと。まずそのことを、根本的なところを先に答弁いただきます。2町合併は何であったのか。それを言うのだったら、愛荘町は時代の流れに沿って2町合併をやったのですよ。その合併を否定するような答弁になるわけですよ。今のなら。だから、それなら、このまちをあなた方は、合併をして、この合併を定着させる、定住できるまちづくりに使命を負っているはずなのです。

それなのに、新しい総務省からの構想が出てきたら、それに乗っかっていかなあかんという、そんな奇弁はないと思いますので。とりあえず、室長、合併についての答弁をいただきます。

そして、あえて具体的なところを言います。じゃあ、その中に、8月のそうした協議がなされて、愛荘町としても、入ってがんばっていきたいということなのでしょう。特に5項目にわたって出ているところで出せば、彦根の市立病院を核にした医療体制の整備・連携、このことがうたわれています。でも、愛荘町はこの連携についてどうであるのかということ。愛荘町は豊郷病院・湖東記念病院・神崎病院、こうしたところとの連携が必要ではないのか。それについてどういう認識を持っているのか、答弁をいただきます。

次に、公共交通の確保・充実。すなわち、よくデマンドバス交通を言われるわけですが、このデマンドバスに対する考え方。この公共交通の整備。愛荘町は能登川行き角能線を、東近江市との連携で維持をしているわけです。そうした問題も含めてどういう考え方を持っているのか、答弁をいただきます。

次に、拠点図書館と周辺図書館の連携と言います。私は、愛荘町の図書館が、申し訳ないですが、彦根市の図書館よりも優れているし、全国的にもそういう評価を受けています。しかし、この定住自立圏構想でいけば、拠点図書館は彦根市になるわけです。いったいそれはどういう意味をなすのか。それについて答弁をいただきます。

次に、地産地消の促進と圏域全体を見通した土地利用と書いてあります。どちらかと言えば、愛荘町が彦根市から見た場合、ここに該当するのだと思うます。でも、しかし、この定住権構想のマネジメントは、すべて彦根市がするわけです。ということは、彦根市に有利なようにするということです。確かに、言葉は締結をしていくのですから、拒否すればいいのだと言います。しかし、あなたが先ほど言いましたように、8月20日にそういう話があって、参画していく旨を行政として評明をした。その報告を全協でもしたと。そんな程度のものでどんどん進んでいる行政、本当にこのまちは愛荘町、ここは合併したまちですよ。合併した愛荘町の、あなた、まちづくりに責任が持てるのかどうか。

そのことで、地産地消というのは、別にこの圏域に入ろうが入るまいが、大事なことで、しかも、先ほどから一般質問に取り上げられている食物アレルギーのことを思えば、地域の食物をどれだけ安心して育てるかということが、今ほど重要視されてきた時代はないわけです。だから、そのことは当然であるし、いったいこのこともどう意味を成しているのか。その点についても答弁をいただきます。

すなわち、私は、職員の皆さんに大きな問題がかかってくるのだということだけ、最後に言っておきたいと思います。要するに、彦根市がすべてをマネジメントするのです。それに対して、イエスノーかを、あなた方は言うのです。愛荘町の職員さんのいろいろな考え方は、反映されないということになってしまいます。これに突き進めば、ということ、皆さんの士気を失っていく構想なのだとということだけは、私はこの場を借りて、皆さん方に訴えておきたい。別にこれは答弁は要りません。私の見解です。

再度、町と町が締結できるというふうな、あたかも是とするような説明があるわけですが、この点について、この場を借りて、町と町の、この構想を読んでいる限りは、彦根市と周辺4町の締結です。町と町の締結もうたっていないというふうに私は読み取っていますが、行政の認識は少し違うようですので、答弁をいただいております。定住自立圏構想については、以上を質問しておきます。

そして、環境問題、町長は金剛輪寺の環境は破壊しないと、壊していかないと。距離があるから。でも、排気ガスは空中を飛散していきます。私は「山も」という言い方をしました。森林、そのことについての問題があります。あえて私は湖東三山の、しかも金剛輪寺の環境について、今この場では、時間の関係がありますから論じません。ただ、言っておきたいのは、これを進めるうえで、その環境も頭に入れて進めていかなければならないのだということだけは、申し上げておきたいと思います。

それで、環境問題です。これも先ほどの政策調整室長と同じ、要するに、流れに乗らなければならないという考え方があるということです。それはもう共通です。こんな流れに乗らなければならない問題なのかどうか。なぜ、我がまちのごみを我がまちで処理しようという、原点から物事を考えようとしなのか。しかも、大型化になれば効率的で、しかも費用が安くつく。

では、コンポストेशन息吹は、高いのかどうか。費用対効果は、結果としてはゼロになりますと言っていましたよ。プラマイ。というのは、これは肥料として売りますから。ですから、あなたは現場に行かれたかどうかかわからないけれども、私たちは行って、要するに臭いしないのです。大木町もそうでした。その液肥に対して、液肥は確かに時期によっては臭いしますが、しかし、大木町はその周辺に道の駅をつくとか、すごい考え方を持って、そうした住民さんが経営する施設と道の駅を一緒にしようというような構想まで持って、いかに今の時代にふさわしいか。伊吹の方は少しちょっと条件が違っていました。でも、私は、今の答弁は全部その現実を見ない、自分たちの進めていくことを是とする、何が何でも是とするという論法であると、このことは厳しく批判しておきたいと思います。

要するに、ごみを循環するのは、なぜそれが、このまちにとってふさわしくないとなのか。2万人のまちだから、ごみ

が増えて、そうした処理は現実的でないと。いったい、これが現実的でないのか。燃えるごみについては、確かに課題は残るでしょう。じゃあ、燃えるごみに対する処理は、そんなに高価にいるのかどうか。私はいいと思いますよ。ただ、広域で取り組めば広域として運用するから、当然、費用負担は案分されますから、要するに、ごみ量が減っても案分されるために高くはなるでしょう、かもわかりません。下がってもわずかもわかりません。そういう弊害が生まれてくることは確かです。

だから、私は先ほど、新広域行政組合を入れるべきではないということまで、あえて指摘したのです。要するに、彦愛犬の広域行政で取り組めば、当然それが大型化をつくられて、燃えるごみを搬入したら、わずかであろうと、個々の人口割が来ます。そうしたものですから。

ですから、本当にこのまちのあり方、地球温暖化を考えるとというのであったら、真剣に考えようではないかと。町長、確か、ちょっと今資料が見つからなかったのですが、6月だったと思うのですが、地球温暖化についてコメントを確か出されていると思うのです。何かチラシで見たのですね。それについて、そうした考え方を持っているのに、なぜ地球温暖化に対して我がまちで責任を負って、こうという姿勢に立てないのか、その点だけの所見は求めておきます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)何点も再質問いただきましたのですが、まず、政策調整室長も答えると思いますけれども、定住権構想の中で、合併とこの定住権構想との関係で、時代の流れだから定住権に行くのは安易だというご指摘がございましたけれども、市町村合併というのは、行政同士の合併でもありますし、究極の行財政改革だということを言われていまして、これからの時代を乗り切っていく1つの手段として、これが住民の選択としてなされたものと思っていますが、こういう定住自立圏構想というのは、まずはそういったものを補完していく制度だと思います。

それぞれの市町で単独でやっていけないことを、効率的に、やはり時代の先を見越してやっていく、単独でできないものを補完してやっていく、こういった制度として、私どもはとらえているところでございます。

具体的には、先ほど病院でありますとか公共交通、拠点図書館、地産地消、いろいろと申されました。まだどういったものを取り組んでいくのかというのは、まだまだこれからの議論があるわけですが、国もこういう構想を打ち上げましたけれども、果たしてそれぞれの地域でどういうものをしていくのかというのは、皆さんで知恵を絞ってくれと、我々と一緒に考えようと、動きながら考えようということでスタートしたものでございまして、まだまだ確立したものではありません。

それと、市がそのマネジメントをすべてする、それはこちらの職員が考える、それもなくなるのではないのかというようなご指摘もございましたけれども、これは、私はまったく逆だと思うのですけれども、市にすべては絶対マネジメントさせません。これは私どもと一緒にやってやります。それと、職員も中だけで考えるのじゃなしに、広域的な立場で、時代の先を見越して提案する力を養っていくよい場だと、私は逆に思っております。

図書館構想にありまして、決して彦根市中心の図書館に、こちらが加担と言うとちょっとおかしい表現ですけども、しようとは思っていません。しかし、これほど立派な図書館を持っている者、我々だけではもったない、やはり開かれた図書館というのも圏域全体の人々がやっていってもらう、そういった仕組みも我々は開ざしてはあかんのと違うかなというような思いもしているところでございます。

それからCO2の関係。CO2の削減の、ごみのことの問題ですけれども、基本的にはやはりCO2削減というのは、非常に地球的に課題でございますから、取り組んでいく必要があると思うのですけれども、いくらコストがかかってもいいのだというものでないと思うのです。そこが非常に、世界の大きな大国も含めて悩ましい問題で、日本もなかなか、京都議定書もあるわけですが、なかなか実現できないところがあるわけですが、我々としても取り組めるところは取り組んでいかなければならないと思いますが、圏域で、コンポストでやれば確かにいいことはわかるのですけれども、また逆に言えば、収集も二重にやらんならん。生ごみだけの収集がまた必要になってくる。そし

て、一般ごみを別に処理していく。こういう不効率と言いますか、ことも出てくる。

私は、彦根も見に行きましたが、収集業務を省略していこうと思うと、それぞれの地域で取り組んでいただきますと、住民の皆さんがそこへ持って来る。それは、もう住民の皆さんが、逆に言えば収集業務をやっていると同じことになりますけれども、そして、小単位でコンポストのそういったものができるのか。そしてまた、その地域でその肥料も消費していただく。

これも彦根市の話によると、コストはやはり高くなりますよと。それはもう今までどおり、一緒に収集してポイといったほうがなんばか安いということの話を聞いていましたけれども、その辺のことを、大体的に2つの流れでやっていくのと地域的なものでやっていくのと、将来コスト計算をしていかないとあかんと思いますけれども、また、住民の皆さんの意識も、そのほうが本当はいいのかというような思いもしてまして、その辺は今後、研究をさらに深めていきたいなと思っているところでございます。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)町長がだいたいのことをお答えいただいたので、私が重複するかもわかりませんが、思いを述べさせていただきたいと思います。

合併でございますけれども、合併は将来にわたって、財政基盤の確立と行政サービスの向上を目指して2町が選択したものでございまして、すばらしい選択であったと、私が言うのは何ですけれども、思っております。

また、自立圏構想は、圏域全体の行政事務サービスの向上というのを広域で連携していこうというものでありますので、合併と自立圏構想というのが、1つの問題としてとらえるべきものではないのではないかなというふうに思っております。

今ほど、辰巳議員から、話し合いの中で出ていた選考19団体の中で、この圏域はどういうことを思っているのかというようなことで話が合った中で、市立病院の医療連携の問題とか、あるいは公共交通ネットワークの問題とか、図書館の問題、地産地消の問題、いろいろな論議が出ておりました。

確かに1つ、市立病院を例にとっても、私も担当課長会の中でも、その豊郷病院なりを超えてその市立病院と例えば地元の開業医さんで、その映像を彦根市民病院とコンピュータでつないでとかいうお話もありましたけれども、圏域全部の、例えば愛荘町民がすべて彦根市民病院へ、もちろんお世話になっていることでもない。湖東記念病院もあり、豊郷病院とかいろいろなところがございますので、これは1つの例として、こういうこともできるよというようなただけでの論議があったように記憶しておりまして、当然、21年度から、どうしたことを協定を結んでいくのかということになりますと、十分論議をした上で、愛荘町として、これはいい協定だなと言えるものについて、論議した中で進めていくべきと私自身は考えておるところでございます。

また、公共交通の問題にしても、私も意見を述べていたのですけれども、町民としては、角能線の能登川駅の人もあるし、あるいは稲枝を向いている人、あるいは豊郷病院に行く人、湖東記念病院へバスを使って行く人、いろいろなことがあるので、これは一概に圏域だけでとらまえるのも必要ですけれども、半面、別の考えも必要だということについても、その会議の中でも論議をしていたところでございます。

いずれにしても、協定締結ということになりますと、もちろん、議会の皆さんのご賛同も得ていって進めていく必要がございますので、改めて十分協議のうえ、ご提案をしていきたいと思っております。

また、町と町との締結もあるのかというご質問でございましたけれども、これは2月3日、彦根文化プラザで説明会があった時に、愛荘町長、村西町長が総務省の課長さんにも質問いたしましたけれども、そういったこともあるけれども、それは中心市と町との協定とプラスアルファで、町同士の協定もあるのだよというような説明もあったことも議員も記憶していただいていると思いますので、そういった方向かなというふうに思っております。

最後に、この構想については、彦根市がマネジメントして、全部彦根市の言うとおりにいかないかというような厳しいご質問でございましたけれども、これも町長がご説明したとおり、この推進協定を結ぶにあたっては、自治体間

共同でいよいよこのビジョンについて、行政がしっかりと取り組むように、このビジョンを踏まえて、行政がしっかりと取り組むように、定住自立圏の共生ビジョンというのを立てなさいよというようなことで、そのビジョンの策定にあたっては、当然、圏域の私どもの意見も一緒に、入って一緒につくっていくべきと考えておりますし、彦根市においても、当然、我が市だけで進めていくというものではない、圏域の4町の皆さんの意見を踏まえた中で、圏域の本当のあるべき姿をこのビジョンに描きたいというようなことを申しておりますので、申し添えておきます。以上でございます。

○議長(森隆一君)1番、辰己保君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。あと1分間しかありません。

とりあえず、締結をすれば、今、自立圏構想に向かって、彦根市との締結は、町民はそれだけでは望んでいないのだということを、再度念頭に入れて、要するに、東近江市と締結してくれないのかとかいう声が、必ず出ると思います。それだけは言っておきます。

ただ、環境問題、地球温暖化の問題で、立ち止まってというのは、広域で考えるのではなくて、再度、要するに、やれるところからやって、非効率ではないのです。逆に、私は大型化、要するに広域化する法が非効率であると。炉の問題を1つとっても、負担はそれ相当の負担は来ると思います。

収集業務のことを言われましたが、しかし、今、週2回収集しています。1回ずつで済むのです。生ごみと燃えるごみの。そんなことを、それをいちいち私が言わなくても、再度、今ここが言いたいのは、時間の都合あるのであせっているだけで、言いたいのは、再度落ち着いた費用対効果、実際に広域化した時にどれほどの費用が来るのかを計算してください。実際に我が町で処理した時にどういふ費用になるのか、計算してください。それを早急に議会に示すという約束だけをいただきたい。そのことだけを答弁いただきます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)これにつきまして、完成が概ね10年ぐらしかかるであろうというふうなことでございます。事務局の彦根市の方にも問い合わせもしましたが、まだ詳しい計算というふうなものはされていないようでございます。

しかしながら、今ご質問いただきましたようなことについて、我々の方でも調べていきたいと思っております。

○議長(森隆一君)暫時休憩をいたします。

休憩午後2時33分

再開午後2時50分

◇小杉和子君

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。12番、小杉和子議員。12番、小杉君。

〔12番小杉和子君登壇〕

○12番(小杉和子君)12番、小杉和子。一般質問を行います。辰己議員と重複する点がございますが、どうかよろしくお願いいたします。

定住自立圏構想について、先日の2月3日、定住自立圏構想について、彦根文化プラザで彦根市犬上郡3町と本町の1市4町での研修が開催されました。それは、中心都市と周辺市町村が連帯し、役割分担をする。中心市の機能と周辺市町村の機能が有機的に連帯し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保する。自立のための経済基盤の地域の誇りを養いとしたことを目指すべき方向としてしているが、これにより、本町はどのようなメリットがあり、負担する分担金は必要なのか。

この協定を結ぶには議会の議決が必要となるが、この地域が、本町が魅力ある地域になるためには、どうすべきか。これにより何を計画し、これから進むべき方向はどのように考えているのか。住民の方は、第2の合併ではない

かと心配されておられます。これにより、今後の本町の進むべき道は、方向はどのように考えているのかを、お尋ねします。

2、彦根愛犬4町の新ごみ焼却場についてお尋ねします。

去年、彦根市と彦根市石寺地先の予定地は白紙になり、その後、今日までどのように検討されてきたか。また、今後、町としてどのようなごみの処理と生ごみの分別は考えておられますか。

今行っているリバーセンターから出るものは、燃料しか活用できないが、それも需用の関係で大変苦労されているようです。施設の大型化・広域化も検討する1つの方法ですが、町から出されたごみは町で処理していかななくてはなりません。今、国を挙げてバイオマス事業や、生ごみの堆肥化した有機物に転換し、田んぼや畑に返し、安全・安心な作物の生産に活用する方法の計画をされているのはどうですか。そのためのルールも必要ですが、その義務と責任は当然、私たちにも課すことは必要となりますが、そうした考えはないのか、お尋ねします。

大型化、広域化で、12月議会の一般質問で町長さんは、国は小規模より広域処理を進める助成も拡充していると言われましたが、広域になればその分、分担金も多くなります。廃棄物の処分は、経済活動の負の活動になります。今、国の対策は変わりつつあります。環境化循環型社会形成のためのバイオマス事業の廃棄物の排出制御、その促進となる減量へ取り組みます分担金などのお金をそうしたことに活用した方が、効果があると考えます。一度、見直して見る必要があるのではないかと思います。総合計画の重点プロジェクトで、「やすらぎエコタウンプロジェクトを推進する」としていますが、どのように取り組まれるか、お尋ねします。

ごみ問題と生活環境は、大きな社会問題です。ごみの減量化に取り組む、町や町民皆さんの負担を少なくするために、まず、家庭から出るごみの減量をしていかななくてはなりません。必要ではないものは買わないよう、エコに対する勉強会などを、町民の方や主婦層を中心に広めて、ごみの減量を具体的に進めていく方法は考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)私からは、定住自立圏構想についてお答えをします。

まず構想のメリットであります。一言で言えば、集約とネットワークにより、圏域住民が都市機能や農村機能を活用することにより、1市町での住民サービス完結型からの脱却を図り、住民サービスおよび経費負担の効率が図れるものと考えます。

また、負担する分担金は必要かとの質問であります。町民がそのシステムや施設を利用する頻度によって、当然、町としての分担金は必要と考えますが、現在その負担ルールは決定しておりません。なお、総務省では、取り組みに対する包括的財政措置として、周辺各町に対して年間1,000万円を基本に特別交付税措置をするとのことであります。

次に、圏域での取り組みであります。辰巳議員に答弁いたしましたとおりでございますので、割愛させていただきます。

また、定住自立圏構想と合併との関わりであります。国では合併特例法により一定の成果が得られたことにより、来年3月で失効する合併新法の延長は行わない方向であります。定住自立圏構想は合併とは関係なく、国の支援を受けながら、本町をはじめ圏域住民に生活機能の確保が担保され、圏域の歴史的資産や自然環境を守り育てるなど、それぞれの市町の特性を活かしたまちづくりが展開できるものと考えており、この構想への参画により、本町が再合併を目指すというものではございません。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

〔環境対策課長西川作男君登壇〕

○環境対策課長(西川作男君)小杉議員の彦根愛犬新ゴミ処理場について、お答え申し上げたいと思います。ご質問の内容は、建設予定地について、それから燃えるゴミと生ゴミの分別について、バイオマス事業とゴミ減量化について、そして、やすらぎエコプロジェクトについて、この4点だと思っています。

まず、小杉議員ご質問をのうち2点目の彦根愛犬新ゴミ処理場について、お答えいたします。湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の協議結果については、その都度、全員協議会でご報告申し上げているところでございます。

まず、ご質問の1点目ですが、建設予定地については、本協議会の議題には至っておりません。2点目と3点目の燃えるゴミと生ゴミの分別およびバイオマス事業とゴミ減量化については、先ほど申し上げましたとおり、滋賀県一般廃棄物処理広域化計画を基本とし、湖東地域の市町協調体制をとりながら、湖東一般廃棄物処理広域化事業促進協議会で協議を重ね、適切に進めていきたいと考えております。

最後に、やすらぎエコタウンプロジェクトの推進方法については、当町の特性を活かした効果的な環境保全と、省資源の取り組みを目指しています。特にゴミ関係では、循環型社会のまちづくりの推進を標榜し、地産地消の推進、環境負荷の低減、循環型の地域づくりに取り組む人づくりを進めたいと考えております。

特に、議員ご指摘の資源のゴミ減量化については、3Rのリデュース(減らす)・リデュース(再利用)・リサイクル(再生利用)の中でも、リデュース(減らす・縮小する)であります。普段のお買い物でも衝動買いをすることを抑えることとか、また、ゴミを出すのはただという意識を払拭しなければなりません。これらの意識を今後どうしたら理解していただけるか、また、どう啓発していけばいいのか。本年に発足を予定しております、愛荘エコパートナーシップ会議において検討していただきまして、できるものは早く実行に移せるよう順次進めてまいりたいと考えております。

○議長(森隆一君)12番、小杉君。

○12番(小杉和子君)再質問を行います。

今、ゴミの減量化のことで言っていたのですが、今、農家で肥料が高くなってきて、何とか肥料を、ゴミから出た有機物を使って、コストを下げたいということを、今だんだんと各農家が考える中において、町の方もそういうふうなこともひとつ考えていただけないかなと思っています。

そういうことを考えてやっておられるところは、案外低コストで農産物をつくっておられるので、やはりいいのじゃないかなと思っていますので、その点、どう思っておられるか、答弁いただきたいと思います。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)ただいまのご質問でございますけれども、今のお話ですと、バイオマスというふうなことだと思うのですが、これにつきましては、今のところ、バイオマスについて調査をしているわけではございませんけれども、それはそれぞれの部署によって、また適宜調査なり研究なりされるであろうというふうに思っております。

◇久保田九右衛門君

○議長(森隆一君)会議を開きます。7番、久保田九右衛門議員。

〔7番久保田九右衛門君登壇〕

○7番(久保田九右衛門君)7番、久保田です。一般質問を行います。

学校給食についてお尋ねします。幼稚園・小学校・中学校、人生一代のうちで、一番の成長期である学校給食について、質問させていただきます。

世界で、日本は一番食糧事情の豊かな国であります。しかしながら、先進国としては本当に恥ずかしいほどの自給率で、40%を割って39%ラインに入っていると、こういうように言われています。

また、地球規模で二酸化炭素(CO2)の削減で温暖化の防止に国を挙げて取り組んでいる時期もあります。そこで、学校給食について、5〜6点についてお聞きしたいと思います。今年度の計画を見せいただきましたら、学校給食についていろいろ進んでおることを見させていただきました。しかし、とりあえず質問させていただきます。

合併して早くも3年が経ちまして、学校給食におきましても、早く足並みをそろえて全町同じような方法でやっていきたいと、こういうように思っておりますが、町の考え方をお聞きしたいと思います。

2番目ですが、これは、各委員会なりで、センター方式を取られるようでございます。そういったことについて、場所の選択、こういったところを選ばれるのか。

3つ目に、秦荘中学校は給食がなかったと聞いておりますが、意向調査なり、そういった結果はどうだったのか。

4つ目に、全国あちらこちらに聞いておりますと、米飯給食、週5日も米飯給食をやっておられる学校が、ちょこちょこ出てきたと。これはやはり自給率の向上ということに含まれておると思います。そういったことについて、考え方はどうしているのか。

それと、エネルギー源ですね。この前、何年でしたか。豊後高田の給食センターを見学に行きました。その時もオール電化でやっておられました。行った時に、私もちょっと質問させていただきましたが、電磁波の問題。これは最近特にやかましく言われるようになりましたので、そういったエネルギー源についての考え方もお聞かせいただきたいと思います。

ちょっと2つばかり、予告はしてなかったのですが、足してお聞きしたいと思います。それは、食材についてです。私いつも口が酸くなるほど言っておりますが、地産地消、これをやはり全町挙げて、学校給食だけではなく、進めていただきたい。特に学校給食においては、地元でとれた安全安心なものを成長期の子どもに食べさせていただきたい。特に、切にお願いがてら、どういう方向であるのかお聞きしたいと思います。

それと、この前もこの議会に出ていたと思いますが、朝食を抜いておられる生徒が非常に多い。こういったことの対応が今度の給食に取り入れられるのか。

あとの2つは予告しておりませんが、一緒に聞かせていただきたいと思います。以上で、一般質問を終わります。

○議長(森隆一君)今の後半の2点は、通告外質問でありまして、これは却下いたします。

学校教育課長。

〔学校教育課長 森秀昭君 登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)学校給食につきまして、久保田議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センターの建設につきましては、平成19年8月に学校給食のあり方検討会より提言がなされましたが、この提言をもとにして、効率的な投資、効率的な運営、高度な安全・安心性の確保、食育の全町的な推進を重視して、町内幼稚園・小学校・中学校を統一したセンター方式による給食センターの建設が望ましい。また、全町的に完全給食を実施するもので、野菜や米も地産地消を推進し、愛荘町として特色ある学校給食の実施を目指すものである。という内容でした。

町では、この提言を受け、センター方式による給食センターの建設に向けて、現在準備を進めておる状況であります。町内全域となりますと、以前も少しお話をさせていただきましたが、食数も3,000食という調理数になります。最近建設が進んでいる米原市、先ほどもお話ししましたが、給食センターなどを参考にしながら、検討しています。

今後の日程としましては、4月に厨房メーカーのブローチールを実施し、給食センターの大要を決定していき

いと考えております。また、センターの場所選定については、7,000平方メートルから7,500平方メートルの敷地が必要であるということから、町有地有効利用検討委員会の提言を踏まえて、位置を慎重に決定したいと考えております。次に、秦荘中学校の給食についてのご質問ですが、現在、秦荘中学校ではミルク給食のみの実施で、主食はお弁当を持参しております。中学生を持つ保護者を対象に平成19年に実施した意向調査ですけれども、給食を望む保護者が68%、弁当持参は7%、どちらでも良いが23%という状況でした。また、望むこととして、複数回答ですけれども、「主食が米飯のほうがいいが46%」「工夫して多彩な献立にしたい」という回答をいただいたのが70%という結果になっております。今後はできる限り米飯を取り入れ、多彩なメニューづくりが大切と考えております。

また、新給食センターのエネルギー源につきましては、国の動向も踏まえ、環境にやさしいオール電化方式を考えております。新給食センターの建設については、今後とも、より良い施設となるようにご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。再質問を行います。

今ほど、5番目のエネルギー源についての答弁で、環境にやさしいオール電化とお答えをいただいたわけですが、私のこの資料を見ていると、これは滋賀県の商工会の女性部の連合会の環境委員会というところから資料をいただきました。それについてデータを見せていただきますと、1,000カロリー当たりの二酸化炭素排出量という項目がございます。それについて、電気は、これは何の単位だったか、ちょっとわかりかねますが、0.419と。電気のCO₂の排出量ですね。それから、都市ガスですと0.192、約半分、電気の半分です。それから、LPガスですと0.253、これが率ですと半分ちょっとですね。それから、灯油ですと0.285、これも電気の0.419の3分の2か、それぐらいになります。そういったことで、先ほども壇上でも申し上げたが、CO₂の削減、これは世界規模で取り組んでおられます。そういったことで、環境にやさしくないのが電気だと、私の解釈ではそう思います。

それと、もう1つのデータを見ると、都市ガスが仮に100とします。そして、その時に電気は、これもCO₂の排出量は、このデータでは218になっております。それから、LPガスが131.77、電気が218、都市ガスが100、LPガスが131、灯油が148。そうすると電気が一番、CO₂の排出量が高い。これは、電気というのは原子力発電、そこから使うまでのずっとの間だと。そして、LPガスも結局同じで、LPガスの生まれた時からずっと使用するまでの間CO₂の発生量と考えておりますが、これを見ると、ちょっと環境にやさしいのは電気ではない、電気が一番CO₂の排出量が多いと、こういう結果が出ております。

先ほども言いましたが、豊後高田の説明によりまして、ちょっと私質問した時にも、国の基準で危なくないというような、まだデータが何も出ていないと。危険性もあるということと言われておりますが、電磁波の問題ですね。やはり、これは白血病の増殖になる。これは電磁波を受けない人から見ると、しょっちゅう電磁波、電子レンジとか高压線の下に住んでいるとか、そういう人はやはり20倍も30倍も白血病にかかる率が高い。こういうデータも出ております。それと脳腫瘍、それから、妊婦であると、やはり流産の率がぐっと高くなると。電磁波の関係で。

これは、ガス屋の親戚であるので言うのと違うけれども、こういうデータがあらちちらに出ているから。これともう1つは、電気は関西電力さんの供給であります。我が町には何も利益が被らない。ガス屋さんは町内になんまでもおられる。そうすると、やはり、これも地産地消の一環だと思います。やはり、税金で還元してもらえらる。

そういった面から、私はこのオール電化、最近是一般家庭でもどんどんはやっているけれども、危ないなど。学者が言われるには、第2のアスベストじゃないかと言われる学者もおられます。そういった観点から、十分に検討して取り掛かっていただきたい。

それから、米飯給食です。これも滋賀県では、県内においては約200%のお米の自給率、100%は大阪や京都に出していると。先ほども課長に聞いて、うちの愛荘町の農地面積はどれだけかと聞いて、いろいろ試算してみたら、だいたいこの割合で、お米が使えると。それは私の試算です。そうすると、お米の8分の1は、お米が使えるの

いいところと全部へつたつ10万俵といふと。それは私の試算です。そうすると、単位をガリ172とし、10万俵のガリの1と10万俵とれると。そうすると、一人、今60何キロ、ざっと1俵として、10万人分の米がとれている。自給率500%ということになりますわね。2万人として500%の自給率。

そういったことからおきまして、やはり米飯給食をどんどん進めていただいて、自給率をドンとあげていただきたい。小麦を買って、パンをつくって、自給率を下げているよりは、やはり地元でとれた安心な米を食べさせていただいて、子どもの成長につながらせていただきたい。そういったことを考えておりますので、そういったことが取り入れられるかどうか、ちょっとお答えをいただきたい。

このエネルギーと米飯との2点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)ただいま久保田議員からご指摘等もありましたエネルギー源につきましては、学校教育課長が答弁いたしましたように、オール電化で、現在検討を進めているところでございますけれども、その辺につきましても、ご指摘の部分等もあわせて十分検討をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、米飯給食の回数でございますけれども、これにつきましても、可能な限り週5日を目指すような方向で考えていくことが、当然、地産地消にもつながるものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)関連でお尋ねします。

先ほどもちょっと言いかけたのだけれども、朝飯を食べない子、学力低下につながると、この前の時も、教育長も答弁の中にそういったことを言っておられましたと思いますが、そういう対応は何か考えておられるのか。朝食をどうしても、家庭の都合で食べられない、食べてもらえないと、いろいろな事情があろうと思いますので、そういったことで、朝おにぎりを2つ食べる、学校へちょっと早く来て食べてもらうとか、いろいろな対応があろうかと。やるなら、できんことはいやろうと思いますが、そういったことの対応を何か考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)朝食を抜いている子どもの対応についてでございますけれども、「早寝・早起・朝ごはん」というような形で、そういった運動等も進めておりますので、そういった部分で当然、ご家庭等で対応していただく部分ではないかなというふうなことを感じさせていただきます。

いずれにせよ、現時点では、給食センターができません、そういった部分については現在では考えていないという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

◇森野榮次郎君

○議長(森隆一君)11番、森野榮次郎議員。11番、森野君。

〔11番森野榮次郎君登壇〕

○11番(森野榮次郎君)2件お尋ねいたします。

読書のまちづくりについて、まず1点目であります。6月議会で、読書のまちづくりは、議員各位のご同意をもちまして全員賛成で議会議決をされました。9月議会・12月議会で、具体的な推進方策をお尋ねいたしました。趣旨は、総合行政としての取り組み、生涯学習社会づくりとしての取り組みを求めたものであります。9月・12月両議会での答弁は、金太郎飴のような、判で押したように学校現場と図書館、教委中心の同じ内容のご答弁をいただいております。

他市町には、「源氏を読む会」・「古典や唐詩選を読む会」等々の読書サークルや、大人の読書感想文コンクール、地域ごとの読書グループなど、百花齊放と言われるぐらいであります。読書であるとか、「読む」という名がついていなくても、先ほど来も出ておりました育児サークルでありますとか、史跡探訪会、農業を考える会、まちづくりを進める会等々、大変たくさんございます。これらが、ご承知のとおり、すべて読書と学びの会であります。地域を対象にした読書推進の実践事例・成功事例は、昔から本当に枚挙にいとまがないぐらいにあります。

注目すべきは、高まりつつある住民各位の学びの意欲や姿勢であります。地域に醸成されつつある学びの雰囲気であり、これを的確に把握し、まちづくりを活かしていく行政運営であると思慮します。学びの場の提供、適切な講師派遣等々、住民ニーズに応える施策は、工夫次第でいくつもあると考えます。

先の12月議会で、読書のまち宣言の文案がチラチラと見えておりましたが、お配りもいただかなかったので、そのまままで終わっております。ところが、今回がご提案されるということでありますが、この読書のまち宣言につきましても、具体的な施策の内容が伴ってこそ価値があると考えます。それがなければ、その場限りのありがたや節であろうと思います。

再度、9月・12月に続いて3回目お尋ねいたします。総合行政としての取り組み、生涯学習社会づくりの視点に立った長期スパンと、短期の具体的な施策についての答弁をお願いします。

2点目、学力テストについてお尋ねします。市町村別成績公表については、大阪や秋田などの府県はほとんど公表され、論議も喚起されました。公表云々は、教育委員会の専決事項である。飛び越えて首長発表はルール違反である。成績を公表することは市町や学校の序列化につながり、競争を激化させるだけで弊害がありすぎるという見解。まあ、体のいい責任回避であるということも言えます。ごまかしという見解。さらに、競争こそが切磋琢磨であり、学力向上のバネであるという見解等々があります。

学力テストでは、直接的な学力だけでなく、学力を支える、学力を左右する生活環境・学習習慣などを尋ねる設問もあります。それを公表したから、序列化や競争が激化するものではありません。それが行政や地域・家庭のあり方を検討する重要な項目であると考えます。

その集計結果と基本的な学力向上方策を、昨年お尋ねをいたしました。当時の教育委員会の回答は、検討いたしました結果を後日報告しますというご答弁でありました。しかるに、今日まで何の報告もありません。当然、滋賀県は全国テストの当時の結果で思いますと、悪い方から6番目か7番目でありますから、学力の低さに危機感を持って、それぞれの対策にご苦労いただいて、各種委員会委員さん個々のお考え、あるいは学校間の意見調整もあり、延び延びになっているだろうとは思っていますが、とくにかく、丸々1年は経っているのであります。1年経っても、フンともカンともならないというのは、いったいどうなっているのかという思いもあります。

これも改めてお尋ねいたします。学力関連設問の回答集計と検討された結果、さらに、それに基づく抜本的な学力向上方策についての答弁をお願いいたします。以上であります。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

〔学校教育課長森委昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)学力テストにつきましてお答えいたします。

昨年度に続き、今年度も広報により、本町の傾向と基本的な内容についての報告をさせていただきました。

森野議員が言われますように、学力を支えるものとして、子どもたちの生活習慣、学習習慣が大きく影響するということ、結果として表れていると教育委員会においても認識しております。

広報にも、参考にしていただけるよう、本町の子どもたちの正答率が高い状況を次のように載せさせていただきました。

Faktorielles ANOVA mit zweifaktorieller Interaktion

「学校生活・家庭学習・地域行事・学習寺、町においても成就感を感じている」、「将来の夢を持っている」、「挑戦する気持ちを持っている」、「テレビ視聴やゲームをあまりしない」、「朝食がしっかりとれている」、「自分のよいところを認めている」、「学習を生活に活かそうとしている」など、生活習慣に充実感を持っている子ども、プラス思考で考えている子どもたちの正答率が高くなっております。これは、県・全国平均を上回っているものなのですが、その他にもいくつかあります。

やる気を、一人ひとりの子どもたちに持たせなくてはなりません。やる気を育てるためには、安定した生活習慣が重要と考えます。学校で取り組むこととして、落ち着いた学習環境を、家庭だけでなく学校でもつくり上げること。家庭や地域には、学校支援として協力を求めることについては、今まで以上に呼びかけていく必要があります。

しかしながら、強制をすることで逆に学習嫌いになってしまうこともございます。学校・家庭・地域が十分子どもを理解しながら進めていきたいと思っております。

広報にもあげておりましたが、「問われている内容が理解できない」、「何をどう答えればいいのかわからない」という、資料や問題を読み取る力が弱いことが表れております。そのために、言語力の強化、読み解く力を、読書や国語の学習を中心に、つけることが大切と考えます。朝の読書の時間の活用、読み聞かせによる本のおもしろさ、言葉の重要さを、引き続き重点化していく指導をしていきます。

文字に親しむということについては、小さい頃からの習慣も大切です。小学校・中学校だけでなく、就学前の子どもたちが、本や言葉と向かい合えるようにしていくことが大切です。家庭や地域にも呼びかけていきます。

また、算数・数学におきましても、基本的な計算力・問題をどう読み取るかについても、繰り返した学習を進めていきます。数字の楽しさ・おもしろさを、子どもたちにも味わわせていくことが重要です。

それらの課題解決に向けて、各学校においてはそれぞれの学力・学習状況調査をもとに検討を重ね、我が校の学力向上策を策定し、学力の定着と向上に向けて取り組んでおります。子どもたちの学習状況・学力状況を分析し、学校として圖に返る指導法を検討しております。学校により、課題は少しずつ違いはありますが、その課題をどう解決していくのかを検討を重ね、研修をし、指導に活かせるよう努力しております。授業時間の確保、指導法の検討についても、さらに研究を進めていかなければなりません。

教育委員会といたしましても、子どもたちの学力を定着させるベースをつくりあげて行くため、学校での学習指導の充実を図るよう、我が校の学力向上策のさらなる検討と、改善を進めるよう指導していきます。また、家庭や地域にも、子どもたちの生活環境・学習環境の重要性を呼びかけ、協力依頼を進めていきます。併せて、学校学習環境についても整備に努めていきたいと思っております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)図書館長。

〔図書館長山田登美子君登壇〕

○図書館長(山田登美子君)読書のまちづくりについて、ご質問にお答えいたします。

愛荘町では、愛知川図書館・秦荘図書館2つの図書館を通じて、読書を楽しむ方、また、読書の喜びを共有し本を紹介する運動に取り組んでおられる方が多くございます。

現在、町立図書館の利用状況は、年間30万冊の貸し出し数で、他市町と比べ高い率となっています。また、本を読んだり、読書普及に協力されておられるサークルには、読書会が2グループ、紙芝居サークル、朗読ボランティアサークルが、それぞれ1組あります。

また、町内全小学校・中学校では、朝読書など全校一斉読書をはじめ、図書の読み聞かせやブックトークを通じて読書普及活動を行っています。保育園・幼稚園においても、すべての園で保育の中に絵本を取り入れているほか、家庭への貸し出し、家庭教育学級での啓発など、保護者に対する普及活動も実施されています。

昨年6月議会での決議をいただき、読書のまちづくりへ新たな歩みが始まりました。まず、皆さんと歩調をとり広めて

い。願いから、社会教育委員と図書館協議会委員による「愛荘町まちじゅう読書の宣言」が起草されました。

図書館事業では、読書のきっかけづくりとして、子ども向けのお話会、人形劇会、高齢者にも参加いただける、みんなで歌おうなつかしの童謡・唱歌のコンサート、また、読み聞かせボランティアの養成を行い、地域読書の充実を目指しました。さらに、人権問題学習講座会場での本の展示、ふれあいサロンでの本の紹介、文化協会のイベントと連動した図書コーナー設置など、各課と連携しながら取り組んでまいりました。

読書は、議員さんからご紹介いただきましたように、さまざまな切り口から取り組むことができます。同時に、参加者が意欲的に取り組み喜びを感じられるよう広めてゆくことが重要です。生涯学習という位置づけのもと、積極的に支援していきたいと考えます。

具体的には、基礎づくりの時期である子どもに対する読書推進を早急に取り組む必要があります。現在、学校・保育園等の読書活動をお聞かせいただいておりますので、来年度、関係課とともに方策を検討し、子ども読書活動推進計画を策定してゆく予定です。

長期的な展望のもとに、子どもたちの思考力・表現力と深くかかわる言語能力の育成、地域の知的分野の向上やまちづくりの人材育成をめざし、進めていきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)今の読書推進の件については、ようやく、ちょっと歯車が合ったかなというような感じを持たせていただきました。

まず初めに、学力テスト・学力向上について、今ほど学校教育課長から懇切なご報告をいただいたのですが、3点お尋ねします。

まず1つは、生活保護家庭であるとか生活困窮家庭、生活保護はまだ頂戴していないけれども、ちょっと子どもの学習環境を整えるにあまり遠いというような生活困窮のご家庭の児童・生徒の在籍比率は何パーセントかというのと、顕著な事例があれば、ひとつお聞かせいただきたい。

そして、2点目ですが、先ほど来、久保田議員からも地産地消で朝飯云々のことが出ていましたが、これは本当に新聞でもテレビでも非常によく話題になっておりますし、大阪の橋下知事、責められたり切り返したりで、チャンチャンバラバラの挙句の果てにいろいろなことが出ていますが、朝食抜きで登校する児童・生徒が、話では聞いていても、この愛荘町内で何名ぐらい、何パーセントぐらいあるのか。

そして、ご指摘になっていらっしゃるように、朝飯を抜いてきたら、まあまあ腹が減ってしょうがないです。それに対して、給食センターから飯を出せというのは無理やろうと思うけれども、例えば、100円の菓子パンでも買って食べさせてやろうとか、ちょっとした牛乳とセットであげようとか、そういうことは、先ほどは全然考えていないという次長の話があったが、今後そういうことは、食ってこないわ、おまえ何で食ってこなかったかと責めてやるのもかわいそうだし、調べるのもこれは大変で、配慮しても聞かないと調べられこないのですが、以前から、ずいぶんそれはあったわけです。それはそれなりにやはり工夫して、カバーはしていらしゃった。食ってない奴はそのままやというような、そんな残酷なことは以前からなかったのです。それなりに何らかの方法はしていらした。ただ、そういうことですから、あまり表で、ワンワン言うということはないが、まず、その辺についての、今後どういう配慮をしていこうかというような、気持ちがあればですよ。これは知らんという、冷酷無比な発想もないとは言わんけれども。顔を見ていると情け深そうな顔をしていらしゃるから、なんとかお考えがあるだろうと思う。まあ、それについて。

3点目ですが、放課後留守家庭というのは、ずいぶんあると思う。きちんと家に帰って、カギを開けて中へ入ってお留守番もしているのだけれども、とにかく留守家庭。そのまま家庭学習に結びつく環境ではちょっとないと思う。それでも、やっている子はやっていますよ。ところが、とにかくボーダーラインの子どもたちがたくさんいらしゃる。その辺の実態を把握してなかったらしてないでしようがないですけれども、してなかったら、早急にされたい。

次に、読書推進についてです。先ほど一般質問の中で言いましたが、「愛荘町まちじゅう読書の宣言」を読ませてもらいました。簡単に、ずいぶん工夫されたという思いはありますよ。ありますし、同意を持っていますが、3点力ギ事項、「本に触れる機会を増やしましょう」、「みんなで読書を楽しみましょう」、「子どもの読書を応援しましょう」、こう3点並んである。一番最後に「子どもの読書を応援しましょう」と。この1文が、これが曲者なのです。この1つの文章で、上の2つにある「本に触れる機会」「みんなで読書を楽しみましょう」が、その「みんなで読書が」がこれでスボッと消えてします。ああやっぱり、これは子どもに読書を勧めたらいいのだなと。こういうふうにだいたい受け取られる。あなた方は、企画した人はそうでないかも知れんけれども、なぜ、こんなことになるのだろうなと思って、この説明資料を見せてもらいました。

説明資料の文節は、6文節ある。その最後の文節をちょっと読みます。「また今後、この宣言の趣旨に沿って、町の方々が一層読書に親しむための方策を検討してまいります」が、まず、将来の読書生活の基盤の基礎の時期である子どもの読書について、早急に取り組めたいと考えます」と、まず早急に取り組めたいと考えるのは、子どもの読書です。

あと、「子どもの読書については、家庭環境や地域の環境が大きく、保護者をはじめ地域の方々への読書気運の働きかけを含めた計画と支援をしたいと考える」、この文章が如実に、この宣言文のからくりをばらしている。

まず、あなた方の発想にあるのは、早急に取り組めたいと考える子ども読書についてである。だから、全体の、大人全部のが、その次に付け足しになるだけだ。まず、この読書の背景は、ほかにもこれからごちゃごちゃ言います。1点目は、なぜこういうふうに子ども読書に固まるのかということでした。

2点目、この背景の前文、これは全協の時にも言いました。平成13年12月、子ども読書活動の推進に関する法律、平成17年7月には文字・活字文化振興法を制定、平成20年6月に衆参両院において国民の読書デーに関する決議、なんでこんな法律が先なのだ。地域社会の実態から出発すべきなのだ。

まして、びっくりしたのは、平成13年のを、平成20年か平成19年のことのようにして、まだここに書きあげるといふ神経のふてぶてしさだ。平成13年なんて、あなた何年昔だと思う。5年も6年も昔の話だ。これは愛知川の時に、僕も一般質問でした。多賀町も見に行った。近隣市町もたいがい聞きに行った。ほとんど進んでおる。去年、確か聞いた時に、愛荘町は手がついていないというのが、生涯学習課長のお答えだ。社会教育委員会にも審議にはかけてある。なんで、平成13年が今出てくるの。まあ、出てくるのなら、平成17年これは供用する。

こんな法律や決議よりも、我が町の実態から、読書のまち宣言をやるのだと。これが、僕はやはり一番大事だと思う。だから、館長に、先だってお出かいした時に、「行政指導でものを考えたって、そんなもんあこかいな」と。こういうことは、私は申し上げたと思う。その時は、もうこの文章はできているのだろうから、書き替えはできないだろうと思うけど。

とりあえず、2点目で言いたいのは、なぜ、こんなに時間がかかるのか。平成13年に出て、もう既に子どもの読書推進はその時からスタートしておるやないか。平成20年6月に、国民の読書デーに関する決議が出ておる。ところが、この文章で見てみなさい。最後の文章、先ほど読んだところ、「町の方々が一層読書に親しむための方策を検討してまいります」、「検討しました結果、こうこうでしたけど、これがない。また、一番最後に、「保護者をはじめ地域の大人の方々へ、読書普及の働きを含めた計画としたいと考えています」、まだ計画ができていないわけですよ。これが2つ目です。とにかく、なぜ、去年の6月なのですよ、議会決議をいただいたのは。

3点目であります。決議をいったいどう読んでいただいたか。子どもの読書活動から、地域の読書を生む精神に進めましょうというような決議ではなかったのですよ。まず、その辺をどう読んでいただいたか。

以上のことで、もう一度整理しますと、1点目は、はじめに子どもの読書推進ありきという姿勢は、いいいいいのか。2点目、なぜ、こんなに時間をかけるのか。3点目、決議をどう読んでくれたか。4点目、はじめに法あり・宣言ありの発想で、地域全体の運動になるのか、ならないのか、その辺をお尋ねしたい。以上です。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)今のご質問のうちの最後の、「なぜ、そう遅れたか」ということについて、お答えを先に申し上げたいと思います。

私どもは、読書推進の決議をいただいて、今まちじゅう読書宣言を、今準備しているところでございますけれども、本町におきまして、おかげさまで、図書館の利用は高いのですけれども、子どもの読書と言いますか、実際、本を読んでいる確率は日本でも有数にあると思います。

だから、実態として先に、普通、計画はそういう水準に向けて計画を立てるのですけれども、もう実際走っておりまして、それで、そういう実態に合わせたシビアなところで計画をどうするかということが、1つありました。

それと、もう1つは、この宣言の内容でありますけれども、これは私ども事務局案という形で出させていただいたのではなくて、図書館協議会の委員や、あるいは社会教育委員の方々に、自分たちでお考えいただいて起草していただいたものですので、これは、じゃあ決議とどう関わりあるかと申しますと、やはり、決議が出されて、やはり皆さん、心の中で強く受け止められて、こういう文言が必要だというご判断から、そういうことになったかと思います。

それと、子どもの読書に特化したというようなことに、私もデンタルバランスからすると、ややそういう傾向があるかというふうに考えることもあるのですが、実は、子どもの読書というものは、大人の読書というよりは本の入口だと思っておりますので、今後、人生80年生きるとすると、0歳児から読書活動を推進するとすると70年間の長きにわたる計画でございますので、その辺のことのご理解も賜りたいというふうに思っております。

あとの点につきまして、担当課長が申し上げて、また不足分についてはお答えしたいと思います。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)生活困窮家庭等々と思われる子どもたちが在籍している中で、何パーセントぐらいであるかというようなご質問であったと理解しておりますけれども、町の方で要保護・準保護児童として、生活困窮として認定している人数につきましては約120名というふうに把握しております。ですので、全体からいきますと、約6%前後の数字になるのではないかなと思わせていただいております。

それと、顕著なものというふうなことでございますけれども、最近特に外国籍の子どもたちに対する、そういった支援の申請が増えかけてきているなという部分が、特に顕著ではないかなというふうな判断をさせていただいております。

また、放課後に留守がちなご家庭というふうなことで、これにつきましては、正確な数までは把握しておりませんので、大変申し訳ないですけれども、ただ、小学校の4小学校で学童保育というふうな形でこういう取り組みをさせてもらっているのですけれども、そういった学童保育に現在通所している子どもの数が、愛知川小学校・愛知川東小学校についてはそれぞれ37名と聞き及んでおります。秦荘学区につきましては、全体で1年通しての申し込みは20名余りということですが、現実的には、もっと多くの子どもたちがいるものというふうなことは推察をさせていただいております。詳しい数字ではないので申し訳ないですけれども、現時点で私が把握している数字は、そういったものでございます。よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)すみません。それでは、朝食に関してですが、これは生活学習状況調査でおおよそつかんでおります。小学校で、「毎日毎日食べてきている」というのが87.9%あります。「時々抜く」というのが9.2%、それから、「あまり食べない」というのが2.9%、これ小学校です。「食べてこない」という児童については、これは6年生だけを対象にしておりますので、0という形になっております。ただ、全校的に見ますと、やはり食べてきていない子どもも何人かおりますが、ちょっと正確な数字というのは、今ここではちょっとお話できません。

それから、中学生ですけれども、3年生ですが、76.7%が「毎日食べてきている」と、それから「時々抜く」が11.4%、それから「ほとんど食べない」「食べない」という子を合わせると11.6%、もう自分から朝ごはんは食べてこないという、

そういう子どももおりますので、こういう数字になっております。

パーセントで言いますと、そうむちゃくちゃ高いということではないのかなということをおもうのですが、やはり朝食というものは大事ということで、一日の出発点ということで大事だということをおもっておりますので、先ほど、次長が申し上げましたように、早寝・早起き・朝ごはんというものについては、今後も学校のほうでも、また園のほうでも、指導は再度していくように指導していきたいというようなことをおもっております。

◇河村善一君

○議長(森隆一君)5番、河村善一議員。

〔5番河村善一君登壇〕

○5番(河村善一君)5番、河村善一。2つの点について一般質問を行います。

まず、ごみの問題と不法投棄について質問いたします。昨年の12月21日、愛荘町のシルバー人材センターの呼びかけで、環境美化活動として愛知川河川敷の道路・河川敷等に散在する投棄ごみを回収し、地域の環境の環境美化に貢献しようといわれました。

その内容は、今年の1月14日の中日新聞で報じられています。内容を、ちょっと紹介させていただきます。愛荘職員と町内のシルバー人材センターの会員約60名は、ごみが大量に不法投棄されている町内長野地区の愛知川沿いで、ごみの回収を行った。参加者は軍手にジャージ姿で、愛知川右岸の竹やぶの中へ約400mlに渡って捨てられたテレビや冷蔵庫・洗濯機などの家電製品などを手作業で回収した。回収量は8立方メートルのコンテナ8台分にのびたという。同地区での不法投棄は10年余り続いており、定期的なパトロールでは解決しないため、町は東近江署に届け出るなどの対策を講じている。担当課は、近隣住民にも迷惑がかかるので、不法投棄は決してしないでほしいと強く呼びかけているということが報じられていました。

私も、少し遅れたのですがけれども、お手伝いに行きまして、実際にはこのような状況でございました。非常なごみの量、多さにあきれたというか、びっくりいたしました。

あと、愛荘町の環境基本計画の中で第2章「環境の現状と課題」、「1 環境の現状、循環型社会、不法投棄」の項で、「町内には、年間に多量の廃棄物が不法投棄されており、特に東部の山林、愛知川・宇曾川・岩倉川・みな川の河道内および愛知川・宇曾川の河畔林内に多く投棄されています」、第4章で「環境保全施策と環境配慮指針」、その2「生活環境」、そのまた2の「環境配慮指針」の中で、「不法投棄や散乱ごみのないまちにしていきます」ということがうたわれています。取り組み主体としては「町民」、配慮事項としては、「町道・山林・河川へのごみの投げ捨て、不法投棄はしません、させません。ごみ出しは、決められた分別方式、曜日などを守ります。ペットの散歩の際には、犬のフンを持ち帰り始末します」と、こう書かれています。

以上のように、不法投棄の問題が指摘されていますが、今の現状はどうなっていて、どれだけ不法投棄対策が講じられ、効果があがっているのかお尋ねいたします。

また、不法投棄された現物を、今後どのように処理されようとしているのか。昨年暮れのシルバーの皆さんの行っていただいたコンテナ8台分の処理費用は町の負担となっていると思いますが、今後行う場合でも、その費用を見る必要があるかと思うのです。かかる費用とともに、先日のシルバーの皆さんだけの美化活動では処分しきれていないと思われるのですが、今後どのようにされるのかお尋ねいたしたいと思います。

また、愛荘町環境基本計画では、「日常活動の中でのごみのポイ捨て、河川・山林への不法投棄などの問題も発生しています。このため、このような私たちの身近な生活環境を取り巻くさまざまな環境問題について積極的に取り組み、安全で美しい快適な町をつくらしていきたい」とあります。このための啓発活動と実践を今後どのように取り組もうとされているのか、考えておられるのか、お尋ねいたします。

第2点、ひこね通園のその後と、病院の医師不足についてお尋ねいたします。

何度か、ひこね通園のことについてお尋ねいたしましたが、先日、1月19日でございますけれども、ひこね通園親の会より出された町長宛て、あるいは議長宛てに要望書がございました。特に、町の予算に関係するところについて質問いたします。

1.「通園に通う障がい者にとって、安心して、毎日喜んで通える通園施設になるよう、十分な財源確保をお願いいたします。最近の税収見込みの厳しさから、建物および施設の予算カットが心配されますが、あとで追加建設することは困難なことから、今後予定される定員40名が十分入れる施設になるよう、お願いいたします」と書かれています。重度の障がい者にとって、ひこね通園は、安心して、毎日喜んで通える通園施設です。そこは唯一障がい者が通える場であり、大切にされ、社会に交わる場です。障がい者を持つ親にとって、喜んで毎日行ってくれることを願っています。しかし、障がい者一人ひとりには敏感で、重度の重さも違います。一般社会のように画一的な施設・用具では対応できません。建物だけでなく、その中身も十分に検討していただきたいと思います。

そこで、これからつくられるひこね通園の規模はどれくらいかかるのか。また、町はどれくらいの負担を予定されているかお伺いいたします。施設に諸々の確保も、財源がなければ何もできません。上記の点を踏まえ、十分な財源確保を求めたいと思っています。

次、病院の医師不足が問題と、現状はなっています。近くでは、豊郷病院では精神科の先生が不足で、精神科が閉鎖されると聞いております。近隣の病院でも、医師不足で病院の縮小が取り沙汰されています。豊郷病院では小児科の先生が1名で、病気が重くなると、小児科の先生が、具体的には7名おられる長浜赤十字に転院することになると聞いております。

近くで十分な医療が受けられなくなっているのが現状であります。安心して医療が受けられるよう、病院を核とした地域医療が問われていると思われるのですが、現状はどうなっているのかお尋ねいたします。また、その対策を考えておられるならば、そのことについてもご質問いたしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)ただいまの河村議員のごみの不法投棄についてお答えいたします。

不法投棄につきましては、一部の心ない人々によりまして、町内の場所を問わず、家電製品・家具・タイヤなどの粗大ごみのほか、可燃性ごみ・不燃性ごみ等が捨てられているのが現状です。捨てられる場所は、山間部の道路や河川の管理用道路の人通りの少ない場所が多いようです。

不法投棄をなくすための対策としては、不法投棄防止啓発看板の掲出、広報紙による掲載を行い、町民各位に注意喚起を促しております。また、不法投棄をされた場合の対処法ですが、不法投棄監視員による監視活動を行っていただいております。また、シルバー人材センターに散在性ごみの収集を業務委託しております。

そのかわり、恒常的に捨てられるところの確認も行っているところであり、当課といたしましても常々現場へのパトロールを行い、現場の実情把握に努めているところでございます。

また、不法投棄された場合の対策ですが、当課とシルバー人材センターの応援によりまして、現場での収集作業にあたっております。不法投棄の数量規模が比較的多いと、東近江警察署に連絡を取り、現場の実況見分を行います。大方は誰が捨てているか判らないことがほとんどでございます。

しかし、昨年、愛知川右岸河川敷で不法投棄物を発見、東近江警察署へ通報し、新聞でも取り上げていただきました。また、最近、川原地先の愛知川外堤防道路の竹等を湖東地域振興局建設部の発注により伐採して景観をよくし

ていただきましたが、大量の不法投棄されたごみが出てまいりました。

2番目の不法投棄された現物の処理でございますが、分別できるものは分別して、郡清掃センターおよびリバースセンターに特に持ち込みしておりますが、分別収集が困難なごみは民間の処理業者へ一括処理を委託しております。最後に、昨年末にシルバー人材センターが取り残したごみの処理と今後の啓発活動と実践ですが、愛荘町を我がまちとして愛する郷土愛意識の醸成により、一人でも多くの町民の皆様の参加によりますボランティア活動によりまして、不法投棄の撲滅のため、収集活動の展開を図りたいと考えております。

また、啓発活動については、一人ひとりのモラルの問題でありますので、不法投棄禁止の啓発用看板の掲出、町広報紙や無線放送等によります啓発をしたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君)私からは、河村議員のご質問、2点目のひこね通園のその後についてお答えをいたします。

ひこね通園親の会からのご要望につきましては、先月6日付で県知事、彦根市・愛知犬上各町の首長連名による回答書を提出させていただいております。その要望書の1点目に財源確保をあげられておられます。

関係市町や特別支援学校の将来推計に基づき、40名定員として、県内の地域の施設を参考に、ひこね学園にも意見をいただきながら、施設計画を進めております。このため、施設建設の事業費は高額となっておりますが、在宅の重度の重複障がい者(児)の日中活動を支援するため、他の社会福祉法人や医療法人が施設整備をする意向がない中で、市・町・県が社会福祉法人青い鳥会に施設整備や運営を要請した経緯から、特別に支援するため、新年度予算に補助金を計上してございます。

新施設の計画規模につきましては、定員40名で、床面積が約620㎡の施設でございます。財政が大変厳しい中でもありますが、重症心身障がい者(児)専用施設として整備することから、当初計画のとおり各市町とも予算計上しているところでございます。

なお、本町は今議会でご審議いただきます平成21年度の一般会計予算として、在宅重度心身障がい者(児)彦愛犬施設整備事業補助金として1,462万円を予算計上いたしております。以上でございます。

○議長(森隆一君)保健センター所長。

〔保健センター所長野々村たつ江登壇〕

○保健センター所長(野々村たつ江君)私からは、病院の医師不足の現状とその対策についての質問についてお答えいたします。

国においては、医師不足問題の背景である臨床研修医の減少や、病院の勤務医の過重労働、医療にかかる訴訟の増加の懸念など、多くの要素が複雑に絡み合っているものと考え、平成18年度に新医師確保総合対策を、平成19年度には緊急医師確保対策を決定され、厚生労働省のみならず関係省庁の緊密な連携のもと、総合的な対策を迅速に進めるよう検討されていることも聞き及んでいるところです。

県では、平成18年度に滋賀県地域医療対策協議会を設置し、平成19年度から滋賀県医師確保総合対策事業を実施、システムの構築や働く意欲を引き出す職場環境づくりなど、医師の定着を図る具体的な対策を講じています。次に、彦根保健所管内では、湖東地域小児救急医療体制検討委員会で、医師確保、保護者への適正な受診の普及・啓発、医療機関の役割分担の明確化、病院の拠点化などについて検討を重ねております。

町では、適切に医療機関を利用していただくために、あらゆる機会をとらまえて、健康づくりの支援や、かかりつけ医

を持っていただくことをお勧めしています。こうした背景の中ではありますが、いかなる地域においても、安心して必要な医療を受けることができる体制を整備していくことは当然であり、住民の願いでもあります。今日までも機会あるごとに、医療機関の充実を切望してきましたが、今後も関係機関に対しまして要望していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)5番、河村君。

○5番(河村善一君)再質問いたします。

1つは、不法投棄のことについての対策はずいぶんとられていると思うのですが、1つは、とりわけ引越しか、あるいは年末、特に要らなくなったもの、大型ごみを特に出されるのではないだろうかと思うのです。その時の警戒を十分に、やはり時期を見て行っていただきたいと思うのが第1点と、あとは、これはできないのかどうか分かりませんが、有料でも、そういうごみを町がするわけにまいかなかったら、そういう業者に回収してもらう。あるいは、そういう日を設けて持ってきてもらってやったらどうかというように思うのです。

なかなか不法投棄がなくなる。だから、引越するから、あるいは新しいものを買ったからというようなことになってしまって、不法投棄されてしまうのではないだろうか。タイヤも非常に多かったし、タイヤはどこに持っていったらいいかわからん。普通のところでは捨てられない。どこへ持っていったらいいかわからない。それだったら、そういうタイヤの業者の人に来てもらって、金を払ってでも回収してもらうということはどうなのか。

そうすれば、先ほど言った、廃棄するのにお金がかかるけれども、そういうことをすれば、町からの持ち出しも少しでも少なくなるのではないだろうかと思うのです。それが第1です。

第2点は、先日ちょっと各家に入られていた中で、いいスポの中で、いいスポの人たちがウォークしながら、宇曽川河川敷をごみパトロールしながらやりましょうというような、宇曽川クリーンウォーキングしませんかというようなことで、僕入っていた。非常に、こういうことをされるということは素晴らしいことだと、こう思うのです。やはり、そういうようなことを、各地域でのそういうボランティアというものをいかに育てていくかということ、第2点に考えてもらいたい。

第3点は、やはり、月1回までできなくても、町としても、そういうクリーン作戦をいかに展開するかという、日を決めるか、あるいは皆さんでしませんかということをもっとアピールしてもらうということはどうなのか。「びわ湖の日」で確かにされてはいるのですけれども、もっと自分の集落じゃなくても、そういう河川敷というのは、地域外になってしまうところも若干出てくるのではないだろうかと思うので、そういうような地域だけではなくて、地域を超えたところの清掃も、もっとアピールすることもやってもらえないだろうかというようなことを考えています。

そういう取り組みの中で、やはりいかに不法投棄のごみを少なくするか。少なくなっていくのならば、不法投棄もなくなっていくだろうと思うので、やはりそういうようなことを考えて、対策をとってもらいたい。だから、そのことについて、取り組みができるのかどうかだけ、回答をもらって終わりたいと思います。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)ただいまの質問でございますけれども、まず、粗大ごみに関しましては、毎年、年に2回から3回、町内を回りまして、粗大ごみを回収しているところでございます。

先ほどお話のありました年末とか、あるいは引越したんかで粗大ごみが出てきたというふうな問い合わせも確かにございまして、そういう場合は、粗大ごみの業者さんを斡旋させていただいているというのが現状でございます。

それから、先ほど2点目のタイヤとか、あるいは家電製品を収集することはできないかというふうなことでございますが、法的に家電製品のリサイクルが確立しておりまして、行政がそこへ介入するということは、なかなかどうかというふうなことを思います。ですから、例えば、町の商工会の青年部とか電気事業部とか、あるいは環境のNPOとか、そういうところが主体的に、そういう趣旨に意義を感じられてやろうというふうなことであれば、全面的に協力もさせていただきたいというようなことを思っております。

それから、最後にお尋ねのボランティアの育成でございますけれども、今年、エコパートナーシップ会議というのを、

また新たにつくっていいこうと、そこで、20名ほどの委員さんでございまして、そこでボランティアでやっていいこうじゃないかと。あるいは、まちをきれいにしようというふうな醸成がそこでできたらなど、そこでクラブなんかをつくっていい、クリーン作戦なんかを標榜して、そこから何月何日には愛荘町一斉のクリーンデーというふうなことをつくっていい、やっていいこうというふうな雰囲気になれば大成功かなというふうに思っております。

○議長(森隆一君)これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩午後4時23分

再開午後4時40分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長します。5時半を目途に終わるつもりでございまして、よろしくお願いいたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第4、同意第1号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、同意第1号について説明させていただきます。同意第1号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会委員の要件は、地方公務員法の第9条の2第2項により定められておりまして、3人の委員で組織し、その任期は4年となっております。今回、現委員の原田忠明氏が、この3月31日をもって任期が満了いたしますので、新たに、議案にございます滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2029番地、松浦正勝さん、生年月日、昭和19年3月26日の松浦氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、同意第1号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第5、同意第2号愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

○町長(村西俊雄君)それでは、同意第2号について説明させていただきますが、次の第3号、第4号も、同じ固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。今、議長の方から同意第2号についてということでございましたので、これだけについての説明をさせていただきます。

この議案は、愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の要件は、地方税法および愛荘町固定資産評価審査委員会条例により、定められておりまして、3人の委員で組織し、その任期は3年であります。

同意第2号におきましては、議案にございます滋賀県愛知郡愛荘町川原801番地、福原由弘氏、昭和21年9月20日の同氏の再任をお願いいたすものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、同意第2号愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第6、同意第3号愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、同意第3号を説明させていただきます。

同意第2号の理由と同じでございますが、愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございますが、今回、任期満了になられた愛知郡愛荘町竹原723番地、前川豊美さん、昭和23年11月25日、同氏を再任のお願いをいたしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、同意第3号愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第7、同意第4号愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)同意第4号でございますが、これにつきましても、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございまして、今回、現委員でありました山田英人氏が、3月31日をもって任期満了いたします。新たに、提案させていただいております愛知郡愛荘町島川1392番地、西村繁久氏、昭和40年1月21日、44歳の方でございますが、新たに選任をいたしたく同意をお願いするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、同意第4号愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第8、議案第4号愛荘町まちじゅう読書の宣言についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育長。

○教育長(渡部幹雄君)説明させていただく前に、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。年月日が「20年3月5日」になっていきますので、「21年3月5日」というふうに訂正いただきたいと思います。

それでは、議案第4号愛荘町まちじゅう読書の宣言について、ご説明させていただきます。

この宣言は、今回新たに宣言するものでございます。別冊の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。このような背景がありまして、町内・国レベルでの動きがあるわけでありましたが、とりわけ、その中の昨年6月に町議会において「読書のまちづくり推進に関する決議」をいただいたことを踏まえて、昨年10月から社会教育員と図書館協議会委員が3回にわたりまして合同で激論を重ねた上で起草した宣言文を、今年2月の教育委員会の議決を経て、今議会に提案するに至りました。

起草の過程におきましては、事務局が案を出すというわけではなくて、それぞれの委員の方からご意見をいただいたものを熱心に激論されまして、3回にわたる過程の中で起草されたものでございます。読書を通して、町民のひとづくり・まちづくりを行う旗印・指針として、「愛荘町まちじゅう読書の宣言」を行うものです。また、この宣言をもとに、さら

た読書推進を図ろうとするものです。

それでは、宣言文を読み上げて提案させていただきます。

愛荘町まちじゅう読書の宣言

読書は、いろいろな人々の想いと出合わせ、心を豊かにしてくれます。私たちは、愛あふれるふるさとを願って「まちじゅう読書」をすすめます。

本に触れる機会をふやしましょう

みんなで読書をたのしみましょう

こどもの読書を応援しましょう

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)先ほども一般質問の項で申し上げましたが、まず、宣言文の「読書はいろいろな人々の想いと出合わせ」となっておりますが、この「と」という表現で見た時に、出会うのは、いろんな人々の想いに出会うという意味だろうと理解をします。作者の想い、そういう意味合いだろうと思うが、そういう意味であるとする、「想いと」でなしに、「想い」を少し工夫したらいいかという点が1点あります。

2点目は、これも先ほど触れましたが、下記の3点であります。ただいまの教育長の説明で、3回にわたって真剣に討議をいただき、最終、教育委員会のご承認をいただいたと言われるものでありますが、「こどもの読書を応援しましょう」という文言に反対するのではないが、これが強く出すぎて、まちじゅう読書の宣言は、子どもの読書の応援が主目的であるかのごとき解釈ができます。

だから、賛成・反対という次元でなしに、まだこの会期はあるわけありますから、もう一度吟味をされたいかかと思う。最終日の方に回していただいてもいいわけあります。

「こどもの読書」というのと、上の「みんなで読書をしましょう」と。「みんな」の中には「子ども」も入る。その程度の扱いでもいいのだけれども、これはただ単なる私の今の思いつきでありますから、立案者の切なる思いや願いもあろうと思いますから、その辺でとりあえず、まちじゅう、大人も子どもみんなが本を読もうという意味合いが等しく伝わるような表現にできないものかと、いろいろとは思いますが、今、ちょうちょうしく「こうしたらいいか」というようなことは申し上げます。

十分ご協議いただいているのだと思うが、今のようない、お聞きいただいたような思いを持つから、もう一度ご検討をいただければありがたい。以上であります。

○議長(森隆一君)暫時休憩をいたします。

休憩午後4時53分

再開午後4時56分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、教育長にお尋ねをいたします。この議案はとりあえずお下げになって、最終日に延ばされるのか、延ばされないのかという気持ちを聞きたいです。提案しているのだから。

○議長(森隆一君)暫時休憩します。

休憩午後4時57分

再開午後5時02分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

この件は、このまま続行させていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。
これより、議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第4号愛荘町まちじゅう読書の宣言について、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩午後5時03分

再開午後5時03分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。日程の順序を変更し、日程第10、議案第6号愛荘町環境基本条例の制定についてから、日程第31、議案第27号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、議題とすることに決定しました。日程第10、議案第6号愛荘町環境基本条例の制定についてから、日程第31、議案第27号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを先に審議することに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第10、議案第6号愛荘町環境基本条例の制定についてを議題にします。
本案について、提案理由の説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)それでは、議案第6号、愛荘町環境基本条例の制定について、ご説明申し上げます。

愛荘町環境基本条例の制定理由でございますが、町域の自然的・社会的条件に応じた環境保全を目指して、愛荘町環境基本条例を制定するものでございます。

前文でございますが、議案書の8ページをご覧ください。3行目から読ませていただきます。今こそ私たちは、将来の世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を引き継ぐため、社会構造を持続可能な社会へと変えていかなければならない。このような認識のもと、町民、事業者等、町が一体となって互いの協働により、地球環境に思いを致しつつ、「人と自然やすらぎをおぼえる愛荘町」の環境を保全し、持続可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

目的第1条。この条例は環境の保全について基本理念を定め、町民、事業者等および町の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策を定めることにより、現在および将来にわたって町民が健康で文化的な生活を送ることを目的とする。

第3条基本理念。環境の保全は、人が健康で文化的な生活を営む上で、欠くことのできないものである。しかし、この環境が人の活動による負荷によって損なわれる恐れが生じることから、人類の存続の基盤である環境が現在および将来にわたって維持されるように適切に保全されなければならない。

4条・5条・6条は、町民の責務・事業者等の責務・町の責務でございます。

第2章地球環境の保全。第7条、地球環境の保全の推進。町は、地球温暖化の防止、その他地球環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

第3章環境保全等に関する基本的施策。基本方針第8条。環境保全等の施策は、基本理念に基づき、人づくりと環境教育・学習および次に掲げる事項を基本方針として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

第2節環境基本計画、第9条。町長は、環境保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めなければならない。

飛びまして、第12条環境教育の推進。町は、町民等が環境保全等について理解と認識を深めることができるようにするため、環境教育学習の推進について、必要な措置を講ずるものとする。

第15条環境保全協定の締結。町長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために特に必要と認める時は、事業者等と環境保全協定を締結するものとする。

環境審議会第17条。環境基本法第44条の規定に基づき、愛荘町環境審議会を置く。

付則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。まず、この基本条例を出されたことによって、具体的に町の施策上で何か考えられているものがあるのかをまず1つ。出すことによって。

そして、2節で、環境基本計画と書いて9条、基本的な計画を定めなければならないというふうに、「ならない」と書いてあるのだけれども、定めているのじゃないのか。これは新しくもう一遍つくり直すのか。愛荘町環境基本計画。いったい優先順位はどちらが優先順位かわからないのだけれども、その説明をお願いしたいと思います。

とりあえず、この条例をつくることによって、何を目指そうとされているのか。基本計画は既に我々手元にあるのですが、条例をつくるのがあと先逆になっているような感じがするので、その説明と。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)この環境基本条例をつくるに際しましては、先ほど読み上げましたように、将来にわたって自然と調和した健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を将来へと引き継ぐための町民の心構えというふうに考えていただきたいと思いますし、それから、環境基本計画につきましては、昨年の3月にできたものでございます。それで、条例があと先になったというふうなことで、これについてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)町長にお尋ねをしておきます。この環境基本条例また環境基本計画そして地球温暖化防止計画、これを遵守していくという理解でいいわけですね。答弁を求めます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)遵守と言われるとあれですけども、この条例をひとつみんなで、この住民も含めて、行政は

むかつんのしく、この精神に沿って基本計画の実施をすすめていく。さらに、またこれに元来 じよんは環境基本条例という、昔で言えば公害防止条例、こういったものも具体的に定める必要があろうかなというふうに思っているところでございます。これはかなりまだ高まいた理念を定めて、審議会を設置して、みんなでこれをやっというところととらまえているところでございます。どうかよろしくお願いします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。全体的なことで、語句の説明を求めたいのですけれども、「責務」とか「行動」とかいろいろあるのですけれども、語尾の「ねばならない」とか、「なければならぬ」という語尾と、「ものとする」と、それから「できる」とありますわね。その3つのだいたいの行動名みたいなところで、そういう言い方がされていますけれども、この違いですね。法律なんかでしたら、「ものとする」だったら、かなり効力ある言い方になると思うので、どのように考えて、そういうところを、つくられたのかということについて、答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)これは、かなり法規の字句的な面に関わるところだと思いますけれども、「しなければならぬ」というのは、やっぱり一番強いと、義務付けてありますから、一番強いと思います。それから、「～することができる」というのは、やっぱり努力目標という感じでありまして、こういったことを積極的にやいなさいという趣旨かなというふうに思っております。それから、「ものとする」というのも、これは一般的には理念を示す、考え方を示していることだと思います。

だいたい大雑把でございますけれども、これは私の理解かも知れませんが、そういうふうに受け止めております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。そうしたら、これそのものは、本当に進んだ考え方でもいいと思うのですけれども、条例を定めることについては、いいと思うのですけれども、「努力目標」と、「努めなければならぬ」のがいちばん強いけれども、努力目標と言われたのですが、町民への責務とかそういうところで、呼びかける程度、呼びかけるという啓発面とか、そういうことになるのか。強制ということはないと思いますけれども、そこら辺についてお願いします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)呼びかける部分につきましては、強制ではございませんし、ごく一般的な、町の皆さんへお願いしたいと、こういうことについて心がけていただきたいというふうなことが一般的なこととして、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。10ページの一番下の方の12条のところに、先ほども、河村議員が一般質問でしゃべっておられた、不法投棄がどんどんひどくなる。そういったことにおきまして、「環境教育学習の推進について、必要な措置を講ずるものとする」、具体的にこの環境教育、そういうのはどんなことをされるのか。それと学習の推進ということについて、説明していただきたいと思います。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)それにつきましては、例えば、小・中学生を対象にしまして、河川のところにどういふような生物がすんでいるとか、そういうふうな身近な愛荘町にあります自然環境について、調査あるいは学習をしまして、それぞれの自然を愛する心を養いたいというふうな考え方を持っております。

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第6号愛荘町環境基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第11、議案第7号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)議案第7号、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表1、次に1項を加える。環境審議会委員、日額7,000円。付則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第7号、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第12、議案第8号愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)議案第8号、愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。第4期介護保険事業計画策定委員会で、本年度5回開催して議論をいただきまして、そして、その間、3回の学習会も開催をいたしました。そして、第4期介護保険事業計画の策定をいたしております。平成21年度から23年度までの介護保険料額を定めるために、所要の変更をするものでございます。

説明資料は10ページ、11ページでございます。先日の全協で別資料もつけましてご説明を申し上げておりますので、朗読でもって、ご説明に代えさせていただきたいと思いますが、平成21年度から平成23年度までの保険料の基準額につきまして、ここでは年額で表示してございますが、月額保険料基準額、現行3,200円を3,400円に改めるものでございます。

愛荘町介護保険条例の一部を次のように改正する。保健料率でございます。第9条第1項中、平成18年度から20年度までを、平成21年度から平成23年度までに改め、同条同項第1号中、1万9,200円を2万400円に改め、同条同項第2号中、1万9,200円を2万400円に改め、同条同項第3号中、2万8,800円を3万600円に改め、同条同項第4号中、3万8,400円を4万800円に改め、ここの第4号の部分が保険料の基準額の1年間の金額でございます。同条同項第5号中、4万8,000円を5万1,000円に改め、同条同項第6号中、5万7,600円を6万1,200円に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行する。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。この介護保険条例の改正については、説明を受けているわけで、向こう3年、施設利用者の増の見込み等から、200円の引き上げということが、示されました。

今、1号被保険者に関わる負担は、介護保険条例で言えばわずか200円。しかし、愛荘町全体で言えば、この1号被保険者に関する負担が、新年度から大きくなるということが現実のものとなってきているわけです。

それで、この200円を上げることによって、1号被保険者に対する負担総額は年間どれだけになるのか。年間でけっこうです。答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)暫時休憩します。

休憩午後5時24分

再開午後5時27分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)ただいまのご質問にお答えをいたします。約1,050万円を少し切れる程度でございます。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)単年度の負担額総額は1,050万円弱なのです。

そこで、町長に聞きたいのです。最後は町長の決断のところですので。というのは、行政全般でものを見てまいりという思いがあるのです。今、その年間1,050万円の1号被保険者の負担総額なのです、この金額が。

結果として町長に言いたいのは、先ほどから出ているのですが、要するに、グラウンドゴルフやらそうしたところに、この1号被保険者に負担がそこにも行くのだという、先ほどの質問の中では、減免するということではなく、減額するという言葉は出ています。そうすると、結果として200円の負担にとどまらないんだということです。しかも、老年者控除等が廃止されたことよっての負担が増えているわけです。

そうしたことを思えば、逆に言えば1,050万円を、1,050万円でもいいのですが、約1,050万円の年間総額、ここは町長の裁量で、なり得る範ちゅうではないのかというふうに思いますので、答弁をいただこうかと思っているのです。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)もうひとつご質問の趣旨がよく理解できておらんのですけれども、今回の、平均しますと3,200円の介護保険料が3,400円に、約200円引き上げさせていただく。この計算は、私も運営協議会にずっと出ていたわけでありませんので、審議過程をよく知りませんけれども、これからの介護保険の適用者、3年間の推移を見ながら、そして、ただし、介護報酬等の引き上げもありました。これは国の裏打ちもありますけれども、そういったものを見越しながら、どれぐらいの介護費用がかかってくるか。そういったものを見越して、200円の引き上げをさせていただいて介護保険制度を維持していこうと、こういうことで運営協議会の皆さん方が、こういった中でございますけれども、200円アップの提案を出されてきたというふうに理解いたしております。

総体いたしますと、3,400円に引き上がったとしても、県下の情勢から比べれば、本当に低額と言いますか、保険料は安いところにいると。もう下位から、確か3番目か、この程度だったと思うのですけれども、高いところは4,000円を超えたところがかかりございます。そういった意味では、私どもの町の介護保険制度というのは、非常に、まあ元気な方が多いということも言えるのかわかりませんが、負担が低額に抑えられているというふうに判断をいたしております。

そこで、スポーツ施設等の使用料と絡んでおっしゃっているのですけれども、そこは議論が別のところにあるわけですが、元気なお年寄り、そういう介護予防の面から、やっぱりスポーツに親しんでいただくというのも大きな効果があるだろうと、こんな観点から、今回、使用料というものを新たに設置させていただくけれども、そういった観点を含めながら減免制度という、減免制度というのは無料から何割引というところまであるわけですから、全く、せっかく制度の趣旨からしてゼロにさせていただくのまいかがなものであると思いますが、何がしかの負担をいただきながら、使っていただきやすい設定をさせていただけたらなと思っている次第です。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第8号、愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

第1号被保険者保険料を算定すると、第4期介護保険料の基準額は3,930円になりますが、平成20年度末の介護給付費準備基金残高見込み9,000万円のうち7,455万円を取り崩して、月額3,450円とし、そこから介護従事者処遇改善臨時特例基金を活用して、月額3,400円になるということです。

算定の根拠となるのは、3年間の給付費総合計です。担当課に先日もおじゃまして、いろいろと縛々お聞きしましたのですけれども、いろいろ事情もそういう中でわかってまいりました。そのお聞きしたところでは、町内に特養があれば入所者が増えるし、今後、グループホームが町内に開所し、近隣にも特養ができる計画があるので、入所者の増加が見られるので、給付費が増える傾向にあるとのことで理解することができます。

会計が赤字になった時や、3年後の介護保険料見直し時期に急激な値上げを抑えるための財源として、介護給付費準備基金を約1,500万円ほど残しておくのもやむを得ないことだと思います。

今ここで言うておかねければならないのは、高齢者に冷たい国の姿勢です。介護保険の財源内訳を見ると、3年前の見直し時期には、第1号被保険者保険料の負担割合が18%から19%に引き上げられました。そして、今回第4期においてもさらに1%上乗せされて20%となり、第1号被保険者保険料値上げの一因となっています。

政府が国の負担割合を増やして、高齢者の負担軽減をすべきです。高齢者は年金収入で、介護保険料だけではなく後期高齢者医療保険料または国保税・住民税など、同時に支払わなければならない、生活費を切り詰めています。せめて、負担増を防ぐことが必要ではないでしょうか。

第4期介護保険事業計画に示す数字に基づいて計算したところでは、今回の介護保険料の値上げ分は、先ほども答弁していただきましたけれども、1年間で約1,000万円ほどです。今議会に上程されている一般会計・補正予算を見るだけでも、財政調整基金約3,000万円を繰り戻しています。

愛荘町は、子育て支援のため、県の施策に上乗せして子どもの医療費補助を拡大し、町民の方から喜ばれています。高齢者の負担増を抑えて暮らしを守ることも行政のやる気次第であることを訴えて、反対討論いたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第8号、愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第13、議案第9号愛荘町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第9号、愛荘町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

愛荘町農業委員会に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。第2条中、30人を15人に改める。第3条を次のように改める。第3条は削除でございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。農業委員の定数を減らすということですが、これが農業委員会において協議をされてきて、そうした結論を出されていると。もう少し遡れば、合併協議会での審議事項において、その方向性が見い出されていたということであります。

ただ、そうした農業委員さんの減員をすればどうした問題が起こるのかということで、しかし、結果として、今、3字ほどを農業委員さん1人が受け持つような形態が今行われていると。それが、この減員によって5字ほど、面積でいくと5字ほど担当をしていくということになれば、非常に対応が難しくなるということを目に聞きました。

それで、その厳しくなる部分を、補充員をもって対応していくということについて、その関係者の方は、結局、補充員がどういう立場であるのかということになれば、結果として、その補充員さんの対応というものが位置づけ的には難しくなる。要するに、農業委員さんと同等の権限を持ちうる得るような補充員さんなのか。ただ、紹介というか、仲介的な役割を意味するのかということが言われております。

それで、その点で補充員というか、協力員と言いますか、その設置によって、本当に賄いきれるのかどうか。任期が3年ですので、今、3字を担当しても、結果として1期で対応していくということで、地域地域が理解できていると。しかし、今度5字持てば、5地区を持つと結果として非常にリスクが伴ってくると。

特にそうした問題を定義されているのは、やはり農業を、農地を大切にしたい、していただければならないといった強い思いを持っている地域の方です。それで、本当に減員がいいのかどうか、その話を聞いて非常に疑念をいだくようになりました。

だから、そうした問題が農地の流動において支障をきたさないのかどうかということについて、答弁をいただいております。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)ご指摘のように、農業委員さんの定数減によりまして、農地管理に対するリスクはな

いのかというご指摘でございますけれども、合併協議の中でもございましたように、新町になって初めての選挙はそのままの定数で行うと。その次に行う選挙について、新しい定数について、検討委員会を設けて適正な農業員数を決めていくということでございました。

それで、5回の検討委員会を経まして、その中でも議論は出ました。当然、農地管理が徹底できるかという、今までのような十分な農地管理ができるかというのは、最大のテーマでございました。

そこで、農業委員の適正規模と申しますのは、この愛荘町の規模から言いますと、上限が20名と農業委員会法に定められております。20名以内の範囲で検討してこうという経過がございました。そこで、農地面積とか農家コストとか、それぞれいろいろな検討していただきまして、最終30名の選挙委員さんの定数を15名という、約半減ということで決定いただきましたところでございます。

そこで、農業委員さんの減とあわせまして、やはり欠けている集落、農業委員さんの欠けた集落は協力員さんということでぜひ設置してもらいたいということで、それが減に対するセットの条件でございます。

その立場でございますけれども、あくまでも民間の協力員さんということで、農業委員さんの欠けている集落の農地に対する知識が豊富な方を、農業組合長さんを通じて委嘱していくと、推薦していただいて農業委員会会長が委嘱していくということになっております。

それで、昨日も農業委員会で、その協力員設置要綱の農業委員会要綱を協議いただきました。そこで、35名の協力員さんということで、35名以内の協力員さんの設置について協議願ったところでございます。最終決定は、4月8日の次の農業委員会に要綱決定をいただくということになっております。

それで、協力員さんの立場でございますけれども、民間の方ということで、行政委員としての農業委員さんとは一線を画して、その欠けている集落、わからない集落の必要な農地の知識をいただいて、そのブロックの農業委員さんが適正な判断をしていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。35名の協力員を設置するというので、私はこの方が、当然民間でいいわけですが、次は無報酬なのかどうかになってくるわけです。

結局は、同じようなことをしなければならぬ。行政委員さんは報酬を、しかし農業委員さんは本当言ってそう高くない報酬なのですが、ではということになってしまう訳で、それを確かに向こう改選後3年後ぐらいは通用するでしょう。でも、次の6年後、次の3～4年から6年の間になれば、果たしてその協力員さん35名の意識というものは、変化していくだろうというふうに予測できるのですよ。

そうなった時に、農業委員会、しかも農地の管理そのものに影響はしていないかどうか、非常に危惧するのですね。だからこそ、質疑をさせてもらっているし、ここの議会がその議決事項になってしまっているの、私は質疑だけしたら、判断しかねますので、その答弁だけお願いします。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)協力員さんにつきましては、一応予算の範囲内で、謝金ということで対応したいと思っております。無報酬ではございません。

それと、任期は農業委員さんの任期に合わせるということで、今年の12月1日から改選後の農業委員さんの任期と合わせたいということになっておりまして、それと意識の薄れはないのかということでございますけれども、これにつきましては、農業委員さん同様、適切な時期に研修会を開催して、それなりの農地のための研修を重ねていただくということにしております。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)謝金という扱いに対応するというのですが、費用弁償という形に該当しないのかどうか。それだ

け聞いておきます。謝金。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)あくまでも民間の立場で協力をいただくということでございますので、謝金の範囲内ということで、特別報酬には該当しないということに思っております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休憩午後5時47分

再開午後5時47分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)私も一応、全員協議会のお話をさせていただきましたけれども、協力員というお人を置いて、この農業委員さんを削減というお話でした。

けれども、いろいろお聞きいたしますと、今おっしゃったけれども、協力員さんの立場がまだ十分でない、こうである時にはこうだと、民間の方だというようなお話がありましたけれども、その辺の話もなし、そしてまた賃金もどれぐらいか、今、謝金だとおっしゃったけれども、同じような、片一方は公職選挙法に準じて農業委員さんを選出するというのが当たり前だと思いますけれども、あと協力員さんは民間という形になりますと、賃金の問題いろいろと解決ができていない。今の段階としては、反対せざるはえません。よって、反対討論いたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第9号、愛荘町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩午後5時49分

再開午後5時49分

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。日程第14、議案第10号愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。下水道課長。

○下水道課長(田原秀郷君)議案第10号、愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

別冊の資料の15ページをお願いしたいと思います。全協で説明をさせていただいておりますので、ごく簡単に説明を

させていただきます。

所要条例の一部を改正する理由といたしましては、利用者の負担の公平性を図ることから、下水道使用量料金水準および使用料体系を統一し、新料金を設置するために、下水道使用条例の一部を改正するものであります。改正する条例の要旨といたしましては、使用料金の統一として、旧両町の使用料体系が異なっていることから、料金水準と料金体系を統一するものであります。今日まで、それぞれ旧両町の下水道使用条例で施行してきましたが、改正する条文については、旧愛知川町公共下水道使用条例の例によることから、旧秦荘町の例による条文および文言をそれぞれ削除、修正するものであります。新料金については、別表に示しております。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第10号、愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第15、議案第11号愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第11号、愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

第7条第4号中、地方税を地方税等に改めるものでございます。付則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第11号、愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第16、議案第12号、愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第12号、愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。別冊の説明資料34ページ・35ページをお開きいただきたいと思います。

愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例。別表第1、愛荘町立秦荘幼稚園の項中、愛荘町安孫子642番地を愛荘町安孫子1210番地1に改めさせていただくものでございます。

これにつきましては、現在建築中の秦荘幼稚園の新園舎が3月末をもって完工するというので、今回位置の変更をお願いするものでございます。付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第12号、愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第17、議案第13号、愛荘町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)議案第13号、愛荘町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてをご説明申し上げます。

説明資料は36ページでございます。全協でご説明申し上げておりますので、簡単に説明させていただきます。介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図るために、21年度からの介護報酬改定3%がなされていますが、これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために、交付される交付金によりまして基金を造成するものです。これは国の2次補正予算に関連するものでございます。

第1号被保険者の保険料の軽減分として受ける部分を、今年度中に基金に乗せて、そして新年度から使っていくということで、第1号被保険者の保険料の軽減分と、その他の経費として周知等の経費、これらを合わせて受けるものでございます。

そして、基金の精算についてであります。この基金は平成23年度末をもって解散する。そしてその際に基金に残額がある場合には、国に返還するものでございまして、第1条が設置、第2条が基金の額、第3条が管理、第4条が運用益の処理、第5条が繰替運用、第6条が処分、第7条が委任。

付則といたしまして、公布の日から施行するものでございまして、今ほど申し上げましたように、この条例は平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額がある時は、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第13号、愛荘町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第18、議案第14号滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第14号でございます。

滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて。滋賀県市町土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、公有地拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

滋賀県市町都市開発公社の定款の一部を次のように変更するものでございます。第7条第5項中「民法第59条」を「公有地拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改め、第18条第1項第1号ア中「(昭和47年法律第66号)」を削る。第25条第1項第2号中「郵便貯金または」を削る。

付則につきましては、この定款は滋賀県知事の認可の日から施行するものでございます。以上です。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)これは、こちらの説明資料のほうなのですが、新旧の改正と現行のほうなのですが、公有地を拡大推進に関する法律第16条第8号に規定する職務というのと、前にあった民法第59条に規定する職務と、同じ職務なのかどうか。その内容として、法律は変わっただけということなのかについてお願いします。内容が違ってないかどうか。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)これにつきましては、監事の職務でございまして、民法のほうを削除されて、公有地拡大推進に関する法律に改正をされたということで、職務については同じでございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、日程第18、議案第14号滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(森隆一君)お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。再開は、明日3月6日金曜日午前9時です。よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さんでございました。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成21年3月愛荘町議会定例会

2日目(平成21年3月6日)

開会:午前9時00分 延会:午前11時17分

議会日程

- 日程第 1 議案第15号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 2 議案第16号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第17号 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第18号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第19号 平成20年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第20号 平成21年度愛荘町一般会計予算
- 日程第 7 議案第21号 平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第22号 平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第23号 平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第27号 平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第 5号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第1、議案第15号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)を議題にします。
本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)おはようございます。それでは、議案第15号につきまして、説明をさせていただきます。
平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,956万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,019万9,000円とするものでございます。第2条につきましては、繰越明許費、第3条につきましては、債務負担行為の補正でございます。第4条は、地方債の補正でございます。

△同表補正予算(第9号)の歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ、内訳給付金給付事業、子育て

今回の補正予算につきましては、国における第2次補正予算の成立を受けまして、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当事業および地域活性化生活対策臨時交付金に伴う補正予算を計上させていただきました。そのほか、精算見込み、また最終決定を受けましての補正予算でございます。

全員協議会におきまして詳しく説明をさせていただきましたので、その概要を予算科目の目で持って説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず28ページの第2表繰越明許費でございます。これにつきましては、定額給付金給付事業につきましては3億2,391万5,000円、電子計算費電子計算運営事業につきましては800万円、子育て応援特別手当事業につきましては1,519万2,000円、道路新設改良事業としまして724万円を繰り越しさせていただくものでございます。

第3表、債務負担行為の補正につきましては、先般議決をいただきました愛荘町体育施設の指定管理料といたしまして、平成21年度から5か年間、限度額としまして1億2,995万円を追加させていただくものでございます。

次に30ページ、第4表の地方債補正でございます。臨時地方道整備事業につきましては1億5,110万円を補正させていただき、防災対策事業につきましては1,830万円、合わせて1億2,120万円の減額でございます。

続いて、事項別明細でございます。33ページから歳入でございます。

まず、分担金及び負担金負担金の民生費負担金につきましては219万4,000円の減額、国庫支出金国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては2,049万5,000円の追加でございます。

国庫補助金総務費国庫補助金については、定額給付金給付事業といたしまして4億124万1,000円、その中には、34ページにきまして地域活性化生活対策臨時交付金7,174万9,000円が含まれてございます。

民生費国庫補助金につきましては1,577万1,000円の追加、子育て応援特別手当交付金が含まれてございます。土木費国庫補助金515万8,000円の追加でございます。

県支出金の県補助金民生費県負担金につきましては1,072万1,000円の追加、次に県補助金としましては、農林水産業費県補助金43万7,000円の追加、土木費県補助金については1,893万7,000円の減額、次に寄付金総務費寄付金としましては143万円の追加、消防費寄付金については166万6,000円の減額、次に繰入金特別会計繰入金介護保険事業特別会計繰入金は1,000円の追加、次に基金繰入金の財政調整基金繰入金では3,127万3,000円の減額、減債基金繰入金については1億5,130万円の追加、地域基盤づくり推進基金繰入金は1,000万円の減額、防災基金繰入金は130万円の減額でございます。

繰越金、前年度繰越金1,485万7,000円を追加いたしております。

諸収入の雑入では、1,472万6,000円を追加いたしております。

次に、町債土木債1億1,270万円の減額、消防債は850万円の減額でございます。

次に、38ページから歳出でございます。総務費総務管理費一般管理費につきましては3億2,949万2,000円でございます。すべて定額給付金給付事業費関連経費でございます。

次に、企画費については財源更正でございます。電子計算費については772万8,000円の減額、次に選挙費愛知川沿岸土地改良区総代選挙費72万4,000円の減額、次に民生費社会福祉費老人福祉費338万6,000円の減額、国民健康保険費3,853万6,000円の追加、介護保険費299万円の追加でございます。

次に、児童福祉費児童福祉総務費として1,623万円の追加、このうち1,546万円については子育て応援手当て事業でございます。次に、児童福祉措置費については1,129万5,000円の減額、保育園費については財源更正でございます。

次に、衛生費保健衛生費老人保健事業費については7,000円の追加でございます。

次に、農林水産業費農業費農業振興費86万5,000円の追加、農地費については289万5,000円の減額でございます。

次に、林業費林業振興費では42万8,000円の減額、土木費土木管理費土木総務費については75万円の減額でございます。

次に、道路橋梁費では、道路新設改良費5,889万4,000円の減額、道路維持費については財源更正、交通安全対策費については100万円の減額でございます。

次に、河川費河川総務費115万3,000円の減額、急傾斜地崩壊対策費2,150万円の減額、次に都市計画費では、都市計画総務費1,000万円の減額、下水道費では1億7,063万4,000円の追加でございます。

次に、住宅費住宅管理費では150万円の減額、次に、消防費消防施設費では1,139万3,000円の減額、防災対策費では30万円の追加を計上させていただいております。

次に、教育費の社会教育費図書館費については財源更正でございます。保健体育費学校給食費については20万4,000円の追加、次に、公債費の元金につきましては、財源更正でございます。諸支出金の基金費、地域づくり推進基金費については2,152万4,000円の追加、がんばる愛荘町まちづくり基金費143万円の追加でございます。

なお、47ページにつきましては補正予算、給与費の明細書、それから、48ページにつきましては、一般職の職員の給与費の明細を付けさせていただいております。職員手当につきましては、定額給付金の給付事業子育て応援手当の給付事業、それから、愛知川沿岸土地改良区の総代選挙の時間外手当の減額を計上させていただいております。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第15号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第2、議案第16号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)皆さん、おはようございます。

それでは、議案第16号、平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、説明をさせていただきますと思います。

議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるということで、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1

億1,638万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,445万8,000円とするものでございます。事項別明細書で説明をさせていただきたいと思ひます。54ページをお開きいただきたいと思います。主に、歳入につきましては、国・県等の負担金等の確定によるもの、そして歳出につきましては、精算見込みによるものでございます。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金の負担金の特定健診個人負担金につきましては77万3,000円の減、これにつきましては、当初、個人受診者個人から負担をお願いするようにはしておりましたが、窓口で直接支払っていただくということから77万3,000円の減となっております。

次に、国庫支出金国庫負担金の療養給付費負担金につきましては3,910万円の減、次に、高額医療費共同事業負担金につきましては81万9,000円の減、次に、国庫補助金の財政調整交付金の普通調整交付金につきましては1,035万円の減、次に、前期高齢者交付金につきましては9,500万5,000円の減、次に、県負担金の高額医療費共同事業負担金につきましては81万9,000円の減、次に、県補助金財政調整交付金普通調整交付金につきましては805万円の減、次に、他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金につきましては3,810万円の追加、次に、保険基盤安定繰入金の保険税の軽減分につきましては42万4,000円の追加、次に、保険安定基盤繰入金の保険者支援分につきましては17万4,000円の減、次に、財政安定化支援事業繰入金につきましては18万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費につきましては1億1,500万円の減、次に、共同事業拠出金につきまして、高額医療費拠出金につきましては345万5,000円の減、次に、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては307万円の追加、保険財政共同安定化事業事務費拠出金につきましては6,000円の追加、次に、保健事業費につきましての特定健康審査等事業費につきましては100万1,000円の減ということでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第16号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第3、議案第17号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第17号をご説明させていただきたいと思います。

議案書の59ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,137万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,673万5,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきたいと思います。64ページをお開きいただきたいと思います。これらにつきましては、すべて精算見込みによるものでございます。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金医療費交付金につきましては2,068万6,000円の減、国庫負担金につきましては医療負担金につきましては1,379万円の減、次に、県負担金につきましては344万7,000円の減、繰入金の他会計繰入金一般会計繰入金につきましては345万円の減でございます。

次に、歳出でございますが、医療諸費の医療給付費でございますが、3,776万円の減、次に、医療費支給費でございますが、361万3,000円の減ということでお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第17号、平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第4、議案第18号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、議案第18号、平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明させていただきます。

議案書の67ページをご覧ください。まず、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,257万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,667万8,000円とするものでございます。また、第2条繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することのできる経費

は『第2表繰越明許費』によるものとするものでございます。また、第3条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は『第3表地方債補正』によるものでございます。

70ページをお開きください。「第2表繰越明許費」でございますが、下水道事業において既に発注済の工事3件について、次年度に予算7,200万円を繰り越して執行をお願いするものでございます。

工事名につきましては、愛知川面整備工事で取付管推進工、そして、愛知川面整備工事で県道小田刈愛知川線第5工区の管布設工、および県道小田刈愛知川線での公共下水道事業舗装復旧工事の3件でございます。

理由といたしましては、すべての工事が県道小田刈愛知川線の工事でありまして、近接企業の出入口付近の施工であり、その下流側を現在工事しておりまして、大型車輛の出入りの調整に伴う地元企業の同意を得るのと、警察および道路管理者との協議に不足の日数(約6ヵ月)を要しましたため、繰り越して施工するものでございます。よろしくお願いたします。

次に、71ページの「第3表地方債補正」でございますが、公共下水道事業につきましては補正前の限度額2億950万円を1億9,230万円に、流域下水道事業につきましては補正前の限度額6,740万円を5,660万円に、公的資金借換債につきましては補正前の限度額2億7,660万円を1億1,580万円に、地方債の補正前の限度額の合計7億6,410万円を5億8,430万円に減額するものでございます。利率5%につきましては変わりません。

次に、事項明細書の74ページをご覧ください。歳入です。繰入金の一般会計繰入金についてでございますが、下水道事業特別会計歳入歳出見直しによる増額と、公的資金保証金免除繰上償還にかかる増額で1億7,063万4,000円の増額です。

また、諸収入の貸付金元利収入で150万円の減額です。これは、下水道排水設備で融資制度の新規申し込み者がなかったことによる減額です。

諸収入の雑入、これは、消費税還付金で平成19年度分の下水道事業特別会計の確定申告による還付金で190万6,000円の減額です。

次に、75ページの町債土木費で、公共下水道事業債が1,720万円、流域下水道事業債が1,080万円、公的資金借換債が1億5,180万円と、それぞれの合計1億7,980万円の減額です。理由につきましては、事業費の減額による起債借入金の減額などでございます。

次に、76ページの歳出でございますが、総務費の一般管理費で500万円の減額です。これは報償費の受益者分担金及び負担金の一括納者の減による一括納付金報償金の減額が450万円と、下水道台帳作成業務委託料の入札差額550万円の減額です。維持管理費につきましては292万8,000円の増額で、内訳は、公共下水道管渠清掃調査業務委託の入札差額500万円の減額、貸付金の下水道排水設備資金融資斡旋制度預託金の新規申込者なしにより150万円の減額、公課費の消費税および地方消費税は修正申告により942万8,000円の増額で、総務管理費のトータルで207万2,000円の減額でございます。

次に、77ページの公共下水道事業で50万円の減額です。内訳は、需用費が150万円の増額、委託料につきましては3委託業務で750万円の減額、工事請負費では愛知川南面整備工事補助分の追加で750万円の増額、補償補填及び賠償金で上水道等補償費入札差額で200万円の減額です。流域下水道事業で負補交で、琵琶湖流域下水道建設事業市町村負担金は1,000万円の減額です。これは、琵琶湖東部処理区の建設事業費の減に伴う負担金の減額でございます。公債費の元金ですが、これは財源更正するものでございます。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第18号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第5、議案第19号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第19号をご説明させていただきたいと思います。

議案書の78ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,240万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,330万7,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思います。83ページをお開きいただきたいと思います。この今回の補正につきましては、システムの改修と、昨日お認めいただきました特例交付金の積み立ての関係でございます。

まず、歳入といたしましては、事務費交付金といたしまして89万5,000円の追加、次に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金といたしまして852万3,000円の追加、次に、繰入金の一般会計繰入金その他会計繰入金といたしまして、事務費繰入金として299万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出で84ページでございます。総務費の総務管理費の一般管理費の委託料として388万5,000円の追加、次に、諸支出金の基金積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金として1,000円の減、次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金といたしまして852万3,000円の追加、次に、繰出金といたしまして、他会計繰出金といたしまして一般会計の繰出で1,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第19号、平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。この後、各会計ごとに新年度予算の説明をいただくこととなりますが、説明に時間を要することから、それぞれ各自席より着席したまま説明いただくこととしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、予算の説明については、自席より説明いただくこととします。

◎議案第20号から議案第27の上程、説明

○議長(森隆一君)日程第6、議案第20号平成21年度愛荘町一般会計予算から日程第13、議案第27号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第20号、平成21年度愛荘町一般会計予算、別冊の予算書でもって説明をさせていただきます。

平成21年度愛荘町の一般会計予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億7,500万円と定めるものとさせていただきます。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間および限度額は、『第2表債務負担行為』によるものとさせていただきます。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、『第3表地方債』によるものとさせていただきます。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めさせていただきました。第5条につきましては、歳出予算の流用を規定いたしております。それでは、まず、『第2表債務負担行為』でさせていただきます。9ページをご覧くださいと思います。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償でさせていただきます。平成22年度から9ヵ年間、限度額につきましては480万円の範囲内で損失を補償するものとさせていただきます。

次に10ページ、『第3表地方債』でさせていただきます。目的につきましては、臨時財政対策債4億3,600万円、合併特例事業9,200万円、臨時地方道整備事業2億4,220万円、防災対策事業3,950万円、合わせて8億970万円。起債の方法としては証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりでさせていただきます。

次に、事項別明細の歳入からでさせていただきます。14ページから歳入でさせていただきます。ここから歳入歳出の事項別明細を説明させていただきますけれども、来週から始まります各常任委員会協議会におきまして、各担当課長から詳しく説明をさせていただきますので、私からは目でもって予算計上額を読ませていただきたいと思います。

まず、歳入の町税、町民税の個人につきましては9億2,490万円、法人につきましては1億8,580万円、町民税合わせて11億1,070万円をあげさせていただきました。

次に、固定資産税15億2,300万円、国有資産等所在町交付金及び納付金3万7,000円、合わせまして15億2,303万7,000円を計上いたしました。

次に、軽自動車税は4,740万円、町たばこ税は1億2,500万円を計上いたしました。次に、地方譲与税の地方揮発油譲与税1,758万円を計上いたしました。これにつきましては新たなものでございまして、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度より、地方道路譲与税を地方揮発油譲与税に改められたものとさせていただきます。

次に16ページ、自動車重量税6,275万円を計上いたしました。地方道路譲与税180万円、これにつきましては、先ほど申し上げたように、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度より、地方道路譲与税を地方揮発油譲与税に改められたものとさせていただきます。

元はもと申し上げました道路特定財源の一般財源化に伴い廃止になりましたが、前年度の収入方を訂正いたしましたのでございます。利子割交付金としましては1,065万円を計上いたしました。配当交付金357万円、株式等譲渡所得割交付金23万円、地方消費税交付金1億8,432万円を計上いたしました。

次に18ページ、自動車取得税交付金3,413万円、旧法による自動車取得税交付金、これにつきましては、使途制限が廃止されて、その旧法に関係するものも前年度の収入分によるものでございます。

次に、地方特例交付金4,055万円、特別交付金949万円、地方交付税20億2,100万円を計上いたしました。普通交付税につきましては17億2,100万円、特別交付税につきましては3億円を計上いたしました。

次に、交通安全対策特別交付金274万円、分担金及び負担金の負担金では民生費負担金1億5,972万6,000円、衛生費負担金308万円、農林水産業費負担金20万円、教育費負担金93万6,000円、負担金合わせまして1億6,394万2,000円でございます。

次に、使用料及び手数料の使用料、民生使用料5,000円、土木使用料839万6,000円、教育使用料2,108万円、合わせて2,948万1,000円でございます。

次に、手数料では総務手数料1,147万6,000円、民生手数料2万6,000円、衛生手数料144万6,000円、土木手数料1,000円、合わせまして1,294万9,000円でございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金では2億7,052万5,000円、教育費国庫負担金6,887万8,000円、このうち、負担金につきましては愛知中学校の増築工事に伴います国庫負担金でございます。負担金合わせまして3億3,940万3,000円でございます。

次に、国庫補助金では民生費国庫補助金6,313万1,000円、このうち説明書きに書いてございますように、保育所施設整備費補助金4,670万5,000円につきましては、秦川愛児園の改築補助でございます。その下の592万円については、子育て支援センターの整備費の補助金でございます。

次に、土木費国庫補助金1,755万2,000円、教育費国庫補助金1,045万3,000円、このうち805万9,000円につきましては、愛知中学校の増築工事の交付金でございます。国庫補助金合わせて9,113万6,000円でございます。

次に、委託金では総務費委託金301万2,000円、民生費委託金については347万円、合わせまして648万2,000円でございます。

次に、県支出金の県負担金、民生費負担金では1億8,486万8,000円でございます。県補助金の総務費県補助金については7,072万1,000円、このうち合併支援特例交付金の6000万円につきましては、愛知中学校増築工事に充当予定でございます。民生費県補助金については8,270万5,000円でございます。

次のページに行きまして、中段、児童健全育成事業費補助金374万5,000円については、子育て支援センターの運営補助でございます。

次に、衛生費県補助金70万5,000円、労働費県補助金31万6,000円、農林水産業費県補助金3,087万4,000円、商工費県補助金129万2,000円、土木費県補助金1,972万1,000円、教育費県補助金711万8,000円、公債費県補助金67万6,000円、県補助金合わせて2億1,412万8,000円を計上いたしました。

次に、委託金では総務費委託金4,850万3,000円、民生費委託金35万1,000円、農林水産業費委託金66万2,000円、土木費委託金71万5,000円、教育費委託金199万6,000円、委託金合わせて5,222万7,000円でございます。

次に、財産収入では財産貸付収入34万8,000円、利子及び配当金1,117万6,000円、合わせて1,152万4,000円でございます。

財産売払収入では、不動産売払収入としまして160万円を計上いたしました。

次に、寄付金では一般寄付金1,000円、総務費寄付金5,000円、消防費寄付金850万4,000円、合わせて851万円を計上いたしました。

繰入金では、老人保健事業特別会計繰入金1,000円、介護保険事業特別会計繰入金1,000円、合わせて2,000円を

計上いたしております。

基金繰入金としましては、財政調整基金繰入金1億6,515万、減債基金繰入金1億5,860万円、地域基盤づくり推進基金繰入金1億9,010万円、福祉保健基金繰入金6,830万円、防災基金繰入金480万円、教育振興基金繰入金2億9,320万円、町史編さん基金繰入金648万5,000円、合わせて8億8,663万5,000円でございます。

前年度繰越金につきましては5,000万円を計上いたしました。諸収入の延滞金につきましては200万円、町預金利子については120万7,000円。それから、貸付金元利収入については922万2,000円。それから、受託事業収入の民生費受託事業収入については520万6,000円、農林水産業費受託事業収入551万3,000円、合わせて1,071万9,000円をあげました。

雑入につきましては、弁償金5,000円、雑入2億26万3,000円を計上いたしました。雑入合わせまして2億26万8,000円でございます。

次に、町債につきましては、総務債5億1,920万円、土木債2億4,220万円、消防債3,950万円、合わせまして8億90万円を計上いたしました。

○議長(森隆一君)暫時休憩します。

休憩午前9時47分

再開午前10時00分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市)それでは、歳出を説明させていただく前に、訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。10ページをご覧いただきたいと思います。10ページの『第3表地方債』の表でございます。10ページの『第3表地方債』の表のところでございまして、上から2段目の合併特例事業9,200万円のところを8,320万円に訂正をいただきたいと思います。9,200万円のところを8,320万円、合計につきましては8億970万円のところを8億90万円に、訂正をいただきたいと思います。大変申し訳ございません。

それでは、続きまして歳出の説明をさせていただきます。36ページをご覧いただきたいと思います。議会費につきましては7,514万6,000円を計上いたしました。

次に、総務費、総務管理費の一般管理費では3億6,295万円。次に、40ページでございます。文書広報費839万9,000円、会計管理費4万3,000円、財産管理費7,043万7,000円。42ページ、企画費1億2,788万円。44ページ、電子計算費1億2,597万8,000円。次に、町民サービス費137万6,000円、公平委員会費5万8,000円、自治振興費3,901万7,000円、地域安全対策費1,717万3,000円。46ページの諸費40万6,000円、総務課管理費合わせまして7億5,371万7,000円でございます。

次に、徴税费、税務総務費8,822万3,000円、賦課徴収費2,597万1,000円、徴税费合わせて1億1,419万4,000円でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費では4,402万円、外国人登録費4万6,000円、戸籍住民基本台帳費合わせて4,406万6,000円を計上いたしました。

次に50ページにいきまして、選挙費、選挙管理委員会費51万4,000円、町長選挙費226万1,000円、町議会議員選挙費1,282万7,000円、衆議院議員選挙費1,057万3,000円、農業委員会委員選挙費356万7,000円、選挙費合わせて2,974万2,000円でございます。

次に、統計調査費では統計調査総務費853万円、工業統計調査費31万5,000円、毎月人口推計調査費3万円、人口動態調査費2万円、国勢調査費13万5,000円、農林業センサス費214万7,000円、全国消費実態調査費98万7,000円、経済センサス費101万円、統計調査費合わせまして1,317万4,000円でございます。

次に、監査委員費63万6,000円でございます。

次に、民生費、社会福祉費社会福祉総務費2億4,043万7,000円、社会福祉施設費6,045万5,000円。次に、61ページでございます。老人福祉費6,345万2,000円、国民年金費4万6,000円、人権施策推進費300万6,000円、国民健康保険費1億7,656万1,000円、障害福祉費2億2,396万6,000円、福祉センター費1億684万5,000円、介護保険費1億8,234万6,000円、後期高齢者医療費1億8,495万1,000円、社会福祉費合わせて12億4,206万5,000円でございます。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費では1億5,894万4,000円、次68ページに行きまして、ちょうど中段のところに秦川愛児園改築事業補助金9,341万円を含んでございます。次に、児童福祉措置費5億9,636万8,000円、母子福祉費16万円、保育園費7,109万6,000円。次、70ページにいきまして、児童福祉施設費5,433万1,000円、新しい科目でございます。この経費につきましては、子育て支援センター関係の経費でございます。児童福祉費合わせまして8億8,089万9,000円でございます。

次に72ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では4,840万円、予防費2,571万2,000円、環境衛生費3億5,626万2,000円、保健衛生諸費4,234万5,000円、老人保健事業費2,238万7,000円、76ページにいきまして、保健センター管理費175万1,000円、保健衛生費合わせて4億9,685万7,000円でございます。

次に、労働費、労働諸費では200万円を計上いたしました。

次に78ページ、農林水産業費の農業費、農業委員会費487万1,000円、農業総務費4,572万2,000円、農業振興費5,402万8,000円、80ページにいきまして、畜産業費1万6,000円、農地費1億188万円、81ページの工事請負費につきましては、山川原地区ほ場整備工事でございます。82ページにいきまして、農業費合わせまして2億651万7,000円でございます。

次に、林業費では、林業振興費としまして360万5,000円を計上いたしました。

次に、商工費、商工総務費では1,355万6,000円、84ページにいきまして、商工振興費3,376万6,000円、観光費1,010万8,000円、商工費合わせて5,743万円でございます。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費7,394万6,000円、86ページにいきまして、土地利用規制等対策費7万2,000円、土木管理費合わせて7,401万8,000円でございます。

次に、道路橋梁費、道路橋梁総務費1,100万9,000円、道路新設改良費2億7,967万4,000円、87ページの一番下、工事請負費につきましては町道6路線およびインターチェンジ設置に伴います付け替え工事の町道を含んでございます。次88ページ、道路維持費6,742万6,000円、うち工事請負費につきましては、町内一円および5路線の維持補修の工事でございます。次、交通安全対策費4,145万円、道路橋梁費合わせて3億9,955万9,000円でございます。

次に、河川費、河川総務費では2,393万4,000円、90ページへいきまして上段側、工事請負費、河川浚渫工事、長野川・三角湧・追寺川でございます。それから、急傾斜地崩壊対策費1,800万円、これは松尾寺南の工事でございます。河川費合わせまして4,193万4,000円を計上しております。

都市計画費では、都市計画総務費3,527万6,000円、うち生活環境整備対策事業補助金3500万円につきましては、14自治会から要望が出てございます。次に、下水道費5億6,188万1,000円、公園費については83万3,000円、次に、地籍調査費639万4,000円、これにつきましては安孫子に続きまして西出地区に取り掛かる経費でございます。都市計画費合わせて6億438万4,000円でございます。

次に92ページ、住宅費、住宅管理費では365万3,000円、小集落地区改良事業費1,569万8,000円、住宅費合わせまして1,935万1,000円でございます。

次に、消防費、非常備消防費2,875万4,000円、消防施設費3億3,202万6,000円でございます。このうち工事請負費につきましては、防火水槽設置工事といたしまして、沓掛・石橋・長野西でございます。その下、備品購入費の小型動力ポンプ積載車につきましては、円城寺・目加田・香之庄・長塚でございます。ポンプにつきましては、石橋・軽野でございます。続いて、防災対策費につきましては1,605万6,000円、96ページにいきまして、消防費合わせまして3億

7,683万6,000円を計上いたしております。

次に、教育費、教育総務費、教育委員会費108万3,000円、事務局費1億3,413万4,000円、教育振興費2,400万8,000円、次にいきまして、教育総務費合わせまして1億5,922万5,000円でございます。

次に、小学校費、学校管理費1億1,433万8,000円。ずっと行っていただきまして104ページでございます。104ページの上段側、工事請負費につきましては、愛知川小学校小プール改修工事でございます。教育振興費については2,554万3,000円でございます。107ページにいきまして、小学校費合わせまして1億3,988万1,000円でございます。

次に、中学校費では学校管理費5,090万1,000円。110ページでございます。教育振興費では2,375万9,000円。次、112ページでございます。学校建設費では4億93万5,000円を計上いたしております。この関係経費につきましては、愛知中学校増築工事でございます。中学校費合わせて4億7,559万5,000円を計上いたしております。

次に、幼稚園費では1億2,862万4,000円を計上いたしております。

115ページにいきまして、社会教育費の社会教育総務費では4,387万1,000円、人権教育振興費368万1,000円、人権教育推進事業費731万9,000円、118ページに行きまして、文化財保護費631万1,000円、町史編さん費3,057万4,000円、120ページにいきまして、公民館費3,293万9,000円、図書館費1億1,900万4,000円。125ページにいきまして、びんてまりの館費460万4,000円、ハーティーセンター費2,066万6,000円、町民センター費54万9,000円、博物館費2,107万2,000円、129ページにいきまして、社会教育費合わせまして2億9,059万円を計上いたしております。

次に、保健体育費、保健体育総務費463万8,000円、体育施設費5,288万8,000円、そのうち委託料の体育施設指定管理料2,690万円を含んでございます。その下、工事請負費につきましては、愛知川武道館改修工事ならびに武道館の雨漏れ改修工事といたしまして2,100万円を計上いたしております。次に、学校給食費1億7,676万7,000円、132ページにいきまして、ちゅうど中段の公有財産購入費につきましては、給食センター用地購入といたしまして6,074万3,000円、約7,500㎡の取得をあげてございます。保健体育費合わせまして2億3,429万3,000円でございます。

次に、公債費の元金につきましては12億1,550万8,000円、このうち平成17年度許可債の民間資金の繰上償還をさせていただくことになってございまして、繰上償還の額につきましては、うち1億5,860万円でございます。利子につきましては1億7,762万2,000円、公債費合わせまして13億9,313万円でございます。

次に、基金費でございます。基金費につきましては、それぞれ基金に積み立てをさせていただくもので、財政調整基金費については193万2,000円、減債基金費232万7,000円、地域基盤づくり推進基金費497万8,000円、福祉・保健基金費91万7,000円、シンボルリバー基金費8万7,000円、134ページにいきまして、町営住宅建設整備基金費5万1,000円、防災基金費19万6,000円、教育振興基金費202万2,000円、町史編さん基金費1万6,000円、がんばる愛荘町まちづくり基金費6,000円、基金費合わせまして1,253万2,000円でございます。

予備費といたしましては500万円を計上させていただいております。

135ページにつきましては、特別職の給与費の明細書でございまして、下のほう、比較のところにつきましては、増となっております。人数につきましては選挙関係の投開票立会人、統計調査費の増によるものでございます。

136ページ以降につきましては、一般職の給与費の明細をあげさせていただいております。特に時間外勤務手当のところでは1,029万1,000円の増というようなことになってございます。これにつきましては、選挙、下の段に書いてございますように、選挙の執行および統計調査に伴います支給額の増によるものでございます。

また、140ページにつきましては、債務負担行為の状況につきましてあげさせていただいておりますし、142ページにつきましては、地方債の残高の見込みをあげさせていただいているものでございます。以上、平成21年度愛荘町一般会計予算書の説明を終わります。

○議長(森隆一君)次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)それでは、議案第21号、平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予

算について、説明をさせていただきますが、別冊の特別会計の予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ449万1,000円とさせていただきます。

事項別明細書で説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと思います。一般会計と同じように、目を中心に説明をさせていただきます。

まず、県支出金、県補助金、住宅新築資金等補助金につきましては2万4,000円、次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては155万3,000円、次に、繰入金の基金繰入金につきましては、廃目となっております。

次に、8ページでございます。繰越金でございますが5万円。次に、諸収入、預金利子につきましては1,000円、次に、諸収入の貸付金の元利収入、住宅新築資金等貸付金の元利収入につきましては286万3,000円。以上が歳入でございます。

次に、歳出に移らせていただきたいと思います。10ページをお開きいただきたいと思います。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては2万6,000円、次に、公債費の元金につきましては396万7,000円、利子につきましては44万8,000円、合わせて441万5,000円を計上いたしております。予備費につきましては5万円を計上いたしております。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計とさせていただきます。

次に、めくっていただきまして、申し訳ございません。12ページを見ていただきたいと思います。これにつきましては、地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調査でございます。普通債の住宅新築資金といたしまして、前年度末が1,010万2,000円から当該年度末の現在高見込みは613万5,000円となるという見込みをいたしております。以上、説明とさせていただきます。

○議長(森隆一君)続きまして、土地取得造成事業特別会計予算の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)それでは、平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。議案第22号でございます。

お手元13ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,683万5,000円と定めるものでございます。

事項別明細書15ページをお開きいただきたいと思います。私からも目を中心に説明をさせていただきます。

歳入の部、不動産売払収入6,074万3,000円、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金としまして5,609万2,000円でございます。

続きまして、20ページ、歳出でございます。公共事業用地取得事業費、公共事業用地取得事業費として1万2,000円、公債費、1元金としまして1億1,270万5,000円、利子411万8,000円、合計1億1,682万3,000円でございます。

21ページは、地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調査でございます。当該年度中、増減見込みとしまして1億1,270万5,000円を見込みまして、当該年度末現在高見込み額としまして2億965万9,000円とするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長(森隆一君)続きまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)次に、議案第23号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

22ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,300万円と定める。第2条といたしまして、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は2億円と定めさせていただきました。

次に、事項別明細で説明をさせていただきますので、30ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税につきましては3億4,346万3,000円、退職被保険者等国民健康保険税につきましては3,171万9,000円、国民健康保険税合わせまして3億7,518万2,000円を計上いたしております。

次に、使用料及び手数料、手数料の総務手数料につきましては15万円、次に、国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては2億8,076万9,000円、高額医療費共同事業負担金につきましては830万円、特定健康診査等負担金につきましては198万円、国庫負担金合わせまして2億9,104万9,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金につきましては7,494万円、次に、療養給付費交付金につきましては1億3,000万9,000円を計上いたしております。

次に、前期高齢者交付金につきましては2億5,346万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、65歳から74歳の方の分でございます。

次に、県支出金、県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金につきましては830万円、特定健康診査等負担金につきましては198万円、県負担金合わせまして1,028万円。次に、県支出金の県補助金でございますが、財政調整交付金6,135万4,000円、県補助金200万円、県補助金合わせまして6,335万4,000円。次に、共同事業交付金でございますが、高額医療共同事業交付金につきましては2,000万円、保険財政共同安定化事業交付金につきましては9,400万円、共同事業交付金合わせまして1億1,400万円。これらにつきましては、80万円以上と30万円以上の事業に対するものでございます。

次に、財産収入の財産運用収入、利子及び配当金につきましては20万1,000円、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては1億3,958万7,000円。次に、基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金2,500万円、繰越金につきましては、療養給付費交付金繰越金1,000円、その他繰越金400万円、繰越金合わせまして400万1,000円。

次に、諸収入、預金利子につきましては1,000円、次の雑入につきましては、一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金、一般被保険者返納金、退職被保険者返納金、雑入を、それぞれ1,000円計上いたしまして、雑入合わせまして5,000円でございます。

次に、延滞金加算金及び過料でございますが、延滞金といたしまして178万円。

次に、歳出に移らせていただきたいと思います。38ページでございます。総務費の総務管理費といたしまして、一般管理費914万1,000円、連合会負担金164万6,000円、総務管理費合わせまして1,078万7,000円。

次に、徴税费、賦課徴収費といたしまして264万4,000円。次に、運営協議会費といたしまして26万2,000円。

次に、保険給付費の療養諸費といたしまして、一般被保険者療養給付費7億5,839万8,000円、退職被保険者等療養給付費1億407万9,000円、一般被保険者療養費932万2,000円、退職被保険者等療養費92万3,000円、審査支払手数料346万1,000円、療養諸費合わせまして8億7,618万3,000円。

次に、高額療養費でございます。一般被保険者高額療養費7,426万7,000円、退職被保険者等高額療養費1,102万3,000円、一般被保険者高額介護合算療養費74万3,000円、退職被保険者等高額介護合算療養費11万1,000円、高額療養費合わせまして8,614万4,000円でございます。ここの3番と4番にあがっております合算の療養費でございますが、これにつきましては21年度から新たに設けられたものでございまして、これにつきましては介護保険との合算をしているものでございます。

次に、葬祭諸費でございますが、葬祭費といたしまして150万円、これにつきましては30人を見込んでおります。

次に、移送費でございますが、一般被保険者移送費につきましては5万円、退職被保険者等移送費につきましても

5万円、合わせまして10万円を見込んでおります。これらにつきましては、転院等によるものでございます。

次に、出産育児諸費、出産育児一時金につきましては1,330万円でございます。これにつきましては35人分を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金でございますが、1億9,613万円、そして後期高齢者関係事務費拠出金といたしまして3万3,000円、後期高齢者の支援金合わせまして1億9,616万3,000円。

前期高齢者納付金につきましては28万4,000円、次の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては3万円、合わせまして26万4,000円を見込んでおります。これらにつきましては、65歳から74歳の方の分でございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、老人保健医療費拠出金につきましては1,387万4,000円、老人保健事務費拠出金につきましては38万8,000円、老人保健拠出金合わせまして1,426万2,000円、次に、介護納付金でございますが、8,472万2,000円。

次に、共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金につきましては3,320万円、共同事業事務費拠出金につきましては3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金は1億4,000万円、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1万5,000円、合わせまして1億7,321万8,000円を計上いたしております。

次に、保健事業費についてでございますが、保健衛生普及費といたしまして139万3,000円、次に、疾病防費といたしまして206万4,000円、保健事業合わせまして345万7,000円。

次に、特定健康審査等事業費といたしまして1,299万2,000円。

次に、公債費、利子といたしまして10万円、諸支出金の償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金につきましては160万円、退職被保険者等保険税還付金につきましては10万円、償還金につきましては1,000円、合わせまして107万1,000円を見込んでおります。

次に、基金の積立金でございます。財政調整基金積立金につきましては20万1,000円、予備費につきましては500万円を見込んでおります。

次、49ページでございますが、これらにつきましては給与費の明細書ということで特別職、運営協議会委員さんの分を見ております。以上で、国民健康保険事業の特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長(森隆一君)続いてお願いします。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)続きまして、議案第24号をご説明させていただきたいと思っております。

50ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計予算は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583万円と定めるといものでございます。この事業につきましては、平成22年度までということでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきますので、56ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金の医療費交付金につきましては284万1,000円、審査支払手数料交付金につきましては4万円、合わせまして288万1,000円。国庫支出金、国庫負担金、医療費負担金につきましては189万4,000円。県支出金県負担金につきましては47万3,000円。他会計繰入金でございますが、一般会計の繰入金につきましては57万4,000円。繰越金につきましては1,000円。延滞金および加算金でございますが、延滞金と加算金それぞれ1,000円ずつ計上いたしまして、合わせまして2,000円。預金利子につきましては1,000円、雑入につきましては、第三者給付金、返納金、小切手未払資金組入、雑入、それぞれ1,000円ずつを計上いたしまして、合わせまして4,000円でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。まず、総務費の総務管理費、一般管理費につきましては5,000円、医療諸費の医療給付費につきましては500万円、医療費支給費につきましては68万1,000円、審査支払手数料につきましては4万円、合わせまして572万1,000円でございます。

これらにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、後期高齢者医療制度の導入によりまして、老人医

療が22年度をもって終わらせるとのことになっておりますので、大きな減額となっております。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、それぞれ還付金、償還金、小切手支払未済償還金につきまして、それぞれ1,000円ずつ、合わせて3,000円を見込んでおります。

次に、諸支出金の繰出金の他会計繰出金につきましては1,000円、予備費につきましては10万円を計上いたしております。以上でございます。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩をいたします。

休憩午前10時42分

再開午前10時55分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)それでは、議案第25号をご説明させていただきたいと思います。平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

平成21年度愛荘町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,400万円とするものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思いますので、69ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。保険料、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料は6,358万4,000円、普通徴収保険料は4,241万2,000円、合わせまして1億599万6,000円でございます。これにつきましては、昨年度は特別徴収が9割で、普通徴収が1割を見込んでおりましたが、21年度につきましては、6対4の割合で見込ませてもらっております。

次に、使用料及び手数料につきまして、総務手数料につきましては1,000円、寄付金の一般寄付金につきましては1,000円。次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金につきましては167万9,000円、保険基盤安定繰入金につきましては2,620万9,000円、合わせまして2,788万8,000円。次に、繰越金でございますが、1,000円。諸収入の延滞金、加算金及び過料につきまして、延滞金1,000円。次に、償還金及び還付加算金につきましては、保険料の還付金につきましては10万円、還付加算金につきましては1万円、合わせまして11万円を見込んでおります。次に、預金利子につきましては1,000円、雑入につきましては1,000円でございます。

次に、歳出に移らせていただきたいと思います。総務費の総務管理費、一般管理費につきましては113万1,000円、次に、総務費の徴収費につきましては55万4,000円。広域連合の納付金につきましては1億3,220万5,000円。諸支出金の償還金及び還付加算金につきましては、保険料の還付金10万円、還付加算金につきましては1万円、合わせまして11万円を見込んでおります。以上でございます。

○議長(森隆一君)引き続いて、下水道事業特別会計予算の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)それでは、議案第26号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,200万円と定めるものでございます。第2条の地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、『第2表地方債』のとおりでございます。第3条の一時借入金の借入れ最高額は7億円と定めるものでございます。

77ページをお開きください。先ほど言いました『第2表地方債』でございますが、起債の目的で、公共下水道事業の限度額1億3,750万円、流域下水道事業は6,610万円、資本費平準化債は2億6,980万円、公的資金借換債は1億9,600万円で、合計6億6,940万円でございます。起債の方法は証書借入で、利率は5%以内、償還方法の記載のとおりでございます。

81ページをお開き下さい。目のみで私も説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金の分担金は4,486万円、分担金及び負担金の負担金につきましては916万5,000円、使用料及び手数料につきましては、使用料2億2,859万円、同じく使用料及び手数料の手数料につきましては10万1,000円、これは指定工事店の登録手数料でございます。

次に、国庫支出金、土木費、国庫補助金ですが、これは1億円でございます。繰入金ですが、他会計繰入金是一般会計繰入金で5億6,188万1,000円でございます。

次にページをお願いします。繰越金でございますが、繰越金は750万円でございます。諸収入の預金利子でございますが、これは1,000円でございます。諸収入の貸付金元利収入につきましては50万円でございます。諸収入の雑入でございますが、これは2,000円を見ております。

町債につきましては、土木債で6億6,940万円でございます。

次のページ、85ページです。歳出でございますが、総務費の一般管理費4,969万5,000円、次のページの総務費の維持管理費でございますが、これは1億8,065万5,000円、合計が2億3,035万円でございます。

次のページでございます。87ページ、下水道事業費で、公共下水道事業費は2億6,092万8,000円でございます。下水道事業費の流域下水道事業費でございますが、これは負担金です。6,681万2,000円でございます。公債費の元金につきましては7億6,269万6,000円、利子につきましては2億9,901万4,000円で、計10億6,171万円でございます。

次のページの諸支出金の下水道使用料の還付金でございますが、これにつきましては20万円を見ております。予備費につきましては200万円でございます。

91ページからは5人分の給料の明細の内訳を記載しております。95ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をご載せさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長(森隆一君)続いて、介護保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)それでは、議案第27号をご説明させていただきたいと思います。

平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算でございます。平成21年度愛荘町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億16万6,000円とさせていただいたものでございます。第2条につきましては、歳出予算の流用を定めたものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思いますので、104ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料につきましては1億7,028万9,000円。次に、使用料及び手数料につきましては、総務手数料として1,000円。次に、国庫支出金国庫負担金、介護給付費負担金につきましては1億6,701万1,000円。

次に、国庫補助金でございますが、調整交付金につきましては4,752万5,000円、地域支援事業交付金(介護予防事業でございますが)76万6,000円、地域支援事業交付金の包括的支援事業の任意事業でございますが、740万1,000円、合わせまして5,569万2,000円。

次に、支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金につきましては2億8,515万1,000円、地域支援事業支援交付金につきましては91万8,000円、合わせまして2億8,606万9,000円。

次に、県支出金の県負担金につきましては、介護給付費負担金1億4,190万3,000円、次に、県支出金の県補助金の地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては38万3,000円、同じく地域支援事業の包括的支援事業の任意事業につきましては370万1,000円、合わせまして408万4,000円でございます。

次に、財産収入の財産運用収入の利子及び配当金につきましては16万円、寄付金、一般寄付金につきましては1,000円。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては介護納付費繰入金につきましては1億1,881万4,000円、その他一般会計繰入金につきましては1,207万4,000円、地域支援事業繰入金の介護予防事業につきましては38万3,000円、地

域支援事業繰入金の包括的支援事業の任意事業につきましては1,847万6,000円、一般会計の繰入金合わせまして1億4,974万7,000円。次に、基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金といたしまして2,182万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては337万3,000円、基金合わせまして2,520万2,000円、この2番目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、21年度から新たに設けさせてもらっているものでございます。

次に、繰越金につきましては2,000円。諸収入の延滞金、加算金及び過料の延滞金につきましては1,000円、預金利子につきましては1,000円。

雑入につきましては第三者納付金、返納金、雑入それぞれ1,000円ずつを見込んでおります。合わせまして3,000円を見ております。

次に、歳出でございます。一般管理費につきましては199万9,000円、連合会負担金費といたしまして37万5,000円、総務管理費合わせまして237万4,000円。

次に、徴収費でございますが、賦課徴収費といたしまして168万7,000円、次に、認定審査会費、認定審査会費は291万円を見込んでおります。認定調査等費といたしまして538万8,000円、認定審査会費合わせまして829万8,000円を見込んでおります。

次に、運営協議会費といたしまして32万5,000円、次に、趣旨普及費といたしまして18万9,000円、次に、保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費といたしまして3億5,747万円、特例居宅介護サービス給付費といたしまして15万円、地域密着型介護サービス給付費といたしまして3,997万円、特例地域密着型介護サービス給付費といたしまして15万円、施設介護サービス給付費といたしまして4億2,642万円、特例施設介護サービス給付費といたしまして20万円、居宅介護福祉用具購入費といたしまして122万円、居宅介護住宅改修費といたしまして387万円、居宅介護サービス計画給付費といたしまして3,851万円、特例居宅介護サービス計画給付費といたしまして2万円、介護サービス等諸費合わせまして8億6,798万円を計上いたしております。

次に、保険給付費の介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費といたしまして2,801万円、次に、特例介護予防サービス給付費として4万円、地域密着型介護予防サービス給付費といたしまして4万円、特例地域密着型介護予防サービス給付費といたしまして4万円、介護予防福祉用具購入費といたしまして34万円、介護予防住宅改修費といたしまして41万円、介護予防サービス計画給付費といたしまして412万円、特例介護予防サービス計画給付費といたしまして1万円、合わせまして3,301万円を見込んでおります。

次に、高額介護サービス等給付費の高額介護サービス費につきましては1,186万円、高額介護予防サービス費につきましては6万円、高額介護サービス等費につきましては、合わせまして1,192万円を計上いたしております。

次に、高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療合算介護サービス費といたしまして98万円、高額医療合算介護予防サービス費といたしまして8万円。高額医療合算介護サービス費合わせまして106万円を見込んでおります。これにつきましては、新たにこの部分につきましては、先ほど説明をさせていただきました医療の分と介護の分とが合算されるという形になってきております。21年度新たに請け負います。

次に、保険給付費のその他諸費の審査支払い手数料につきましては122万円。

次に、特定入所者介護サービス等費につきましては、特定入所者介護サービス費につきましては3,517万円、特例特定入所者介護サービス費につきましては4万円、特定入所者介護予防サービス費につきましては9万円、特例特定入所者介護予防サービス費につきましては1万円、特定入所者介護サービス等費合わせまして3,531万円。

次に、地域支援事業費でございます。介護予防事業費でございます。介護予防特定高齢者施策事業費につきましては227万6,000円、次に、介護予防一般高齢者施策事業につきましては78万4,000円、介護予防事業費合わせまして306万円。

次に、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業でございます。これにつきましては、地域包括支援センターのオープンに伴いまして、地域包括支援センター運営費が2,397万6,000円、次に、任意事業でございます、925万3,000円、合わせまして3,322万9,000円。この中で一番最後の扶助費の部分でございます791万3,000円、介護用品支給事業としてあがっておりますが、これにつきましては、今までは一般会計のほうで取り扱ってございましたが、今回からは特別会計、こちらのほうの予算で計上をさせてもらっております。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、第1号被保険者保険料還付金につきましては3万円、第1号被保険者還付加算金1,000円、諸支出金1,000円、合わせまして3万2,000円。

次に、基金積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金として17万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として1,000円、合わせまして17万1,000円を計上いたしております。次に、繰出金といたしましては1,000円、予備費といたしまして30万円を計上いたしております。

次の124ページにつきましては、特別職、それぞれ委員さんの報酬の部分で計上掲載させてもらっております。

続きまして、125ページにつきましては一般職の給与の明細書を表示させてもらっております。以上でございます。

◎延会の宣告

○議長(森隆一君)お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月7日から3月23日までの17日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、3月7日から3月23日までの17日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。再会は3月24日午前10時です。よろしくお願い申し上げます。それから、午前9時から議会運営委員会協議会を開催いたしまして、午前9時30分から議会議員全員協議会を開催いたします。

この後、全員協議会を持ちたいと思いますので、11時35分から行いますので、よろしくお願いいたします。

以上。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成21年3月愛荘町議会定例会

3日目(平成21年3月24日)

開会:午前10時10分 閉会:午後7時45分

議会日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 5号 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第20号 | 平成21年度愛荘町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第21号 | 平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第22号 | 平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第23号 | 平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第24号 | 平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第25号 | 平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第26号 | 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第27号 | 平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

追加日程第 1	報告第 4号	専決処分の報告について
追加日程第 2	報告第 5号	専決処分の報告について
追加日程第 3	報告第 6号	平成21年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告
追加日程第 4	同意第 5号	愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第 5	議案第28号	愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例
追加日程第 6	議案第29号	愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第 7	議案第30号	愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第 8	議案第31号	愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第 9	議案第32号	愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
追加日程第10	議案第33号	町道の路線の変更の認定につき議決を求めることについて
追加日程第11	議案第34号	平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)
追加日程第12	議案第35号	平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)
追加日程第13		議長辞職の件
追加日程第14	選挙第 1号	議長の選挙
追加日程第15	指定第 1号	議席の一部変更について
追加日程第16		副議長辞職の件
追加日程第17		副議長の選挙
追加日程第18	選挙第 3号	愛知郡広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第19	選挙第 4号	湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙
追加日程第20		議会広報特別委員会委員の辞任の件について
追加日程第21	選任第 1号	議会広報特別委員会委員の補充選任について
追加日程第22	報告第 7号	議会運営委員会および産業建設常任委員会ならびに同和対策特別委員会の委員長の報告
追加日程第23	選任第 2号	議会運営委員会委員の選任

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(森隆一君)ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

また、報告3件、同意1件、議案7件が提出されております。後刻、本日の日程に追加し議題としますので、報告しておきます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第1、議案第5号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)議案第5号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。1、定住自立圏構想推進条項に基づく定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を行うには議会の議決が必要となるため、地方自治法第96条第2項の規定による、議決事件を指定する条例を制定するものです。

付則として、この条例は公布の日から施行する。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。まず、政策調整室長にお尋ねしますのは、この同議案第5号は、定住自立圏構想を締結するための議決事項という解釈でいいのかどうか。そのことを、まず確認をしたいと思います。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)お答えいたします。

この定住自立圏構想の協定を締結するにあたっては、議会の議決を必要とするというようなことで、定住自立圏構想の締結を中心市と町が結ぶにあたっては、議会の議決が必要だというようなことを、議会で決めていただくための議決を、案件として提案しているものでございます。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。では、たまたま、あるところから『あいしょう4月号』をいただいたのですが、その中に、定住自立圏構想が記載されています。その中で、あたかも定住自立圏構想ができたかのような記述になっているわけです。どちらかと言えば、今日のこの96条2項をもって、そういう方向が見い出せるという解釈が成立するわけです。じゃあ、この4月号、まだ議決もしていない中で、この掲載がされているということが、まずこの見識を1つお尋ねしておきます。

もう1つは、この中身が定住自立圏構想の説明をしているのですが、総務省そのものの説明であって、全くその内容が、これで町民さんがわかるなんていうこと、知って納得まちづくりなんていうような記事では、何にもなっていない。最後の方で、これは合併とは違いますという話をしているけれども、かえって不安を与えているような記事になっている。その私の読み方になるかもわからない。

その点での本当に、まあ言えば、3月に議決を得るまでにこの記事をつくったというところ、その見識はやはり問題が出てくるという考え方をもちまして。その点の見識をお尋ねしておかなければならない。

また、その中であえて4月号に書いてあるわけですから、その点について質問をします。先ほども言いましたように、市町村の合併と同じではないと言いつつ、結局は、これを読めば総務省のそのままだと載せているという点では、市町村合併は終結しましたが、市町村合併の時でも総務省の方針どおりの流れで、説明をしていたわけです。全く入口は一緒なのです。

何が違うのかと言えば、実際は、これから個別の締結をしていくとかということにおいて、どう違うのかというだけの問題であって、基本的には中心市というものが、それは動かない事実にあるわけです。私はあえてこれを言いたいのかと言えば、ここに記述しているからであって、合併とは違いますと言っているわけです。しかも、合併はもう終結しましたと。総務省は、いろいろな問題があるので、一旦これでやめますという、このことが書いてあるわけです。じゃあ、彦愛犬で、合併したまち、合併してないまちと言えば、合併したまちは愛荘町だけです。じゃあ、自ずとしてまちづくりの目的・意識・問題性、こういうものを自ずとして違いがあるわけです。合併したからこそ、何が今、この愛荘町には必要なのか、その哲学をお持ちなのかどうか。その哲学をもって、じゃあ、自立圏構想というものをどう活用していこうとしているのか。そのビジョンを示していただきたいと思う。

あたかも、もうこれは締結がされたという前提で記事が載っていますから、一定のそういうまちの哲学がなければ、こういうものは書けないはずです。議決前ですよ、ですから、一定の、合併したまちがこれからどのように進もうとしているのか。3年経過した中で、その3年間をどのように整理されているのか。

ここにも書いてありますわね。自然問題や環境問題、それから生活機能かな。生活機能は壊されたと書いてある。確

かそういう記述があったと思うのです。ここに書いてあったのですね。「平成の大合併は、終止符が打たれる予定です。その中で、合併の効果は、行政の効率化がした反面、地域文化を壊した面もあるとして」というふうに書いてあるわけです。

愛荘町は何が壊されたのか。どう整理しているのか。これは大事な問題ですよ。合併して行政効率が上がった。ところがその反面、何が総務省のそういういろいろな総括的に出ているのかも知れないけれども、愛荘町は何が壊されたのか、何が課題になったのか、出てきたのか。この96条2項を、全く無責任な条例制定になるのですよ。とりあえず、契約ができるから、その条例をつくってくれという総務省の指示ですからね、財政的な根拠もなしの。だから、そういうものを押し付けてきているわけですが、我がまちとしては何がどうなのかをしっかりと持っていなければ前へ進めないとしますよ。だから、合併して何の問題が残ったのかを、それは明らかにほしていただきたい。

そして、次の構想圏域に関わろうとするわけですから、何を必要とするのか。ここはやはりしっかりと答えてもらわなければ前へ進めないと、このまちは。そのことだけは厳しく言うておきます。3年間の総括をどのように考えているか、まず聞きます。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)それでは、まずもって記事のことでございますけれども、定住自立圏構想に取り組もうというようなことで、昨年1市4町で申し出をさせていただいて、総務省から先行的実施団体として認定を受けた。これについては、私はできる限り早く町民の皆さまに周知すべきというようなことを考えて、広報の4月号を発行させていただいたところでございます。

ですから、そこにも議員お示しのとおり、具体的なことについては触れさせてもらっていません。ただ、町の思いとしましては、定住自立圏構想の先行団体として認定された。そして、今後、1市4町が圏域の発展のために、協定を結べるところから結んでいくんだというようなことをまずもって周知をしたいという思いから、広報させていただいたものでございます。

次に1市4町での、合併している愛荘町と、合併していないまちとの関わりでございますけれども、ご承知のように、愛荘町としては、今、合併させていただいて3年経過、4年目を迎えるというようなことでございますので、まちとして、合併していないまちとの差、差というのは、考えの相違というのは若干あるかも知れません。

そういった中で、協定に関しては、我がまちの合併したまちとしての協定を結べる部分について、一定結んでいきたいという思いでの協定というふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、合併が地域文化を壊した面もあるとしてというような記述でございますけれども、これは何も愛荘町として地域文化を壊されたという思いは、私は持っておりません。これはまあ総務省の考え方として、合併を強力に推進していった中で、そういった面もあったのではないかなという、総務省の考え方を一般論的に論じさせていただいた、記述させていただいたというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。今、答弁を全部聞いていけば、4月号に先行的に載せたというところが、非常に見識が問われたということが明確になりました。

要するに、1市4町で取り組んでいこうというふうに決めた、そのことを町民さんに周知したい。議会に周知じゃない。手続き上、議会の同意をもって、町民さんに周知していくのが手順じゃないですか。

議長、そういうことでしょうか。議会の審議を経て、町のまつりごとを進めていこうということでしょうか。その前に議会の議決も得ないで、町民さんに「このことは大事なのだ、周知しよう」と、1市4町で決めたことなのですと、こんなことを答弁しているのですよ。議会軽視を發表しているのですよ、これは由々しき問題です、見識として。

しかも、定住自立圏構想をもっと議論していかなければならない、しかも、私が言った質問、じゃあ合併して3年経っ

てどういう総括をしたのか、何の課題があったのか。答えたのは環境破壊、これは総務省が一般論で言っていると、それを抜いただけですよ。そんな一般論を載せて、町民さんに周知するなんて手法をとったことも問題にされますよ、これは。どういう見識でこんなことをやったのか。

総括を、3年間でどうであるのか、何が課題なのか。総合計画を則って、それに基づいて、これを進めるうえでこれが必要なんだという答弁がなぜできないのか。ただ、定住自立圏構想を、1市4町で決めたから、ああ乗って行きましょう、圏域なのですよ、そんな軽々な判断で、議会に、今の答弁から言っているのですよ。議会にしっかり審議しないで、それで進んでいるのですよ。そんなことをしゃあしゃあと答弁しているようでは、このまちそのものの将来性もあやうくなりますよ、政策調整として。

このことを問われている自身、自覚のなさが今、露呈したのですよ。今このまちは、私は先の一般質問でも言いましたが、このまちは一体化するために何が必要なのか。早くこのことをしなければならぬのだと、愛荘町とする1つのまちづくりで。それでよそからの問題を持ち込んで、新しい構想を持ち込んで、結局は、固まりきらない中で次に進んでいく。そんなことは、町民さんを非常に戸惑わすだけのことになるのです。

だから、3年間の総括はどうだったのかということが大事だと言っているのです。何を進めていこうとする時に、何が締結として必要だから、自立圏構想に参画していくんだという話になっていくわけでしょう。手順がこうじゃないですか。話は、説明としては。あなたの説明よりは、私の説明の方が説得力があるはずですよ。このまちとして何が必要なのかということが前提になっていなければ。

そんな無責任な、しかも、契約ができる条例という、全く無責任な提案を総務省が言ってきて、そのまま乗っかろうとしているだけの、しかも、そのことを裏付けるこの広報、しかも今の答弁。

じゃあ、もう1つ具体的に聞いておきますが、低酸素づくりの問題、このことを書いてあるわけですよ。今読む必要はないでしょう。あなたが書いたのでしょうか。あなたが見る必要ない、あなたが書いたのだから。違うのか。だから、低酸素づくりと書いてある。どういうふうこれを、圏域で低酸素づくりをする社会をつくっていくのか。自分の書いたものをいちいち読まないといかんようではあかん。

だから、もう一度聞きますが、この愛荘町で何が問題であったのか。何が課題として残っているのか。その課題を解決していくために、この自立圏構想の圏域としてこういう問題を解決していきたい、こういう答弁を、私はこの場で求めているわけです。

○議長(森隆一君)その前に言っておきます。

議会の議長として言っておきますけれども、議会の同意を必要とする以上は、これはやはり明確な答えをしていただかないと、こうやって先走っていただくことに対しては、やはり議長として注意をせざるを得ないので、よろしく頼みます。町長。

○町長(村西俊雄君)この定住自立圏構想なるものなんですけれども、これは総務省が構想のもとをつくったわけですので、ごめんなさいけれども、この10数年間取り組んできた市町村合併の推進について、もう来年の3月31日をもって、これ延長してきたのですけれども、もうこれで終止符を打とうということで、合併の促進はこれで終わります。一定の成果もあった。

次なる施策として、今までに合併したくてもできなかったところもあるし、合併を選ばなかった市町村もある。また、私どものように2町合併をやったところもあるし、大きな合併をやったところもある。これで市町村の地域の住民の皆さんの暮らしを支えていく行政組織が終わりかという、決してそうでない。これから時代はどんどん進んでいって、新たなテーマがどんどん出てくる、こういった世の中でございます。

そういった中で、合併促進はこれで終わるけれども、なおも、これからの時代を迎えていくにあたって、広域的に地域全体でやっぱりまちづくりをしていこう、これが必要であろうということで、財政力のないところも、過疎化が進むところも、合わせて地域の圏域づくりをしていこうと、こういう発想で、この定住自立圏構想ができたわけですので、

ここで中心市という発想が出ておりますけれども、一定の圏域で取り組んだ方が極めて効率的であろうといった問題を、みんなで議論し合いながら、提案し合いながら、それに取り組んでいこうと、こういうことでして、中心市にある程度その地域のリーダーシップをとらそう、そして中心市に、言ってみれば面倒をある程度見させるんだと、責任を持たせるんだと、こういう発想であるわけです。それなりのいろいろ誘導策も準備を国はしておりますし、金銭的な資金も、かなりの額を準備いたしております。

この愛荘町にとりまして、合併はしてきましたけれども、それなりに一生懸命3年間取り組んできて、まちづくりの骨格もある程度見えてきた、そういった中でございますけれども、やっぱり地域全体で広域的な取り組みをしていったほうが極めて効率的、そして新たな問題にも取り組める、こういった問題意識は持っているところでございます。どんな問題があるのかということでございますけれども、例えば交通政策、こういったもの、地域住民の交通政策については、かねがね議会でもいろいろな議論をいただいておりますけれども、やっぱり地域だけ、愛荘町だけで考えるのではなく、駅にしたら、医療機関にしたら、やっぱり全体的にちらばっている。そういった中で、全体で考えたほうが極めて効率的であろうということも考えられますし、また、医療圏の問題についても、愛荘町には病院がない、そういったものも、やっぱり一体的に取り組んだほうが非常にいい。

あるいは地産地消、地元の産物を地元で消費していく。こういった構想を進めるにあたっても、愛荘町だけで消費も、また生産も、もっと広い立場で考えた方が極めて効率的にいくだろうという考え方もございます。あるいは、防災関係でもそうでございます。

そういったことを、今後も地域全体で考えていったほうが極めて効率的であろうと、こういう発想でございまして、私も定住自立圏構想なるものを、先に議会ということもございしますが、議会には昨年8月以降、何回かお話をさせていただいておりますけれども、これは構想段階でありますから、予算で言えば予算編成段階、いろいろな条例案とかいろいろな計画でもありますが、まだそれをつくっている段階だというふうに、前段階だというふうに今考えていただければ、それが具体化して、いざ協定を結ぶ段階には、これは議会で最終的な結論をいただこうと、こういうものでございまして、構想自体がきっちりまだ今固まっているわけではございません。まだ、国にもいろいろ協議しながら、こういうことをこの地域は取り組みたい、そして、それをある程度固めて、これは協定ができるというものについて提案をさせていただいて、その際にはやっぱり議会の議決をいただこうと、こういうものでございます。

構想自体を議決せよというふうに国では今考えておりませんし、これはいろいろな計画を、諸計画いっぱいありますけれども、そういう構想の、それこそたたき台の時点で議決をいただくわけにもいきません。いよいよ、それが具体的にになった時にチェックをいただこうと、こういう考え方だと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。町長が、今全体としての答弁をされたとは思いますが、しかし、その答弁を聞いていても、構想だから、まだ具体的に何も示めていないわけで、あくまで名前のとおり構想なので、それをどうのこうのではないという言い方をされました。でも、先行的に広報に載せた責任は重大ですよ。構想だからじゃないでしょう。その前段として今日議決をしているわけでしょう、そのための準備を。これをもって、一定のそういう構想が一定示せる効力が発するということでしょう、手順からいくと。だから、この見識は、非常ですよ。

じゃ、もう一つ、いろいろな合併した町で課題、確かに進んできて、それなりの方向性を見い出してきている。そのことは事実です。だから、町長が言われたように、いろいろな問題・課題、このまちとしての課題があるんだけど、じゃあ、圏域として参画しなければならぬのかどうかは、逆に言えば、それがどうしても必要なのかどうかは、示せていないと思います。

先ほど言いましたね、3年間の問題として何が課題で、だからこれを解決していくためには、この構想に圏域に関わ

って、この町をより充実して住みよいまちづくりを進めていきたいという答えを一定示されたかのように聞こえるわけですが、しかし、愛荘町の位置が、そういう位置にはないのだということ。公共交通にしろ医療の問題にしろ、そうした問題は、彦根の圏域の中では行政として進んでいますが、町民の生活形態の中には、八日市圏域もあるし、そうした中で非常に住民さんの思いが多様化している。実際問題、町長が答弁されたところでは、構想圏域に関わっていくという答弁にはなっていないということだけは指摘しておきます。

ただ、合併がこれで終了なんだということを言っていますが、でも、一つひとつの契約を結ぶことによって、彦根市を中心市にした基礎自治体づくりになっていくんだと、そういうご認識は持たれないのかどうか、答弁をいただいております。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)これは、もう合併とは全く関係ない。これ以上合併をしないというための1つのこの手段でありまして、そのことについては、私どもも、愛荘町住民が損をしないように、はっきり言えば、やっぱり準備されたこのツールを一旦乗っておくということは非常に大事。それを乗らなかったために、えらい損したということになれば、私どもも責任が持てない。

ですから、やっぱり国の施策に対するいろいろな疑念と申しますか、不安も感じておられると思うのですけれども、これは合併前提にしたのでは全くない。むしろ、合併しないで地域全体で地域住民が効率的なものを追求できる、そういう1つの手段だというふうに思っています。それが合併とかそんな方向に進むのだったら、これはとんでもないことで、これはもうストップをかけますし、そういうふうに考えているところでございます。

広報に載せたというのは、やはり私の姿勢としまして、できるだけ住民の皆さんには早い段階からいろいろな情報を提供する。これは絶対必要なことであって、あれだけ定住自立圏構想というのは、国でも、あるいはマスコミにもどんどん取り上げておりますし、町としてどう考えているのか、どういう内容なのか、やっぱり、これはきっちり一旦取り上げて住民の皆さんにお知らせしていく必要があると。もう、今これを外して、協定の際の議決事項だけ議決いただくと、住民の皆さんは、それこそ「これは何のこっちゃいな」ということになりますので、この段階で、せいぜい早く、定住自立圏構想なるものはどういうものかお知らせをしたかったということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩をします。

休憩午前10時38分

再開午前10時39分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)基礎自治体としてどうなのかというご質問でございますので、これは基礎自治体、この愛荘町、あるいは、いろいろなそれぞれの定住自立圏構想に参加する市町村の自主性を守るということで、自主性を確保した構想であると。

そのために、それぞれが協定を結ぶという行為がなされない限りは、その自治体の自主性を確保しながら、自分たちの利益を守っていく、そのためにできるものだというふうに考えております。ですから、その基礎的自治体の、この基本的理念は、これによってきっちり守っていくと。

むしろ、合併は、それが一緒になってしまうわけですが、あるいは一部事務組合等は、これはみんなが対等の立場で寄り集まるものでございますが、この定住自立圏構想は、基礎的自治体の立場をきっちり守った上で、そのそれぞれの判断で、協定をしていくと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○12番(佐藤正江君)12番、佐藤正江。この定住自立圏構想についての町の考えは、今述べ(スズ)も聞き、たわけ

ン100箇の能ヲシテ自治ノ100箇、能ヲシテ自治。この定住自立圏構想については、先般述べたように、これは、財政面で見る限り、自治体としては、決して、いいことではない、と、思いますが、それでも、ただいま町長も、これに乗らなかったら後悔するというような、言葉は違うかも知れませんが、そういう内容のことを言われたと思いますけれども、合併の時も、合併する前は、これをしなかったら、とっても経済的には財政がやっていけないとか、これをしなかったら後悔するとか、これをしない手はないとか、そういうようなことを散々住民に説明されて、合併を進められてきたわけです。

そして、合併してどうだったかということ、それは弊害も全国でたくさん生まれてきたので、総務省もこれ以上は進められないと、この結果を見て言われたことと思います。ただ、合併を進めていく段には、こんないいことがある、住民には損はさせないと、サービスは高く負担は低くと言われながら合併されたわけです。そして、今言われている町長が言われたことと、私は類似しているというふうに思っているわけです。

ということで、全体的な総務省の考えの中での全国的な定住自立圏構想のことを私は申し上げたいと思いますけれども、結局、彦根市を中心とする1市4町の、人口としても詳しくは見ておりませんが、まあ10万人ぐらいになるかと思うのですけれども、このような定住自立圏の固まりが、今はモデル段階ですけれども、これからそれをモデル段階を経たあとに全国に広げていくようなことも総務省は言うておりますけれども、それが全国に広まれば、総務省が言っている道州制のもとでの当面目指している人的自治体の数と全く重なるわけです。700から1,000の間ぐらいというふうに収まるように言われております。

そういうことで、総務省は、合併の時と同じように、本当にものすごく優遇的な財政措置をもって、これをやられているわけですけれども、利あり、これはこの優遇策自体にでも、総務省の狙いというのは、やはり道州制という目標に向かって、これを定めているのではないかと、私は判断するわけですけれども、今の答弁から見ても、それは町の方は考えておられないようなのですけれども、道州制ということになれば、やはり私たち愛荘町のような小さなまちも本当に飲み込まれてしまい、合併どころではないというふうに思うわけです。

やはり、小さいまちでなければできない住民サービス、きめ細かな行政があるわけですから、これを壊していくことを狙いとされるこの定住自立圏構想をして、総務省は道州制に向くために進もうとされている、このような疑念は持っておられないのかどうか、行政として再度お聞きいたします。答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)確かに、定住自立圏構想が打ち出された時に、一時そういう、道州制への1つの考え方を進めるための方策と違うかというようなことが言われたことがございます。

道州制につきましては、もうだいたいが中心市として促進を考えていますけれども、行政の我々、それぞれ基礎的自治体の集まりであります全国町村会なんかは、明確に今は道州制については反対をいたしております。

市長会は今どういう姿勢を取っておられるのか、ちょっと私よくわかりませんが、一番小さな集まり約1,700、3,200もあった市町村が合併促進で1,700余りになったのですけれども、その小さな集まりであります町村会も、道州制に対して極めて疑念を持っておりますし、それを進めることについて明確な反対姿勢を示しております、まだまだ道州制の議論はこれからだというふうに考えておまして、この定住自立圏がその1つの布石だと、決してそれはもうさせないという思いで、いいところは持っていても、それはきっちり守ってまいりたいし、極めて地域的な構想でありまして、それぞれ定住できる、自立できる地域をつくろうという理念のいいところをとって乗っていきたいなと思っております。

これが、いきなり定住圏に結びついていくことについては全く考えておりませんし、そんな兆しが見えれば、我々も大いに議論を再び高めたいと思いますし、そんな安易な気持ちにはさせないと言いますか、それぐらいの覚悟で取り組んでいるところでございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)今聞いていますと、何か先ばった話ばかりをされていて、私の聞いているところには、担当

課から何回となく今度の定住圏構想、前の制定の制度の締結契約だけをお願いしたいと。その後においては、各議会で、1市4町いわゆる彦根市を中心とした愛荘町、何点か課題があがった場合には、議会へもってきていただいて、それを審議して、どうしてもそれに沿わなければ断わればいいんだということでありますので、ただこれは締結契約だけを結んでまいりということで、あとの問題については今後の課題であるということで、私の言っていることは、担当課、それで間違いないですか。間違いないですね。

ただそれだけの問題で、なんかえらい飛躍した話になってしまって、議会人としても迷うような話になって、合併まで出てくるような話が出てくると、我々が聞いている問題といささか違うような方向に行くような感じがしていますけれども、今私の言ったことで間違いないですね。はい、ありがとうございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。今、水野議員がおっしゃったということ、仮にこの前の全員協議会で、一応こっちの定住自立圏構想1市4町に乗っかっておいて、違ったら、こっちに乗ったらいいやないか、それ違いましたというようなご答弁がありました。

そうした時に、今1市4町でこっちに乗っかって、次、東近江市でそういう事態が起きた時に、町民の皆さんはだいたいいろいろなことを勘案して、病院のこと書いていますわね、結局。そうした時に、そちらへ移れるのかどうかというのが第1点と、それと、これにあがっております自立圏構想の「市立病院を核として」というふうになっております。そうした時に、今この愛荘町で、どこの病院に多くかかれておられるか、調査されたことがあるのかどうか。私の認識といたしましては、豊郷病院と湖東記念病院が一番多いんじゃないかなと。彦根市立病院にもかかれておられる方もおられると思いますけど、そういうところの方が多いんじゃないかなと思いますので、その調査もされたらどうかと。

まず第1点に、その時に東近江市が、もし、第2段階・第3段階ができた時に、移れるのかどうかということです。移れるのであれば、今おっしゃったように、まず1市4町でしておいて、次できれば東近江市に移れたらよろしいけど、その辺お答えいただきたい。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)東近江圏域との関わりは、非常にこの愛荘町は多うございますし、住民の皆さんの行動パターンあるいは通学なんかも含めて、買い物も含めて非常に関係が深うございます。

広域行政も東近江市と進めておりますし、この定住自立圏構想で、これはやっぱり圏域指定がなされないとなかなか参加できないのですが、当然、東近江市で、そういう条件が整えば、別にこっちをやめてこっちへ入る、移るとかではないし、両方へ同時に入ることも可能であるというふうに理解をいたしておるところでございます。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)今ほど町長申しましたけれども、ちょっと訂正をさせていただきます。議会の全協でも説明しましたとおり、この中心市の選定条件としては、昼夜間人口が1以上の市というようなことが第1条件でございます。

その昼夜間人口は、現在、東近江市としてみれば昼夜間人口が1に満たないということで、要するに、昼間市内から外へ出られている方が多いというようなことでございます。そういったことでありますので、東近江市を中心として、愛荘とかほかの竜王とか、ほかのまちがそこへ参画して定住自立圏の構想を協定できる圏域には該当しません。

ただ、暫定措置として、合併前のまち、八日市市が昼夜間人口がその当時1以上であれば、合併した旧町を含めて、すなわち今の東近江市、市だけで定住自立圏構想は組めるというような前提になっておりますので、東近江市として、現の東近江市に愛荘町が参画することは現時点では不可能というふうに考えております。

○4番(西澤久仁雄君)議長、今の質問と答弁が合っていないので、ちょっと。

○議長(森隆一君)暫時休憩します。

休憩午前10時53分

再開午前11時10分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)それでは、先ほどの西澤議員のご質問でございますけれども、愛荘町民は彦根市民もかかってはいるけれども、主には豊郷病院や、もしくは湖東記念病院が多いのではないかなというようなご質問も1点あったように思いますけれども、今その資料は持ち合わせておりませんけれども、確かに議員おっしゃるように、豊郷病院なり湖東記念病院への受診者は、彦根市民病院に比べて多いということは認識しております。

それと、東近江市との圏域での協定が今後結べることもあるのかというようなご質問だったように思うのですが、先ほど申しましたとおり、今現在としましては、東近江市だけの圏域づくりというものは総務省で言っておりますけれども、これも今後の情勢によって、またまた東近江市の中へ参画できるということも、可能性としてはないことはない、今現在としては、総務省としてはそういう想定はしていないように記憶しておりますけれども、またまたそういう圏域の間にあるまちとしての関わりからすると、そういったこともあっていいのかなという、私個人自身は思っておりますけれども、現在の状況では、総務省からそういったダブルでの協定参画ということについては、想定していないように記憶しております。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。この96条2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、反対をいたします。

今回の条例提案は、彦愛犬を区域とする定住自立圏構想を推進していくために提案されているものであって、単に議決を要するためにこの条例を制定しておかなければならないという、そうした単純な条例提案ではないのだということを、私たちは認識しておかなければならないと思います。

すなわち、この議案は当然、定住自立圏構想そのものが、市町村合併と違って契約を、中心市と契約をするか否かというものを、一つひとつ議会の議決を経て決めていくという、そうした事務手続きをしていくわけです。当然、決定的に違います。

しかし、こうしたものをわざわざ総務省が提起してくるというところが、やはり見逃すことができないわけです。この定住自立圏構想は、市町村合併を1つの区切りとして終結をさせて、次の基礎自治体づくりの思惑を打ち出してきたものと私は解しております。ですから、その基礎自治体づくりの思惑はどこにあるのかと言えば、結果として、道州制の自治体づくりとしてこの構想が打ち出されてきているということを私たちは認識し、この定住自立圏構想が基礎自治体づくりにつながりかねないのだという、この危険性を同じく認識しておかなければならないと思います。

しかも、総務省の96条2項に基づく条例制定を行ってほしいというこの指示には、要するに、この構造そのものに何ひとつ財源的なものを示さない。とにかく、歩む中で2月3日に説明があったように、この構想を歩む中で築き上げていきたい、まさに無責任極まりない説明しているわけです。要するに、このことは、卵が先か、鶏が先かという話ではなくて、とりあえず卵をそこに置く、卵を置いて割って、卵焼きにするなら卵焼きの契約を結んでほしい、目玉焼きをするなら目玉焼きの契約を結んでほしい、こういったものを今審議しているのです。しかし、その卵を産む親鳥、鶏は彦根市ですということです。こういう話を町民さんにしなければならないということを、私は言わなければならないと思います。

そうして、その都度、その都度、交付金を決めていく。しかも中心市を重点にしていく。こうした構想がこの構想であります。私は一般質問やこういう機会を通して、愛荘町は合併したまちです。免にも角にも、合併したまちとしてのまちづくりを先行していかなければならない、重視をしていかなければならない、このことは間違いのないわけです。その点

こうしたことを考えれば、単に契約ができる条例なんだから是だというものではなくて、やはり道州制を見越した、その実態づくりのために定住自立圏構想を持ち出して基礎自治体づくりに導こうとする、この総務省の真の狙いを我々はしっかりと見極めて、そのうえでこの定住自立圏構想そのものを今後一つひとつをしっかりと審議して、この愛荘町のまちづくりをその方向を見誤らないように提言を私は行い、反対討論いたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)水野。ただいま議案にあがっております問題については、賛成討論をさせていただきます。定住自立圏構想の手続き上ということで、再三、担当課また町長からもお話を聞いております。そのための締結契約、いわゆる条例制定だけであって、今後の構想ができた場合は、我々行政も議会も慎重審議しながら、その構想に沿って是非を問うということでありますので、この条例制定については賛成討論をさせていただきます。議員の皆さん方もぜひともご賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔替成者擎手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第5号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号から27号の質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第2、議案第20号平成21年度愛荘町一般会計予算から日程第9、議案第27号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題とし、3月6日の議事を続けます。

まず、議案第20号平成21年度愛荘町一般会計予算の質疑に入ります。この質疑は、本日の議事日程の裏面に記載しております平成21年度愛荘町一般会計予算質疑の順序により、分割して行います。

一般会計予算の歳入全部(14ページから35ページ)について、質疑はありませんか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。質疑を行います。

まず、31ページの款で諸収入ですけれども、町税等の延滞金等がありますが、前年度と比べまして増額になっておりますが、どのような根拠でこのような計算をされたのか、お聞きたいと思います。

次に、33ページの款の諸収入であります。職員駐車料金を90万円計上されておりますが、職員1ヵ月500円という駐車代をいただくということはお聞きしておりますが、これにつきましては、愛知川庁舎また秦荘庁舎だけなのか。ほかのセンターまた公民館等もありますが、そのあたりも考えながら駐車場の料金をいただくのか、お聞きしたいと思います。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)まず、延滞金の50万円の増額の関係で、これにつきましては町民税の関係で、実績勘定で50万円の増額を見込んでいたというものでございます。ところが、お預りします、お込みします、この部分も実績

○議長(森隆一君)これで質疑なしと認めます。

次に民生費(57ページ)から衛生費(77ページ)までの質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。62ページの負補交で町シルバー人材センター運営事業補助金、これは605万円ですか、計上されておられます。今年度から、法人化されたというふうにお聞きしておりますが、昨年度の助成金は625万円でした。わずか20万円ばかりしか下がっていませんが、どういふわけか。もう少し法人化されたら減額できるのではないかと思いますので、ちょっとこの辺質問させていただきます。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)ただいまの西澤議員のご質問でございますが、町のシルバー人材センター運営事業補助金625万円が605万円になったことについてのご質問でございます。

法人化をするということで、一般社団法人として4月からスタートいただくわけでございますが、ここに書いてございます605万円のうち、5万円は別の県の連合の方への補助金ですので、実質600万円ということでございますが、法人化したしますと経理事務、それと今後、事務の増えてくる部分がございますし、法人化することによって、実際の業務につきましても、ただ会員登録されているだけで、なかなか仕事に就けない部分の開拓とかというようなことがございまして、人材を法人化に伴ってどこにも充実をされているところでございまして、愛荘町シルバー人材センターもそういう方向で皆さま方にできるだけ就業の機会を増やす方向に進めていくということで、減額を少なくして、ただし、600万円、国の補助金もいただいて、今の取り組みをさらに強めていくという計画がなされておりますので、減額が少し少ないわけではございますが、本来の基準よりはだいぶ下げた金額で実質的な運営できる金額に合わせているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。当初予算の審議で、「なし」・「なし」ばかりあんまり言っている場合ではないので。

61ページ、別に聞いていただかなくて結構です。毎回やっていることなので。コミュニティづくり推進事業補助金に関連してですけれども、要するに、各自治会への補助金・交付金、これを減額されています。こうした中で、減額するに際しての説明は、創造する村づくり、村づくりに対して創造されたり、そういう活動に対しては、補助金という形態でまた出していきたいというふうな話をされていました。

それで、私は、じゃあそのコミュニティ推進事業補助金がどうなのか、そうした財政的に厳しい状況の中でそういう措置をとっているにも関わらず、では、この事業はどのような位置づけをされているのかということが、やはり整合性として問わなければならないと思いますので、答弁をいただきます。

そして、72ページです。妊婦一般健康診査委託料ですが、国は14回をやっていくことを通達しているわけです。本町10回ということですので、どうであるのか。確か、これも説明は足並みを揃えていきたいということですが、彦根市は14回、満額的なことをみていくように以前聞いております。その点で、足並みを揃えるという意味での説明がどうであるのかということで、様子を見て事業進捗の中で検討をされていこうとするのか、この点について答弁をいただいております。

そして、74ページ、これは環境対策課長に全体的にお尋ねをいたします。当然できない言い方になるのですが、たまたま先ほどの全協の中で、幼稚園舎の建築に際して、太陽光発電の設置の中止がなされたということを聞きました。環境対策課長として、次年度どのように環境問題を取り組んでいこうとしているのか。地球温暖化防止計画ならびに環境基本計画に沿って、その点での考え方をお尋ねしておきます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作雄君)ただいま辰己議員の環境対策での21年度の基本的な考え方というふうにお見受けさせていただきましたのですけれども、当然、当初予算で見込ましていただいておりますエコパートナーシップ推進会議というものを新年度設立いたしまして、そこには大学の先生もお招きいたしまして、チームのメンバーに入っていただきまして、愛荘町の環境全体についてどういうふうにも模索していくかというふうなこと、地球環境を含めまして、あるいは不法投棄の問題とか、そういうふうなものを全体をとらまえて勉強していこう、研究していこうというふうな意気込みでございます。以上でございます。

○議長(森隆一君)人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)辰己議員のお答えをさせていただきたいと思います。

答弁的に同じようなことになるかと存じますけれども、現在、同和地区が住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト事業をしていかななくてはならないと思います。

そのためには、やはり、3地域の方がその解放をしていかななくてはならないという部分が大事だと思っております。地元からやっていただきたいというようなことです。

1地域については、婦人学級をもとにしてぶどうづくりを旧の秦荘で、今合併してからは愛知川地域の方にも展開をして、現在26集落の方にぶどうづくりをしていくというような活動をしていただいております。

また、あるもう1地域の方はイルミネーション、夜、2ヵ月間なのですけれども、心癒されるようなということで、皆さんが夜に参画して、行ってみようかなと、地域に訪れていただくような活動もしていただいております。

また、もう1地域は、ゲンジボタルの発祥というようなことで、地域住民が、その活性化をしていくというようなことで、この3地域の方には、そういう活動をしていただくというようなことで、コミュニティ実行委員会の方で活動をしていただくというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)72ページの妊婦健診のご質問でございますが、これにつきましては、近隣市町村と足並みを揃えていきたいと思っております、補正予算等で対応したいというふうに考えております。14回を考えております。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)はい、1番、辰己。環境問題についてですが、今、大学教授等呼んで考えていきたいとかということの構造はできたのですが、ただ、本当に具体的に計画実施、目標計画数値を出していますね。地球温暖化防止の具体的なところで、それが、早速、残念ながら、幼稚園の園舎の新築で、ちょっと中止になったところ点等も、その点についても、どういう見解を持っているのか、所管として、それは大事なところなので、お答えをいただきたい。それに、そういう具体的に町の施設等に、具体的にどういふふうにする、今後進めていくのか、そういう、どういう具体的に構想を、確か対策、そういう構図があったと思うのです。徹底していくための、その課が中心になって、各所管に一定そういう環境対策をしていくために、一定の方策・方針を示されていくと思います。どちらかと言えば、示していなければならないと思うのですが、だから、そういうものも含めて示されているのかどうかということを答弁がほしいです。

それで、61ページに関わって、具体的にそうした地域づくり・地域活動をなされているということは、今答弁いただきました。では、総務課にお尋ねするわけですが、そうした今の事例をすれば、要するに補助金を出すということにつながっていくわけですね。今までまちづくり交付金を減額、来年度から減額したわけで、その説明の時に、創造する村づくり、要するに地域・村づくりに対して、補助金を出していった形で援助していきたいとか、そういうものについて、確かそれは町長が創造するものについて補助金を出していきたいというような説明があったと思うのです。

だから、今そういう活動が展開されている、現実には展開されているところがあるのですが、そういうところについてはしっかりとその補助制度・交付金制度を維持されているのかどうか。また、そういう取り組みに対しては支援をして

いこうしているのかどうか、その点について答弁をいただいております。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作雄君)まず最初に、秦荘幼稚園の太陽光発電が中止になったという部分のことについては、非常に残念に思っております。この件につきましても、太陽光発電の補助については、国の方で補助をする方向で今、広報などもやっております。そういうふうなことで、できれば新年度の予算の中にそういうふうな部分を見つけ出して、当町でも独自の予算要求をすればよかったのですがけれども、もうひとつ諸般の事情でできなかったということでございます。

それから、今後の体系的な啓発の推進方法というふうなことでございますけれども、環境基本条例も制定していただきました。また、環境基本計画も昨年の3月末に制定、つくらせていただいたというふうなことで、その中にあります「人と自然、やすらぎを覚える愛荘町」というふうな基本的なテーマに沿いながら進めていきたいと思っております。残念ながら、20年度につきましても、計画はできてあったのですがけれども、一般広報紙による広報だけしかできていなかったのですがけれども、今後の議論を進めながら、逐次進めていきたいと考えております。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)2点目のご質問にお答えしたいと思います。

現在、総務課が所管いたしておりますまちづくり交付金につきましては、地域住民さんの自治会組織の活動を推進するということで交付金を支出させてもらっております。

お尋ねの件につきましては、政策調整室で所管をいたしております各種の「元気なまちをみんなの力で」という、まちづくり資料集にいくつかの補助金制度がございますので、その要項に合致すれば、それで申請いただければありがたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○1番(辰己保君)整合性について、整合性。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)再度、整合性につきましてお答えしたいと思います。

あくまでも、61ページのコミュニティの推進事業補助金につきましては、コミュニティ活動で行っていただく事業でございますし、まちづくり資料集で言いますと、各種の補助金につきましては、それぞれの地域で取り組んでいただいております事業に充てるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。要するに、もうコミュニティづくり推進事業補助金、確かにそうした地域の新たな取り組みとして、先ほど述べられています。

それは、確かにコミュニティづくりの云々、でも、事業そのものは当然その地域の村づくり、時としてその周辺を、地域を巻き込んだ活動ということにはなっているのかも知れません。

でも、今総務課長の答弁では、全くその整合性については、何ひとつ答えていない。ただ、言葉の違いがあるということだけであって、じゃあ、自治会の活動としてどうであるのか。じゃあ、今後、愛荘町の各自治会がそうした取り組みに対してどういう支援を、当然、他の所管との関係、整合性が出てきますからね、調整が。だからそのことはわかりますよ。ただ、あなたの総務課として、各自治会の補助金交付金としての立場で答弁をされているんだと思うのです。

でも、そもそも出発から見れば、コミュニティづくりそのものが出発から見れば、そんなに、ただ、本当にもっともっと村づくり、要するに地域の活性化をどう図っていくかという努力の賜物で変化をしている。それに対しては、総務課としてどういうふうに自治会に支援をしていくのですかということを私は言っているわけで、だから、整合性はどうなりますかということを聞いているわけです。

単なる字の交付金を減らしたとか、増やすとかいう議論をしているのじゃない。どこに支援をしているのかと、自治会活動に対して、そこをしっかりと答弁をいただきたい。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

あくまでも、まちづくり交付金につきましては、一定、自治会の組織規模に応じて、交付金を算出いたしているものでございます。

61ページのコミュニティづくり推進事業補助金につきましては、それぞれの地域で行っていただく自主的な事業として、事業を展開いただくものについて補助金を出させてもらっているものでございまして、そう意味での整合を図らせてもらっていると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)73ページですけれども、環境衛生費の報償費、エコパートナーシップ会議委員謝礼というところで、委員会の方でちょっと出ていまして、謝礼が20人分というふうに報告・説明されているのですけれども、このメンバー構成を答弁いただきたいということと、その委員会の中の説明で、これはどんなことをやるのかということ具体的に答えられたのには、ごみの出し方の差を調整するということを言われています。

合併したことによって、ごみの出し方の違いを調整するのは、合併後3年後を目途にやられるということで合併協議で決まっていたのですが、その点から言ったら、1年以内、21年度中にその答えを出されるのかというふうには考えるわけなのですけれども、どのような予定かどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作雄君)ただいまの報償費のエコパートナーシップ推進会議の謝礼の件ですけれども、一応、委員は20名を予定しております。一般の委員につきましては5,000円、それから2名の大学の教授等につきましては2人で5万6,000円でございます。

それから、先ほどの話の中にありました、エコパートナーシップ推進会議につきましては、辰己議員さんの質問の中にもありましたことと、さらに今、瀧議員さんからお話のありましたところも踏まえまして、現在、愛荘町が合併になってから3年経ちますが、排出の方法が若干違うというふうなところがあります。これは、平成18年・19年の答弁にもそういうことが言われてあったのですけれども、議論がなされていなかったし、結論も出ていなかったと。その宿題の部分が、3年以内にそれが見直していきたいというふうなことが我々としても眼中にあったわけでございまして、それを21年度にできれば結論を出していきたいと考えております。

○議長(森隆一君)13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。今、答弁いただいたんですけれども、そのエコパートナーシップ会議委員には、2名大学教授ということわかりますが、あと18名については、どういう方が構成メンバーになれるのかということ、もう少し詳しく教えていただきたいのです。公募委員が何名とか、全部それとも公募でされるのか、いろいろあると思いますけれども、そういうことを、再度答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作雄君)これは、各集落から出ていただいている美化推進委員さん、それからボランティア活動をされているクリーンクラブとか、そういうふうな活動をされている方とか、あるいは一般の主婦の方とか、あるいは、公募によります委員さんとか、いろいろなジャンルの方に出ていただいて、そこで会議を進めていきたいということで、広く募集をするというふうな考え方でおります。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)62ページのこの補助金について、ちょっとお尋ねしたいと思います。菊水園とやまびこ、菊水園は補助金ですけれども、やまびこは償還金ということでありますけれども、菊水園はあと何年ぐらいの補助で、

またやまびこについてちょっとお尋ねしたいと思います。

なぜお聞きするかと言うと、この菊水園、当初、秦荘町の時に、急に運営が危うくなったということで、旧の愛知郡4町がいろいろな補助金を出させていただきました。これがあと何年で終わるのかわかりませんが、今後、今の運営状態で補助金なしでいけるのか、運営状態をちょっとお聞きしたい。

それと、わかることなれば、町内外で今、特老に何人お入りいただいているのかということでお聞きしたいと思います。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)62ページの負担補交の下2段のご質問でございます。特別養護老人ホーム菊水園の運営補助金、21年度で終わりでございます。最終年度でございます。そして、老人ホームやまびこにつきましては、30年度までとなっております。

菊水園の運営状況でございますが、最近ようやく改善をしてみました。もう21年度の支援をすれば、何とかあとはやっていただけるといように思っております。

それと、先ほどのもう1点の人数ですが、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)今、21年度で終わるといことでありますので、ぜひとも、私も過去の例を見ますと危惧していますので、また同じく補助金を出さないとやっていけないというようなことになると大変心配なものですので、ぜひとも指導をきちんとやっていただきたいと、このように、人数はわからなければ結構でございます。ありがとうございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

次に、労働費(77ページ)から消防費(96ページ)までの質疑に入ります。質疑はありませんか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。質疑を行います。先ほど、「なし、なしで当初予算どうのこうの」とありましたけれども、質疑があるならば早く手を挙げていただきたいと、私はそう思っております。

それでは、88ページの款土木費、委託料と使用料及び賃借料について、お伺いいたします。町道除雪作業委託料600万円、これについては、町内業者、何業者の委託料を見込んでおられるのか。また1回の委託ですね、出勤されればいくらかの金額を見込んでおられるのか、お伺いしたいと思います。重機等借り上げの料金につきまして229万円ですか、これの内訳を教えてくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)お答えをいたしたいと思います。除雪作業の委託料につきましての中身につきまして、詳しいことにつきましては、ちょっと後で、申し訳ございませんが、報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、重機等の借上料の内訳でございますけれども、除雪機械の借上料が、タイヤショベルの12でございまして、2台でございます。それを12月10日から3月9日までの90日間を雪寒対策の期間ということでお借りいたしまして、2台分で、消費税込みの151万2,000円、補償料が2台分で9万4,500円、搬入と引き取り、いわゆる往復分でございますけれども、それが21万円ということになっております。委託料の実績等については、すみませんけれども、また後で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)今、重機等の借上料の方につきまして1.2のタイヤショベルが2台ということでお聞きしておりま

すが、この除雪について、10月から3月の間までのリース料ということだと思いますが、このタイヤショベルを乗られる方は、2台分、誰が乗られるのか。職員さんがそれに乗られるのか。乗られるなら大変な危険な分がありますし、免許等も必要だと思いますが、そのあたりはどのようなことになっておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)12のタイヤショベルのオペレーターでございますけれども、業者さんをお願いしている中で、オペレーターとしては出動できるけれども、重機がないという業者さんが実際問題ございますので、そちらの方でそれぞれのタイヤショベルを責任を持って、うちが指示した時には除雪をしていただいているということで、職員は決して、もちろん免許もありませんので、乗っておりませんので、よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。委員会協議会でお聞きしとけばよかったのだけれども、今ちょっと気がついたのでお尋ねします。

79ページの委託料の農業振興地域整備計画策定基礎調査分析業務委託と、長い名前の委託があります。これの50万円、これどういような調査の委託か、説明をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)79ページの農振の計画策定の基礎調査分析業務の委託費の明細についてでございますけれども、この農業振興地域整備計画と申しますのは、旧の愛知川町、それから秦荘町、それぞれの整備計画がございます。合併して3年経つわけでございますけれども、この農振計画につきましては、愛荘町一本化したものがございません。それで、20年度・21年度をかけて、現在、愛荘町としての整備計画を策定を今しております。21年度のこの分析調査委託業務につきましては、その基礎資料がございますので、基礎資料が必要でございますので、その新しい農振整備計画の基礎資料作成費ということで、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。だいたいわかりましたのですけれども、白地・青地の見直しがあるというようなことも聞いておりますが、産建の委員会でもお尋ねしたことでございますけれども、産建委員会でもお尋ねしたのですけれども、見直しをされると、白地・青地のそういうことをおきましては、私は一番、地元の要請がいろいろあるかと思います、各字に。そういったことを十分考慮に入れていただいて、今でも、ここは白地にするとか、ここは青でなければいかんとか、いろいろ各字で決めておられると思います。そういった地元の要請を十分考慮して今後進めていただきたいと、このように思います。その点についてどういようなお考えをお持ちされるか、お尋ねしたいと思います。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)ご指摘にありましたように、産建委員会でもご指摘ございましたように、十分集落の意向等も踏まえて、見直しについてはかかっていきたいと思います。

それと、町全域につきましては、都市計画のマスタプランも現在進行中でございますので、そういうものを参考にしながら、町全域それから集落の視点ということで十分反映していきたいと思っております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。84ページですが、観光費で(仮称)街道交流館整備事業検討委員会委員等謝礼が毎年のようにあがっているかと思うのですが、会議は今までどういように持たれているのか、持たれていないのか。持たれているのであれば、進捗状況はどんなものかというのと、21年度これを計上されているので、目標はどうなっているのかというのをお願いします。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)84ページの街道交流館の進み具合についてどうかというご質問について、お答えしたいと思います。

この街道交流館につきましては、現在、この検討委員会は20年度開催できておりません。19年6月に開催して以来、開催できておりません。と申しますのは、この整備検討委員会において点としての街道交流館の検討をいただきまして、報告書をまとめていただきました。その後、いよいよ建築ということで、将来的にも町といたしましても息の長い箱物として活用していかなければならない、そしてまた有効な建物として活用していきたいという、現在、詳細な課題等について検討しているところでございます。

その課題と申しますと、現在、点としての観光資源は愛荘町に点在しているわけですが、いかにそれらの観光資源を線的に結びつけて、さらにそのお客さんを街道交流館に集客していくかという課題がございます。また、中山道の宿場町ということで、その活性化については非常に大事なところなのでございますけれども、現在の街並みが街道にふさわしい町並みなのかということで、その景観形成への計画的な整備の課題もございまして、それから、現在の用地では制約された駐車スペースでもございます。それから、また地元の商店街の盛り上がりがどうかということ諸々不安がございまして、孤立した施設になりはしないかといった課題がありまして、心配なところでございます。

と申しましても、この課題解決、短期的なものと長期的なものがございまして、現在、職員プロジェクトでこの愛荘町全体を見渡して、まちじゅうミュージアム構想といったものを検討しておりまして、その構想を模索中でございます。点とする観光資源をいかに線的に結びつけていくかということで、いろいろ新たな展開が必要なところでございますけれども、21年度予算で、その一手段でございまして、現在、伝統産業交流会館というのがございまして、実際に実際にお客さんがあまり来ないということで、21年度予算におきましては、体験教室を開催しまして、ぜひその活性化を図りたいと。そこが活性化しますと愛知川駅への乗降客も増えることと思いますので、まず一手段として、その伝統産業交流会館を活性化して集客アップの手段を考えておるところでございます。

中山道の愛知川宿の再生は、総合計画に載っておる重要な柱でございますので、前向きに検討しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。81ページの中で、山川原ほ場整備工事が計上されているのですが、どのような地域というか工事、どの程度の規模のことをされようとしているのか。そして、ほ場整備についての来年度の見通しですね、結局はどういうふうな成果をあげていこうとされているのかということについて、答弁をいただいております。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)山川原ほ場整備事業の見通してでございますけれども、現在、工事は全面終わりましたので、換地処分に向けて法務局と調整でございます。細かいところは彦根市との町境の問題とか、それぞれいよいよ登記ということで、その段階に入っております。

現在、法務局と調整中でございまして、実は本日も県庁の方へ詳細な問題点について協議に走っているわけですが、法務局と一応の調整を終わりましたら換地計画を確定できますれば、地元へいよいよ入っていくということで思っております。

最終的には、換地の総会ということで、そこで3分の2以上の同意を得て、いよいよ登記という段階を踏んでいくわけですが、その3分の2同意に向けて21年度は取り組んでいきたいと思っております。

工事請負費の2,250万円でございますけれども、その明細でございます。これにつきましては、大きなものが、現在1枚の田に何枚かありますので、1枚の田を分けます境板ブロック、その設置代を見込んでおります。これにつきましては、事前にはできませんので、換地処分が終わって、その座標が確定した後に境板ブロックを入れていくという

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。今の答弁から言いますと、この内訳は、一応、敬老とか青少年に重きを置いた助成金だと、私は解釈をしておりますが、そういう面から考え、削除するのはいかなものかと思いのと、もう1点お聞きしたいのは、130ページの14節、使用料及び借地料、ここにアーチェリー場の用地借地料70万3000円、このアーチェリーのこの場は使用されているのかどうか、契約上いつまでも借地をしておかねばならないものか、この辺をちょっとお聞きしたいです。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)まず、1点目の補助金の関係でございますけれども、今日までとは制度を改めさせていただきます、ともに育つ学びと文化のまちづくりというものと、ともに築く協働のまちづくりという大きく2つに分けて、21年度からは実施をさせていただきたく考えているところでございます。

もう1点目の130ページのアーチェリー場用地の借地料についてでございますけれども、滋賀県から愛荘町が指定管理を受託いたしております。その用地は民間の方がお持ちでございます、その用地の借地料という形で計上させていただいているものでございます。4月以降も引き続きまして、アーチェリー場の指定管理の受託を行う予定であります。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。最後に、一般会計予算全般についての質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。まず、当初予算の編成にあたって、質疑を行っておきます。

この概要が各議員に渡されているわけですが、その中に、当初予算の編成にあたって基本的な考え方として、5%の削減を目標に努力をしたというふうなくだりがあるわけですが、実際、詳細を見てみると、減額をされているというのか、そういう目標に基づいて削減をされているのは、特別会計予算というふうに見られるわけです。

それで、しかもそれが国保とか下水道、そして老健、老健はどちらかと言えば清算事業的な要素があるわけです。そういうものを見て、総トータル的には0.8%の削減という一般会計・特別会計という形で作られているのですが、実際、一般会計の当初予算は増額予算を組まれているという点で、そういう増額予算、5%の削減を目標にしながら、一般会計の当初予算が増額になった要因ですね。それを答弁を求めていると思います。

そして、国会でいう一次補正・二次補正の関係があって、まだ公表できる部分とできない部分があるかとは思いますが、でも、やはり町財政、町の行財政を運営していく上で、町民さんの所得、また、町内の企業の事業活動、これがやっぱり町の行財政運営上、大きく影響を受けるわけです。その点で、行政として当初予算の中に何らかの処方箋を取り入れられているのかどうか、その点についても答弁をいただきたいと思います。

そして、いろいろな事業創出・雇用創出等をする上で、国からの一定事例集等が示されていると思うのですが、そういうものについても答弁をいただいて、それを当初予算もしくは来年度事業にどのように生かしているかというふうになっているのか、答弁をいただきたい。

そして、縷々質疑をしてきたのですが、体育施設、特に公園要素の高い体育施設の利用料についてですが、いよいよ指定管理制度を4月1日から始めていくわけですから、その利用料についてどのように集約をされたのかということ。

そして、これはちょっと、行政を進めていく上で試算はされているだろうという思いがありますので、お尋ねするのですが、福祉医療に関わって、中学生までの入院に限定した医療費の助成をやっているわけです。それを中学生の卒業まで無料化をすれば、どの程度の予算が必要になってくるのか、一度は計算されていると思いますので、金額をお

示いただきたいと、以上です。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今ご質問いただきました平成21年度の一般会計の当初予算の概要の関係でございます。

質問にございましたように、目標といたしましては、一般行政経費につきましては5%を削減というようなことで目標に予算編成を組んでまいりました。最終的には、一般行政経費で5%の目標額には到達いたしませんでしたが、特に20年度は中途におきまして緊縮財政対策を引きました。そういう関係もございまして、当初予算と比べれば大幅な削減というようなところでございます。

それと、もう1つは、例年申し上げておりましたように、歳出の組み立てにつきましては、やはり歳入に見合った歳出というのが予算の基本原則でございます。そういう中で、21年度は経済の急激な悪化というような中で、税収が非常に落ち込みました。しかしながら、この前説明させていただきましたように、普通交付税におきまして、その税収の落ち込んだ部分をカバーできたというようなことに歳入構造にはなっております。これがそうでない場合には、やはり当初予算から減収補てん債の予算計上をしなければならないというような事態も考えられるところでございます。

それともう1つは、歳出の中で、やはり普通建設事業が多く占めるわけですが、これにつきましては、総合計画におけますその推進をやはり年度別に組み立てておりますけれども、それを大幅にずらすということは考えられず、歳入に見合った推進計画が立てられたのではないかなというようなことを思っております。

そういうことで、大幅な積立金の取り崩しというものにつきましても、極端なことは避けられたというようなことで、税収の減に見合った分については普通交付税でカバーできたのではないかなというようなことを思っております。次年度以降につきましては、そういうところ辺を、十分注意をしながら、長期的な実施計画を立てながら、推進をしていきたいなというようなことを思っているところでございます。

それと、事例集の関係につきましては、それぞれの見合った事業につきまして選択をさせていただきながら実施させていただいているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)それでは、公園化要素を持った体育施設の利用料についてということでございますけれども、先の全員協議会の時にもお話しさせていただきましたように、ある一定の団体等が、時と場合によりますけれども、個人の場合もよりますけれども、一定の体育をその施設で行うという場合には、基本としまして、申請をいただいて使用料をお納めいただいてご利用いただくというのが基本でございます。

ところが、公園要素を持ったということでございまして、小さいお子さんとお父さんが散歩がてらにグラウンドの中でかけっこをしたり、キャッチボールをしたりというような部分は、ご自由にご利用をいただくというのが一般的な考え方でいきたいというところでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(森隆一君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)福祉医療助成事業についてのお尋ねですけれども、ご承知のように、現在、就学前のお子さままでは無料化をいたしております。それから、小学生・中学生の入院費の助成の一部負担はいただきながら、あと町費で助成をいたしているものでございます。

お尋ねの小・中学生を中学校卒業するまでの医療費の無料化につきましては、現在のところ、試算をいたしておりません。今、愛荘町で行っています単独の助成事業も、県下26市町の中でもまだ進んだ方だというような認識をいたしておりまして、一般会計についても、財政非常に厳しい折から、現在のところそのような予定はいたしておりませんので、試算もいたしていないところでございます。以上でございます。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)先ほど質問いただきました二次補正の関係でございますけれども、国の方は、昨年度から今年にかけて、第一次補正・第二次補正を打ち出しをいたしました。第一次・第二次を足しますと75兆4,000億円という大型な経済対策でございます。その中で、本町が受けようとしておりますのは、約5億5,000万円ぐらいになるところでございます。

その中で、二次補正分でございますけれども、議会の方で補正をあげさせていただいている以外の分ですけれども、これについては、先ほど話がございましたように、妊婦関係の健診あるいは緊急雇用の関係を、この21年度の一般会計の補正予算として計上をさせていただこうというような予定をさせていただいております。

そういう内容等につきましては、また後ほどの全員協議会で詳しく説明をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。体育施設の利用料について再度お尋ねするわけですが、減免免除をどうするのかという答弁を聞けば、団体等に関して基本的には有償という解釈を、そういう答弁であったと思います。その有償というのは、どの範囲を指して有償というのは別にしても、有償だという解釈だと。個人については、その公園的要素の高いものについては、ご自由に使ってくださいという解釈になると思う、答弁からすれば。では、ゲートボールにしろ、グランドゴルフにしろ、個人的に使うのはただということに解釈になるので、こういう解釈でもっていいわけですね。では、指定管理をしていくうえで、ここの、その免除をした場合に、どれだけ町が、契約、当然もう詰めがされていると思うのです。指定管理を出発するにあたって、だからそのところは、ちょっとそういう抽象的な話だけで今答弁がされるわけですから、具体的にどういうふう to 実施していこうとしているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)今ほどの辰己議員のご質問でございますが、先ほど個人はというような表現をさせていただいたんですけれども、一般的に小さいお子さん等を連れて、あるいはちょっと散歩かでらに、体育をするというそういう意味合いでなしに、体育あるいはスポーツで楽しむということじゃなくして、散歩がてらに入っておられるというようなケースを想定させていただいておるということでございます。

一定の団体、団体と言いますか集団で1つの目的を持ってご利用をいただく場合、やはり申請をいただくというのを基本とさせていただくという考えでございます。

それと、その次の施設使用料の減額ですとか、あるいは免除等に伴います部分についてでございますが、去年の9月議会でもお話をさせていただいておりましたように、町あるいは町の教育委員会が事業を行う場合、あるいは学校ですとか幼稚園等が学校等の行事に使用する場合、それから、スポーツ少年団に加盟する団が練習に使う場合等は免除という形、それから、減額につきましては、体育協会あるいはその加盟競技団体が行われる公式試合、町内に所在する自治会が使用される場合、総合型スポーツクラブが使用される場合、身体障害者手帳・療育手帳所持の方が利用される場合とその介護者が絶対必要な場合に、それから、町民さんで65歳以上の高齢者の方がゲートボールあるいはグランドゴルフに使用される場合は、2分の1の減額をさせていただくということで考えております。それと、それに伴います指定管理者の収入減につきましては、実績でもって対応したく考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中です。全般ですので、ページで言いますと、38ページ、21年度の予算書を見させてもらっておりますと、町長の交際費が計上されています。ということになっております。昨年は30万円の交際費であったと、こういうふうに思っておるわけでございます。

非常に、計上されていないという、町長自らが、今後の交際費等々については、自費でやっていくのか、それとも、各課の方で見ていくのか、そういう点では、あがっていないという、聞いたら非常に、私は敬意を表すと思っております。

すけれども、これだけを見させていただいておりますと、先ほどのようなように、交際は一切しないというのは、これはやっていかななくてはならないと、その中でも経費はかかるということでございますが、そこらのところの答弁をいただきたいのと、それから、45ページですか、ここの自治振興費です。この中で、まちづくり交付金です。これにつきましては、先だつての区長会等々でも縷々ご説明がございました。ざっと763万円ほど減額になっておると。この中で、特に行政と自治会との連携と言いますか、密に取り組みを今日までやってきたと。

こういう中で、最近の経済情勢を見ながら、いろいろな予算等々も組まれたかと、こういうふうに思っておりますけれども、それ以外の、ページ数で何ページをということではございませんけれども、それ以外のところでは増えている場面もあると。特に自治会との連携については密にしていこうことによって、行政がまちづくりという、これの舵取りが非常に楽になっていくのではなかろうかなと、こういうふうに思っておるわけでございます。その点について、なぜ、このように減額をしなくてはならないほど、予算があがっておるのかと、その点についての、またご答弁をもらっておきたいと思ひます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、交際費の件につきまして、お答えをさせていただきます。

今まで、この交際費につきましては、私自身もいろいろ疑問も感じていたところでございまして、徐々に毎年度、交際費予算は減額をまいりました。18年度は合併直後、100万円の予算を計上しておりましたけれども、19年度は半減の50万円、20年度つまり今年度でございまして、30万円、100・50・30と予算を減額をまいりまして、極力、20年度も切り詰めてまいりまして、現地点で2万円を使っているだけでございます。

そうしたことから考えますと、もう21年度は町長交際費としては計上してなくてもやっていけると、こういうことでゼロにさせていただいたところでございます。

従来から、いろいろと交際費で支出していたものを見ますと、諸団体への定期大会への経費とか、あるいは激励金とか、記念式典におけるお祝いの物とか、そんなものが多かったのですけれども、そういう儀礼的なものは、もう20年度は財政状況からしてできませんと、ご辞退申し上げますということで、支出を事実上しておりません。事業費からということで、事業費から各課の状況にして支出したものがあつたのかどうか、私もよく把握していませんけれども、事業費からもほとんど出していないのじゃないかなというふうに思っております。

個人的な交際範囲に関わるものについては、もちろん自分で負担をしておりますし、いろいろな大会等において、飲食を伴うようなものが非常に多うございますけれども、こういったものは当然、自分で負担すべきものというふうに考えているところでございます。

こういう公職にあるものでございますので、何でもかんでもそうしたら個人で出したらいという訳にもまいりません。寄付は禁じられておりますので、そういう寄付にあたるようなものは、やっぱりこれはさせていただくわけにいきませんし、社会通念上、一般的な交際費として支出のものについては、これは自ら出すべきものは出すと、こういう姿勢でやってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

この交際費をゼロにしたことによって、決して関係が水くさくなるようなことがないように、それは配慮をまいりたいし、また、今まで出ていたようなところに対するものをやめることについては、ご理解を賜っていきたいというふうに考えているところでございます。

例えば、県人会の協賛金でありますとか、また平和のリレー激励金でありますとか、そういったものもございました。また、公職に就かれた人の香儀等のようなものも、もちろんございましたが、これもそういう慶弔にあたるものについては、個人的にお付き合いのあるものについては自分が出すべきというふうに思っておりますので、そういうことで交際費は21年度はゼロと、世間を見てまいりまして、案外そういうところも、他の県あるいは市町村でも増えてまいりました。これはひとつ社会の流れかなというようにも思ひますし、ご理解を賜ってまいりたいというように思ひます。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)2点目のまちづくり交付金の関係について、ご説明させていただきます。

この交付金制度につきましては、合併時の事務調整協議におきまして新たに再編されました交付金でございまして、従来、旧愛知川町におきましては行政推進交付金という形で、文書配付料等の委託分という形で計上されておりましたし、旧秦荘町におきましては、こころ結び合うふるさとづくり事業という形で、いろいろな集落でのコミュニティ事業での補助金を実施されていたものを再編したものでございます。

今、ご質問のように、住民と行政のパートナーシップによる協働まちづくりというのは非常に重要ということは存じているところでございまして、この中で、従来、合併後3年で見直してしていくというふうなことから、今回見直しをさせていただいたわけでございます。

見直しの内容といたしますのは、もともとは文書配付料に該当するものでございまして、この辺の分と、それから一定、自治会組織に応じて自治会活動を行っていただく自治会活動交付金というような形の2つの積算根拠で、この交付金を算定させてもらっております。

今回、実績に基づきまして、文書配付手数料につきましては、一定世帯数分に応じて、世帯数分×12ヵ月分の月2回発行いたしておりますので、それにプラス臨時の配付部数も入っております関係で、今回6回分の増をさせていただいて、対前年費約10%の増を見させてもらったところでございます。

もう1つの地域活動交付金でございしますが、これにつきましては、従来人口割とそれから世帯数割によって算出をさせていただいておりましたが、今回、一定、各種補助金の見直しをさせていただいています。あわせて、それぞれの事業を展開いただくにつきましては、それぞれの事業制度に合った補助制度がございまして、それを活用してというふうなことを勘案させていただいて、人口割を取りやめさせていただいて世帯数割の単価で積算をさせていただいたということから、対前年費57.7%の減ということになりまして、総じて計算してまいりますと、対前年比26.6%の減ということで積算したところでございます。

今申し上げましたように、見直しをさせていただく中では、一定、この補助金制度等の見直しもさせていただきながら、他の面ではそれぞれの各種事業展開での補助金制度を活用いただけるというようなことから、積算の見直しをさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げたいというように思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中です。先ほどのこの交付金の件でございしますが、今、総務課長のご説明は、おおよそのところは理解させてもらっております。

しかしながら、そこでちょっとお尋ねがしたいのは、自治会構成を届と言いますのか、何々自治会と、その自治会の活動の中でも、文書配付はしてない自治会があると。文書配付と言いますのか、封書でこちらから直送ですね、その自治会によってどうしてもという、何人かの方はある自治会があるかもわかりませんが、自治会によっては、そのような扱いというのか、対応をしていないというようなことを、ちょっと小耳にと言いますのか、そういうようなことを聞いておりますけれども、今後、この減額によりまして、それがほかへ波及をするというようなことになっていくと、これまた大変なことになろうかというふうに思っておるわけでございますが、その点は、今日まで自治会との、先ほど連携と言いますのか、そこらの点はどうかであったか、その点について、今後の対応も大事かと思っておりますので、答弁をもらっておきます。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

文書配付手数料の関係でございしますが、それぞれ各自治会さんの方から、年度末に翌年度の配付部数分をお聞かせいただいたものを算定根拠にさせていただいております。それに基づいて算出させていただいて、一定の経費を算出いたしております。

ただ一部、自治会に所属をいただいている方の中でも、直接の郵送を希望された方については、一部直送をさせていただいている部分がございます。これについては、先ほど言いましたように、自治会長さんから前年に聞かさせていただいた部数で積算いたしておりますので、重複はいたしておらないところっております。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。職員さんの通勤手当の件について、一言お伺いさせていただきます。

愛荘町のこの例規集の中には、自動車等という、「等」が入っております。その点でややこしいということで、私が監査委員をしている時に投書がまいったという記憶があります。幸い、他町の条例と言うか、それを入手したのは、自転車を使用することを条例とする、職員として「自転車」ということを、そしてもう1点は、「自動車という点は原付バイクも含む」というふうにはっきり明記されておられます。

愛荘町の場合は、「自動車等」言って、自動車も自転車も含むという解釈になるので、誤解を招く恐れがありますので、その点を改正されてはどうかというのをご質問いたしたいと思います。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

通勤手当の手段でございます車輛等の関係でございますが、通勤方法でございますが、一定「自動車等」というふうなくくりで例規を作成いたしておりますが、この中には、道路交通法上で言います自転車等も含まれてまいりますので、そういう解釈をいたしております。

なお、これらの法規につきましては、一定、県準則等を参考にしながら作成させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。平成21年度一般会計当初予算について、賛成を申し上げます。なお、賛成に先立って、当然いろいろな課題を持っています。その点を申し述べたいと思います。

予算編成の基本的な考え方としては、先ほども言いましたように、本町は5%削減目標をしたというふうに、一定の方向性を見出ししています。しかし、5%削減を目標にしたその削減は、実質は国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計、そして下水道事業特別会計、他の特別会計で大幅削減になったのは精算事業特別会計です。

特に注意しなければならないのは、国民健康保険事業1億2,250万円の減額、老人保健事業1億7,187万円の減額、後期高齢者医療事業の5,100万円の減額、合計3億4,500万円で、平成20年度7.2%の削減です。命に関わる特別会計予算が削減されている一方、一般会計当初予算は、前年度3億800万円増額予算となっています。要するに5%削減目標は、町民の命と健康を守る町政の姿勢かどうかを、予算編成の基本的な考え方として、一定、行政が表したものだと言わなければなりません。

しかし、この社会保障の減額予算を編成しなければならなかった、こうした大きな要因は、当然、自民・公明のそうした政治の中で社会保障を切り捨てる、要するに受益者負担に求めている政治にあることはいまでもありません。しかし、そうした中で、いかに町民の暮らしを守っていくかという、その予算編成の基本的な考え方を持って町単独事業として取り組める姿勢、およびその予算を今後そういった視点で築かれていくことを求めています。

平成21年度一般会計当初予算について、公正な行政の執行のために解決すべき課題として、平成21年度一般会計において法人税が大幅に減収となる行財政運営が迫られてきているわけです。昨年のアメリカ発の金融経済危機、これが日本にも襲いかかって、本町にもそうした事態を招いています。その結果、町民の皆さんの中に不安が募ってきているのが現実であります。

こうしたもとで、行政のあり方、行財政運営のあり方として、どうであるのかという点では、同和行政に関する法律が失効している現状で、残念ながら、本町には今なおその同和関係予算が拠出されていると。一定の雑ばくながらの試算をしてみると、6,300万円ほどあります。また、同和減免は、当然、縮減の方向性が示されました。当然、公正な行政という観点からは、そうした結論が出されたことに対しては、良とするものです。しかし、平成21年度は、その歩みとして50%減免は継続されます。

こうした財源を一定考慮すれば、中学校の卒業までの医療費の完全無料化、そうしたものに充てられます。また、公園要素の体育施設利用料、これは完全に無料化することができるわけです。そして、自治会への補助金、当然、縮減行財政運営が求められているとは言え、果たして、先ほどの質疑の中で受けてきましたように、自治会に負担をかけるべきか、自治会での負担をかければ、結果として町民全体の暮らしと、そうしたものに対して、要するに生活の基盤を崩されていけば、当然あらゆるところに影響が出る。そのために支援していくのが行政の仕事です。そのためにも自治会への補助金と言いますか、交付金の充実というものは、そうした角度から求められてきます。

そうは言え、一定のハード事業であります湖東三山インターチェンジ事業について、方向が変化してきました。私たちは、彦根・八日市間が20kmと長い区間にインターチェンジがないのは、当区間だけだというふうな説明を受けてきております。しかし、この論理は、あくまでも国と中日本高速道路会社の論理、すなわちハイウェイを利用するその利用者を増進させるというハイウェイ利用構想に基づくものであって、当然地元負担が伴うべき筋のものではないということ、一貫して提言をしてきました。結果的には、そうした方向が今見出されようとしています。そうした変化、要するに地元負担なしの事業進捗に変化したことに対しては、評価をしたいと思います。

以上、全体的に当初予算を見た限り、ハード事業においても、教育、子育て支援、また今言いましたように、地元の愛荘町の財源を伴わないハード事業に変化しようとしている、こうしたものを勘案して、教育と福祉に総体的に重点を置いた当初予算ではないかと評価をし、賛成討論といたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)14番、水野。私の場合には、はっきりと賛成をさせていただきたい、このように思っています。ただいま提案されております議案第20号、平成21年度一般会計歳入歳出予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

一般会計82億7,500万円の総予算額が提出されました。まず、歳入予算で一番多くを占めます町税については、前年度比較18%の減で28億613万円となり、経済情勢の急激な悪化が法人・町民税に大きく影響しております。一方、昨年度の法人税も落ち込んだことにより、地方交付税では51%の増で20億2,100万円となり、町税の減収分を地方交付税で補える形となりました。また、現下の雇用失業情勢が厳しいことなどからも、税等徴収率の確保に懸念されるところであり、引き続き、徴収対策に万全を期していただくようお願いいたします。

次に、歳出面については、人件費の計上経費は前年度比較2.4%減となり、引き続き、定員適正化計画のもと、着実に進めていただきたいと思います。また物件費、いわゆる事務的経費の經常経費であります。前年度比較2.4%減で、合理化や効率化が伺えます。今後の執行にあたっては、さらに経費の削減に努力をお願いしたいと思います。また、基金の取り崩しでは、財政調整基金の取り崩しをできる限り抑え、振興基金など目的基金を拡張され、特に公債費の将来負担の軽減を図る意味から、町債の発行額を前年度比較14.8%に抑制し、また、繰上償還額1億5,000万円を計上され、財政の健全化に配慮が伺えます。

政運営に努められることを強く要望し、平成21年度一般会計予算の賛成討論とします。以上です。

か。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)国民健康保険事業特別会計予算に関わってなんですけれども、収入からですが、このほどいろいろな社会の状況がありまして、解雇されておられて国保税の支払いが困難という方が、よくたくさん窓口に来られていると見受けるのですけれども、その方へどのように対応されているのかどうか、また、これからされていくのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)国保税の関係かと思いますので、私の方で答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、雇用が打ち切られたというふうな形で、納税相談はございます。そういった場合に、家庭の状況あるいは収入の状況を聞かせていただいて、分割納付なり延納というふうな場合のケースもございますので、ケースバイケースで相談に応じ、納付を将来的に向かって納付の確約をいただくような形で指導しているところでございますので、お願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)議案第23号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対して、反対を表明します。

今、派遣切りなどが横行し、雇用を取り巻く状況が悪化し、町民の生活苦が広がっています。このような中で、国保税が払いたくても払えない世帯が増えています。昨年の12月に国会で成立した救済法により、平成21年度からは中学生以下の子どもがいる滞納世帯に資格証明書を発行せず、無条件で短期保険証が発行されることになりました。また、子どものいない滞納世帯についても、医療を受ける必要があり、支払いが困難であると申し出た場合は、短期保険証を交付すると政府は証明しています。

国の段階で一定の見直しはあるものの、まだまだ制裁措置は厳しく、国民が必要な医療を受けることを困難にさせるものです。愛荘町でも納付相談などできめ細かな対応をされていることは評価しますが、国の悪政の防波堤になるために、今後も機械的にならないきめ細かな対応を求めるものです。

本予算には、後期高齢者支援金、特定健康審査事業費など、20年度から新たに始まった制度による歳出があり、国保会計を圧迫し、国保税引き上げにつながることは懸念されます。

後期高齢者支援金は20年度から始まった後期高齢者医療制度に関わる予算計上ですが、お年寄りを年齢で差別する医療制度は廃止しかないという立場から、議案第25号、平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計に対しても、この場で反対を表明しておきます。

特定健康審査等事業費については、特定健診の制度そのものが、今までより健診を受けにくくさせ、また健診項目も削られ、国民の健康を守る観点が交代しています。以上、国民の命と健康を保障できない国の制度を批判し、反対討論といたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。着席して下さい。よって、議案第23号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。着席して下さい。よって、議案第24号、平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。この21年度より、後期高齢者医療の保険料の普通徴収で、滞納が1年以上ある方が対象となり、保険証を与えられず、取り上げられ、資格証明書が発行される可能性が出てまいりましたが、一般質問でもさせていただいたように、機械的にならずに、その方の状況をよく把握して、命と健康を守っていただくことが答弁されています。今現在も、この立場でおられるのかどうかということをお答えをいただきたいと思います。そして、先ほどの国保の会計、それとまたあとの介護保険の会計にも関わるわけですが、ちょっとこの場でお聞きしておきますけれども、21年度より高額介護合算療養費というものが出てくるということで、それが給付される、開始されるということで、説明を委員会の方でお聞きしております。その場所でも言っておられましたが、やはり、担当課が2つまたがるわけですので、やはり町民の方にはよく周知を、お知らせをしていただいて、混雑のないように、あっちへ行ってこっちへも行かないとあかんという、そういうことは避けていただいて、やはり敏速な処理の方を、対応の方を求めておきますけれども、これについて答弁をお願いいたします。

○議長(森隆一君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)今、瀧議員2点についてご質問いただきましたけれども、先の教育民生委員会でもご説明いたしましたとおり、また、今議員がおっしゃいましたとおり、2点とも現時点でもその方針に変わりはありませんので、適切に行いたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑なしを終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。着席して下さい。よって、議案第25号、平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。着席して下さい。よって、議案第26号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。これも、教育民生常任委員会でも出しましたが、平成18年度ですか、高齢者の方に対して、いろいろな、例えば、年金課税の見直し、老年者控除の廃止、高齢者の非課税限度額の段階的廃止、このような税制改革が行われたと思います。そして、その非課税課税という線引きが大きな介護保険料の金額の差になるということで、そのそれを緩和するために、著しい値上げを緩和するために、2年間激変緩和措置というものをされました。

そして、今年度の現在の1段階から6段階までの介護保険料の人数、そして21年度の人数ちょっとあらかじめいただいただけですけども、これを見させていただきますと、やっぱり、歴然と今度21年度から激変緩和措置が廃止される影響が出ております。

人数が多くなっているのは5段階、つまり課税住民税の課税の方であり、住民税の本人課税者のうち合計所得金額が200万円未満の方が、ここの段階だけが20年度、21年度に比較すると472人が増えており、あとの段階は全部マイナス状況です。そして、3段階、4段階、これはもう非課税の方ですけども、所得で区切られてあるわけですけども、プラスすると、ここの段階の人数はプラスすれば20年度、21年度と比べれば、344人がマイナスになっております。

と言うと、例えば、3段階の3,200円今まで払っておられた方が、今度200円介護保険料が上がるというって、200円だけ上がるということで済まなくなるわけで、それが例えば無課税者だということで5段階にいくとすると、3,200円払っていた方が、月4,250円ということに、払わなあかんようになるわけで、結局、もう1,050円の値上がりということになるわけです。

これは国の定めたことですので、これはこれをどうこうということは今は言えないわけですが、これをやはり、通知が来て「ええっ」とびっくりされて、「ええっなんで」ということになるとと思いますので、介護保険料の引き上げ、今回の改定と同時に、これもやはりもう一度対象者の方には説明責任を果たして、こうなったんですよということを納得していただく義務が行政にあると思いますが、どのようにされていくのかについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)今ほど、瀧議員からご質問いただきました激変緩和措置の終了に伴って、影響が出てくる数字を事前にお話したのですが、おっしゃるとおりの数字でございます。

これについては、もう十分ご承知だと思うのですが、18年度の税制改正から本来19年度で、その激変緩和措置が終わる予定であったものが、20年度につきましては、市町村の判断で継続することも可能というような国の方針が出されまして、当町は町の判断でそれを続けていたということであります。

しかしながら、これを続けたいのでありますけれども、もし続けるとなりますと、予算面で対応しきれないことはもちろんなんですが、それ以外に、公平性という部分で、この税制改正の時の影響を受けて緩和措置がとられていた方以外というのは、それ以後に、この第1号被保険者になられた方については、現在の制度でいきますので、その辺の差がいつまでもついてくるというようなことから、基準どおりに実施をさせていただかなければならないということでありまして、委員会でもお話をさせていただいておりましたように、その辺の広輻について、議員ご指摘のように、周知に努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第27号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に対して、反対を表明いたします。

今議会でも、議案として提案されましたが、平成21年度から介護保険料が引き上げになります。それだけではなく、老年者控除の廃止などの税制改革により、激変緩和措置がされていましたが、21年度からはなくなり、今までの非課税段階の保険料を支払っていたのに、課税段階の保険料を支払うことになり、先ほども申し上げましたように、例えば、月3,200円払っていた人が、段階が上がり、月4,200円になるケースも多く出てくることが予想され、月200円の値上げだけではすまないというケースが生まれることになります。これは町民にとって大きな負担増です。

また、制度改悪により、利用者に必要な介護が十分に受けられない状況があります。このような国の高齢者に冷たい姿勢を批判するとともに、高齢者の負担増を抑え、必要な介護が受けられるために、町段階で最大限の努力をしていただくことを伝え、反対討論いたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)着席して下さい。賛成多数です。よって、議案第27号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後2時40分

再開午後4時31分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告3件、同意1件、議案8件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、報告3件、同意1件、議案8件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎報告第4号から第6号までの報告

○議長(森隆一君)追加日程第1、報告第4号専決処分の報告についてから追加日程第3、報告第6号平成21年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてまでを一括議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第4号の専決処分の報告から、報告をさせていただきます。地方自治法第180条第1項の規定により、次のように工事請負契約の変更について、3月16日付けで専決処分をいたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

- 1、契約の目的平成20年度工事第6号、愛知川南面整備工事(県道小田荊愛知川線第3工区)
 - 2、変更契約の金額変更前の契約金額1億1,791万800円、変更後の契約金額1億1,848万6,200円
 - 3、契約の相手方滋賀県大津市逢坂1丁目12番36柱ビルライト工業株式会社京滋営業所所長金藤達也
- 次に、報告第5号の専決処分の報告でございます。こちらの方につきましては、3月19日付けで、工事請負契約の変更について専決処分をいたしております。

- 1、契約の目的につきましては、平成20年度工事第3号、秦荘幼稚園建設工事(建築)でございます。
 - 2、変更契約の金額変更前の契約金額2億653万5,000円、変更後の契約金額2億677万5,450円
 - 3、契約の相手方滋賀県東近江市八日市上之町9番3号辻寅建設株式会社東近江営業所営業所長竹村久仁夫
- 以上でございます。

次に、報告第6号でございます。平成21年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告でございます。

これにつきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。別冊に平成21年度の事業計画書、収支予算書、資金計画書がございます。

まず、1ページでございますけれども、基本方針につきましては、ここにあげておりますように、公有地となる土地の確保管理に努め、設立団体土地需要に対処するものでございます。事業関係の土地取得造成につきましては、

新規の申し出の予定がないということでございます。土地の管理処分につきましては、ここに記載のとおりでございます。

次に、3ページでございます。当土地開発公社の終身予算の総額につきましては、ここにあらわっておりますように、1億8,500万8,000円と定めさせていただくものでございます。内容につきましては、ほとんどが元利償還の償還でございます。

それから、9ページにつきましては、資金計画でございまして、平成21年度末の借入金の残高見込みでございます。4億5,891万円の残高見込みとなっております。以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(森隆一君)これで、報告第4号ならびに第5号、専決処分の報告について、報告第6号、平成21年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを終わります。

◎同意第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(森隆一君)追加日程第4、同意第5号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、同意第5号について説明させていただきます。同意第5号議案は、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員の要件につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律に定められて、委員定数は5人、任期は本来4年でございますけれども、合併の特例として、任期が一斉にならないよう考慮されまして、4年任期・3年任期・2年任期・1年任期と、それぞれ委員の任期が決められたところでございます。

今般、現委員の藤居加南子氏が3年委員として任命されておりましたが、平成21年3月28日をもって任期が満了いたします。

それで、次の方を選任するということになっているところでございますが、教育行政の組織および運営に関する法律が平成19年に改正されまして、この委員のうちに、保護者、子どもを持つ保護者が含まれてなければならないというふうに改正をされまして、藤居加南子委員に変わって、今提案させていただいております、記住所愛知郡愛荘町市715番地、氏名曾我由美さん、生年月日昭和39年4月14日、44歳の方であります。二人のお子さんをもっておられる曾我さんを専任いたしたく、同意をいただきたくお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、同意第5号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第5、議案第28号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)議案第28号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

愛荘町行政組織条例平成18年愛荘町条例第5号の一部を次のように改正しようとするものでございます。

第2条、政策調整室の項に、次の2号を加えるものでございます。第7号に交通政策に関すること、第8号に都市交流および多文化共生社会づくりに関すること。

同条、総務課の項第8条を次のように改めるものでございます。第8号、防犯に関すること、同条同項第11号を削りまして、第12号を第11号とするものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、よって、議案第28号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号から議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第6、議案第29号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、追加日程第9、議案第32号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)議案第29号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のほか、関連します議案第30号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のほか3条例につきましては、別冊の説明資料の5ページをご覧くださいと思います。改正理由としましては、職員の勤務条件について、人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が平成20年12月26日に公布され、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律や、地方公務員の育児休業等に関する法律が平成21年4月1日から施

行されたことに伴い、正規職員の勤務時間を一日当たり7時間45分に、一週間当たり38時間45分に改定を行うこととさせていただきます。

具体的には、勤務時間8時30分から17時15分の現行どおりとし、休憩時間を12時15分から13時を、12時から13時とするものでございます。併せて、短時間勤務職員の勤務時間等の改正、その他条文についての所要の整備を講ずることから、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の3条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案書の6ページでございますが、議案第29号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するというので、第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に、同条3項中「160時間から320時間」を「150時間30分から310時間」に改める。第3条ならびに第6条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。第7条で、休憩時間を規定するものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。第2条で、経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第30号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するというので、第11条中、「20時間、24時間または25時間」を、「19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分」に改め、第16条ならびに第18条の表第18中、18条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。第2条で、経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第31号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正するというので、第2条第1項中「、1週間を通じて20時間」を「、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に、「、30分」を「、5分」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。第2条ならびに第3条で、経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第32号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、第11条第2項中「、その職員」を「、前項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）」に改め、第18条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改め、第21条の2第1項中ならびに第24条第2項中「、第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員」を「、管理職員」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森隆一君）まず、議案第29号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入りますが、その前に、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森隆一君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森隆一君）討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第29号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。
これより議案第30号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第30号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。
これより議案第31号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第31号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第32号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第32号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第10、議案第33号町道の路線の変更の認定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第33号、町道の路線の変更の認定につき議決を求めることについてをご説明させていただきます。

次の路線を変更することにつき、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。路線の変更でございますが、これは(仮称)湖東三山インターチェンジの設置に伴いまして、町道松尾寺野瀬線の用地がかかりますことから、変更するものでございます。

路線番号はH29で、路線名は町道松尾寺野瀬線で、名称と起点の松尾寺字南谷は変更ございませんが、終点が松尾寺字野瀬から松尾寺字野瀬1425と地番が変わるものでございます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第33号町道の路線の変更の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第11、議案第34号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第34号、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)につきまして、説明をさせていただきます。

第1条に記載しておりますように、繰越明許費の追加の補正でございます。12ページにあげさせていただいております第1表繰越明許費補正、事業につきましては国道町道名神国8線道路改良事業2,400万円、普通河川浚せつ改良

事業758万円、全員協議会で説明させていただきましたように、年度内の完了が見込めないというようなことから、4月30日まで1ヵ月間繰り越しをさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第34号、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第12、議案第35号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第35号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,269万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,769万円とするものでございます。

内容につきましては、4ページからでございます。今回の補正につきましては、国の第二次経済対策補正予算の事業に基づく補正でございます。事業といたしましては、安心安全な出産の確保、また、ふるさと雇用再生特別推進事業、緊急雇用創出特別推進事業でございます。これらに伴う補正予算でございます。

まず、4ページの歳入につきましては、県補助金といたしまして、妊婦健康診査事業費補助金787万5,000円の追加、それから、ふるさと雇用再生特別推進事業補助金ならびに緊急雇用創出特別推進事業補助金、合わせて2,860万円の追加、それから、教育費関係の緊急雇用創出特別推進事業補助金226万円の追加でございます。財源調整といたしまして、前年度繰越金1,395万5,000円を充てさせていただくものでございます。

歳出につきましては、まず、衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費でございます。これにつきましては、妊婦一般健康診査の拡充の事業でございます。合わせて2,183万円の追加でございます。次に、労働費、労働諸費の失業対策費につきましては、ふるさと雇用ならびに緊急雇用創出の事業、合わせまして2,860万円を計上させていただいております。

また、6ページにつきましては、教育総務費、教育振興費といたしまして、こちらの方には緊急雇用創出特別推進事業のうち、すこやか支援費(事業)ということで、226万円を追加させていただいたものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。
これより、議案第35号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第35号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩午後4時58分
再開午後5時14分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。
地方自治法第117条の規定により、議長を交代します。副議長、議長席へ。

〔議長は除斥議場から退場〕

○副議長(上林貞君)ただいま森隆一議長から、議長の辞職願が提出されています。
お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(上林貞君)異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長(上林貞君)追加日程第13、議長辞職の件を議題とします。
事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長(上林貞君)お諮りします。森隆一君の議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(上林貞君)異議なしと認めます。よって、森隆一君の議長の辞職を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩午後5時16分
再開午後5時17分

○副議長(上林貞君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第14として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(上林貞君)異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第14として選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長(上林貞君)追加日程第14、選挙第1号議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(上林貞君)ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番辰己保君および3番珠久清次君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長(上林貞君)投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(上林貞君)配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長(上林貞君)異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

○副議長(上林貞君)投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(上林貞君)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番辰己保君および3番珠久清次君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長(上林貞君)選挙の結果を報告します。

投票総数 16票、有効投票数 16票、無効投票数 0票です。有効投票のうち、竹中秀夫君 8票、河村善一君 4票、辰己保君 3票、吉岡あみ子君 1票、この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、竹中秀夫君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(上林貞君)ただいま、議長に当選された竹中秀夫君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました竹中秀夫君より就任のあいさつがあります。

○9番(竹中秀夫君)一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今ほどは、議長選挙が執行されました。不肖、私、竹中秀夫が皆さん方の温かいご投票によりまして、議長に就任をさせていただきました。就任をさせていただくことにつきましては、今日まで経済情勢が非常に緊迫しておるといような、国際的にも非常に緊迫しておるといような状況下の中、愛荘町といたしましても、昨年からの法人税ならびに一般の税収が非常に減収しておると。そういった中で、この立て直しにどういうふうに、執行部と共に舵取りが大事ではなかろうかなという昨今の今日でございます。

そういった中で、私も皆さん方のいろいろなご指導、ご鞭撻をいただきまして、この議長職を全うしながら、よりよい愛荘町の発展のために今後ともがんばってまいりたいと、こういう決意でございます。どうか、今後とも皆さん方の格段のご支援をよろしくお願いをいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長(上林貞君)議長を交代します。

暫時休憩いたします。

休憩午後5時28分

再開午後5時48分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、上林貞副議長から、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。指定第1号ならびに副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、指定第1号ならびに副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎指定第1号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第15、指定第1号議席の一部変更についてを議題にします。

愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

◎副議長辞職の件

○議長(竹中秀夫君)追加日程第16、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、上林貞君の退場を求めます。

〔2番上林貞君退場〕

○議長(竹中秀夫君)事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長(竹中秀夫君)お諮りします。上林貞君の副議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、上林貞君の副議長の辞職を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩午後5時50分

再開午後5時51分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

〔2番上林貞君議場へ〕

○議長(竹中秀夫君)ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第17として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第17として選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長(竹中秀夫君)追加日程第17、選挙第2号副議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午後5時53分

再開午後5時59分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番西澤久仁雄君および5番河村善一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長(竹中秀夫君)投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長(竹中秀夫君)異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

○議長(竹中秀夫君)投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。4番西澤久仁雄君および5番河村善一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長(竹中秀夫君)選挙の結果を報告します。
投票総数16票、有効投票数16票、無効投票数0票です。有効投票のうち、本田秀樹君9票、小杉和子君4票、瀧すみ江君3票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、4票です。したがって本田秀樹君が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長(竹中秀夫君)ただいま、副議長に当選された本田秀樹君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました本田秀樹君より就任のあいさつがあります。

○6番(本田秀樹君)一言ごあいさつを申し上げます。

選挙の結果、私、本田秀樹が副議長になりました。新しい議長と共に、残りの少ない任期まで、愛荘町のために一生懸命がんばりたい所存でございます。今後、皆さまとともにいいまちづくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩午後6時08分

再開午後7時31分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、選挙2件、議会広報特別委員会委員の辞任の件1件、選任2件、報告1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって選挙2件、議会広報特別委員会委員の辞任の件1件、選任2件、報告1件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選挙第3号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第18、選挙第3号愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

愛知郡広域行政組合議会議員に、上林貞君に代わり、私、竹中秀夫を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました者を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました者が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま、愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました、私、竹中秀夫が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎選挙第4号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第19、選挙第4号湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、森隆一君・上林直君に代わり、本田秀樹君・珠久清次君を指名します。
お諮りします。ただいま指名しました者を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました者が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました本田秀樹君・珠久清次君が議場にいます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎議会広報特別委員会委員の辞任の件

○議長(竹中秀夫君)追加日程第20、議会広報特別委員会委員の辞任の件についてを議題にします。
地方自治法第117条の規定により議長を交代します。

〔議長退場〕

○副議長(本田秀樹君)事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長(本田秀樹君)お諮りします。竹中秀夫君の議会広報特別委員会委員辞任の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(本田秀樹君)異議なしと認めます。よって、竹中秀夫君の議会広報特別委員会委員辞任の件を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩午後7時37分

再開午後7時37分

〔議長交代〕

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第1号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第21、選任第1号議会広報特別委員会委員の補充選任についてを議題にします。
議会広報特別委員会委員の補充選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、議長において指名します。
私、竹中秀夫に代わり森隆一君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、選任第1号、議会広報特別委員会委員の補充の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

◎報告第7号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第22、報告第7号議会運営委員会および産業建設常任委員会ならびに同和対策特別委員会の委員長の報告を議題にします。

各委員会で互選の結果、議会運営委員会委員長に本田秀樹君、産業建設常任委員会委員長に珠久清次君、同和対策特別委員会委員長に久保田九右衛門君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

◎選任第2号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第23、選任第2号議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、議長において指名します。上林直君・私、竹中秀夫の代わりに、珠久清次君・久保田九右衛門君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、選任第2号、議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩午後7時40分

再開午後7時44分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

〔執行部入場〕

◎議提第1号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第24、議提第1号議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手もとに配付しておきました文書のとおり議員を派遣したので、報告します。また、この規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、お手もとに配付しておきました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(竹中秀夫君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を開じます。これをもって、平成21年度

3月愛荘町議会定例会を開会します。

○議長(竹中秀夫君)開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。先ほどは、議長ならびに副議長の選挙させていただいたわけでございます。こういった中で、私、竹中秀夫が前の森議長の後を引き継ぐことに、当選をさせていただいたわけでございます。また、副議長には本田秀樹君が当選をされましたわけでございます。何分、私、今日までの議会活動の中でいろいろな勉強をしてきたにも関わらず、まだまだ自分ながらに未熟というようなことをいつも言い聞かせておるわけでございます。

今後は、愛荘町発展のため、また執行部共々に汗を流しながら歩んでいきたい、またがんばりたいと、こういうように思っておるわけでございます。この点につきましても、議員の各位皆さん方の格段のご協力等々をいただきますことを切にお願いをいたしまして、また執行部の皆さん方にもお力をお借りいたしまして、この残された1年を全うしてまいりたいと、こういうように思っておりますので、よろしくをお願いをいたしまして、甚だ意用を尽くせませんけれども、開会のごあいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

町長。

○町長(村西俊雄君)今議会の開会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

ただいまは、新しい議会の構成を決定されまして、今までと変わらず、行政と議会が一体となって、両輪となって、住民の皆さんの福祉向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご支援、理解を賜りたいと思います。

さて、今議会提案させていただきました案件は、追加案件を含めまして、専決処分の報告2件、平成21年度滋賀県土地開発公社の事業計画等の報告1件、同じく土地開発公社定款の変更が1件、専決1件、条例の制定および改正案件14件、道路認定1件、20年度一般会計および特別会計の補正予算ならびに21年度各会計の当初予算および一般会計補正予算等、合わせて予算案件は15件・人事案件5件、合計40件の多くにわたりまして慎重審議のうえ可決いただきまして、誠にありがとうございました。

可決いただきました21年度愛荘町の予算の執行にあたりましては、2万人町民の皆さんの福祉向上のため、総合計画実行予算として、執行部一丸となってまい進する覚悟でございます。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえまして、職員ともども、誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

さて、念願の湖東三山インターチェンジにつきましては、去る19日に道路管理者である県から国土交通省宛てに、名神高速道路への連結許可申請書が提出され、21年度初めには許可される見込みとなりました。

これに先立ちまして、先日、金子一義国土交通大臣に、地元選出の国会議員のご案内をいただき、県から上野県会議長、土木交通部長、町からは森議長ほか4議員、そして私は期成同盟の会長として、早期にこの許可がいただけるようお願いをしまいったところであります。

大臣からは、資金の手当てはできたので、がんばってやりましょうというお言葉をいただきました。全体事業費は18億9,700万円、その負担につきましては、県が5億円弱、高速道路が4億円弱、高速道路保有機構が半分以上の約10億円強ということで、本町負担はなしということになりました。

また、インターチェンジの名称であります、国の実施要綱によって、スマートインターチェンジの名称はパーキングエリアの名称とするということになっておりまして、報道にもありましたように、手続き上、申請は「秦荘スマートインターチェンジ」となりましたが、これまで期成同盟や地区協議会で取り組んできました「湖東三山インターチェンジ」という名称になるよう、県の標識的適正化委員会というのがございまして、ここで検討をいただくということになっております。

次に、定額交付金および子育て応援金につきましては、この3月27日に各世帯に申請書をお送りし、4月1日から受け付け開始、内容を確認いたしまして4月16日木曜日を支給開始日といたしております。以後、毎週木曜日に口座振込みをさせていただくよう進めているところでございます。

いよいよ、平成20年度もあと1週間となりました。今年度末で退職予定の職員は7人ですが、勤続期間の長短はあれ、皆さんには住民福祉の向上と町政発展のためご尽力いただきました。特にこの間、2町合併という歴史的な激動の中で困難な業務を遂行され、合併後の難題にも日夜検討をいただきました。これまでのご労苦に対し心から感謝申し上げますとともに、今後もそれぞれのお立場から、町の発展のためご指導、ご支援をいただきますことを切にお願いする次第であります。

最後に、3月議会閉会にあたりまして、議員各位におかれましては、今後とも変らぬご指導、ご鞭撻をお願いいたします。平成20年度締めくくりの御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。